

東京都北区地域防災計画

資料編（震災対策編）

平成27年3月修正

東京都北区防災会議

東京都北区地域防災計画(震災対策編)平成27年3月修正

資料編 目次

[条例・要綱・協定]

1. 東京都北区防災会議条例	3
2. 東京都北区防災会議委員名簿	5
3. 東京都北区災害対策本部条例	8
4. 東京都北区災害対策本部条例施行規則	9
5. 東京都北区災害警戒態勢に関する宿日直勤務規程	16
6. 東京都北区勤務時間内の災害等に対応する非常配備態勢に関する要綱	18
7. 東京都北区勤務時間外の災害等に対応する非常配備態勢に関する要綱	21
8. 東京都北区内における災害時の医療救護活動についての協定書	28
9. 災害時の医療救護活動実施細目	30
10. 災害時における妊産婦等への支援活動に関する協定書	38
11. 災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書	41
12. 災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定細目	43
13. 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	45
14. 災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書	47
15. 災害時における応急用精米の優先供給に関する協定細目	49
16. 災害時における麺類等の供給に関する協定書	51
17. 災害時における麺類等の供給に関する協定細目	53
18. 災害時における緊急輸送業務に関する協定書	55
19. 災害時における緊急輸送業務に関する協定細目	57
20. 給水施設の維持管理及び運用に関する協定書	60
21. 給水施設の維持管理及び運用に関する協定の実施細目	62
22. 給水施設の維持管理及び運用に関する協定書	67
23. 自家発電装置の設置及び深井戸使用に関する協定書	69
24. 深井戸使用に関する協定書	71
25. 深井戸使用に関する協定の協定細目	73
26. 災害時における公衆浴場及び井戸の使用に関する協定	74
27. 災害時における接骨師会の協力に関する協定書	78
28. 災害時における接骨師会の協力に関する協定細目	80
29. 北区と酒田市との災害時における相互援助協定	84
30. 北区と中之条町との災害時における相互応援に関する協定	86
31. 北区と甘楽町との災害時における相互応援に関する協定	88
32. 災害時における情報交換に関する協定書	90
33. 北区防災行政無線局設置等に関する協定書	92
34. 北区と前橋市の災害時における物資等の支援に関する協定	94
35. 特別区災害時相互協定及び相互支援に関する協定	96
36. 特別区支援対策本部の設置等に関する実施細目	100
37. 職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する実施細目	102
38. 救援物資の区間相互支援及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する実施細目	103

39. 避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項に関する実施細目	104
40. 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する実施細目	105
41. 被災住民の受入れに関する実施細目	106
42. 動物の保護に関する実施細目	107
43. 医療救護活動に関する実施細目	108
44. ごみ、し尿、がれきの処理に関する実施細目	109
45. 災害時要援護者の救援支援に関する実施細目	110
46. 遺体の搬送、埋葬等に関する実施細目	111
47. 道路の早期復旧に関する実施細目	112
48. 応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明発行に関する実施細目	113
49. 仮設住宅の提供に関する実施細目	114
50. 帰宅困難者対策に関する実施細目	115
51. 児童・生徒の受入れ、応急教育の実施等に関する実施細目	116
52. 被災区の業務継続のための支援区における施設等の提供に関する実施細目	117
53. 災害時における応急対策業務に関する協定	118
54. 災害時における応急対策業務に関する協定実施細目	120
55. 災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定	121
56. 災害時における避難所等の建築物応急危険度判定及び点検に関する協定	133
57. 災害時における協力に関する協定書	139
58. 災害時の歯科医療救護活動についての協定書	143
59. 災害時の歯科医療救護活動実施細目	146
60. 災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定書	154
61. 災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定細目	156
62. 災害時における遺体搬送等の業務に関する協定書	158
63. 避難所施設利用に関する協定書	160
64. 避難所施設利用に関する協定書	162
65. 避難所施設利用に関する協定書	167
66. 災害時における施設利用の協力に関する協定	169
67. 災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協定書	171
68. 災害時における理容サービス提供に関する協定	174
69. 東京都北区危機管理参集メール配信要綱	179
70. 東京都北区「安全・安心」・快適メール情報配信システム運営基本要綱	181
71. 災害時における物資の供給に関する協定書	183
72. 非常通信の運用に関する協定書	185
73. 北区と郵便事業株式会社との災害時における相互協力に関する協定	187
74. 災害時におけるボランティア活動に関する協定書	189
75. 災害時におけるボランティア活動に関する協定細目	192
76. 災害時における消毒作業活動に関する協定書	193
77. 災害時における消毒作業活動に関する協定細目	195
78. 災害時における協力体制に関する協定	197
79. 災害時における協力体制に関する協定の実施細目	199
80. 災害時における商店街所有の放送設備を使用した災害情報の伝達に関する協定	204
81. 光通信ネットワークを利用した河川情報提供に関する協定書	207

82. 災害時の情報交換に関する協定	209
83. 災害時における臨時災害放送局開設に関する覚書	211
84. 災害時における避難場所開放に関する協定書	213
85. 災害時における協力体制に関する協定書	215
86. 災害時における協力体制に関する協定書の実施細目	218
87. 震災時多機能型深層無限水利（深井戸）の管理並びに活用に係る協定	224
88. 災害時における協力体制に関する協定書	226
89. 災害時における協力体制に関する協定の実施細目	229
90. 災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定書	234
91. 災害時における女性被災者等の相談窓口設置に伴う業務等に関する協定書	239

[震災対策編]

1. 地域危険度 条例及び公表の経緯	243
2. 地域危険度 町丁目別危険度一覧表	244
3. 北区における地域危険度の分布	247
4. 地域危険度マップ（北区）	248
5. 軽可搬消防ポンプ配備状況	249
6. 消防団の現勢	249
7. 分団本部所在地及び受持区域	250
8. 整備地域・重点整備地域	251
9. 延焼遮断帯の図	253
10. 道路の現況	255
11. 都市計画道路一覧	256
12. 避難路の図	259
13. 橋りょうの現況	261
14. 歩道橋の現況	263
15. 急傾斜地崩壊危険箇所一覧	266
16. 急傾斜地崩壊危険区域一覧	267
17. 学校施設の耐震化状況	268
18. 庁舎等施設の耐震化状況	268
19. 住宅の耐震化の現状	269
20. 民間特定建築物の耐震化の現状	270
21. 緊急輸送道路沿道図	271
22. 文化財一覧	273
23. 建物被災状況簡易チェックシート	277
24. 消防水利の現況（北区内）	280
25. 区内における「高圧ガス保安法」等に基づく事業者の現況	280
26. 毒物・劇物取扱い事業者	280
27. 区内における「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づく放射線 取扱い事業者の現況	280
28. 東日本旅客鉄道(株)施設・駅舎等の現況	281
29. 緊急道路・準緊急道路障害物除去路線図	283
30. 対象処理施設配置図	285

31. 災害時臨時離着陸場候補地	285
32. ヘリコプター発着場基準および表示要領	286
33. ヘリサイン表示施設一覧	287
34. 九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申し合わせ事項	287
35. 自衛隊 部隊名称・住所（駐屯地名等）	288
36. 北区防災システムの全体像	289
37. 被害の認定基準	291
38. 東京都、北区の防災行政無線の詳細情報	292
39. 北区内の救急病院	295
40. 「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」より 一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について	296
41. 「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」より 一時滞在施設の考え方	297
42. 「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」より 一時滞在施設の運営	299
43. 北区防災地図	301
44. いっとき集合場所一覧表	303
45. 避難場所一覧	306
46. 避難所一覧	308
47. 災害備蓄倉庫の位置及び名称	309
48. 備蓄物資一覧	310
49. 備蓄物資一覧（福祉避難所）	311
50. 給水拠点別給水計画	312
51. 災害用給水所（深井戸）一覧表	313
52. 耐震性地下貯水槽一覧	314
53. 営業所保有の応急給水用資機材	318
54. 給水資機材等	318
55. 激甚災害指定基準	319
56. 局地激甚災害指定基準	321
57. 応急仮設住宅建設予定地一覧	322
58. り災証明の範囲	323
59. 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	324
60. 見舞金・見舞品	325
61. 被災者生活再建支援金支給額	326
62. 災害援護資金貸付	327
63. 実費弁償	328
64. 気象庁震度階級関連解説表	329
65. 災害救助法の適用基準・適用手続き	331
66. 災害救助法施行細則 第2条	334
67. 災害様式	341
68. 日毎の記録を整理するために必要な書類	348

条例・要綱・協定

東京都北区防災会議条例

(昭和38年7月条例第8号)
改正昭和55年7月12日条例第25号
平成8年3月28日条例第10号
平成12年3月28日条例第32号
平成24年11月28日条例第39号

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、東京都北区防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 東京都北区（以下「区」という。）地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 2 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 3 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- 4 前三号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、区長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 1 指定地方行政機関の職員のうちから区長が任命する者
 - 2 東京都の知事の部内の職員のうちから区長が任命する者
 - 3 警視庁の警察官のうちから区長が任命する者
 - 4 陸上自衛隊第一師団の隊員のうちから区長が任命する者
 - 5 区長がその部内の職員のうちから指名する者
 - 6 区の教育委員会の教育長
 - 7 東京消防庁消防吏員のうちから区長が任命する者又は消防団長で区長が任命する者
 - 8 指定公共機関、指定地方公共機関又は区長が指定する公共的機関の役員又は職員のうちから区長が任命する者
 - 9 自主防災組織若しくは地域防災の向上に資すると区長が認める団体を構成する者又は学識経験のある者のうちから区長が任命する者
- 6 前項の委員の総数は、55人以内とする。
- 7 第5項第9号の委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(専門委員)

- 第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、区の職員、関係指定公共機関及び関係指定地方行政機関の役員又は職員並びに学識経験のある者のうちから、区長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議等)

- 第 5 条 防災会議は、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 2 防災会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

- 第 6 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和55年7月12日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成8年3月28日条例第10号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年3月28日条例第32号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年11月28日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区防災会議委員名簿

会 長 北 区 長

委 嘱 (委 任) 区 分	委 員	所 在 地	電 話
指定地方行政機関の 職員 (条例第3条5-1)	財務省関東財務局 東京財務事務所 統括国有財産管理官	〒113-8553 文京区湯島4-6-15	5842-7023
	国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所長	〒115-0042 北区志茂5-41-1	3902-2379
東京都の知事の部内 の職員 (条例第3条5-2)	建設局第六建設事務所長	〒120-0025 足立区千住東2-10-10	3882-1152
	交通局北自動車営業所長	〒115-0043 北区神谷3-10-6	3903-6137
	水道局北部支所長	〒176-0023 練馬区中村北1-9-4	3999-3127
	下水道局西部第二下水道事務所長	〒115-0051 北区浮間4-27-1	3969-2404
警視庁の警察官 (条例第3条5-3)	第十方面本部長	〒115-0056 北区西が丘3-4-7	3900-0197
	滝野川警察署長	〒114-0024 北区西ヶ原2-4-1	3940-0110
	王子警察署長	〒114-0002 北区王子3-22-22	3910-0110
	赤羽警察署長	〒115-0043 北区神谷3-10-1	3903-0110
陸上自衛隊第一師団 の隊員 (条例第3条5-4)	第一普通科連隊 第二中隊長	〒179-0081 練馬区北町4-1-1	3933-1161 内線522

委 嘱 (委 任) 区 分	委 員	所 在 地	電 話
東京消防庁の消防 吏員又は消防団員 (条例第3条5-7)	第五消防方面本部長	〒171-0021 豊島区西池袋2-37-8	3590-0119
	王子消防署長	〒114-0002 北区王子4-28-1	3927-0119
	赤羽消防署長	〒115-0044 北区赤羽南1-10-4	3902-0119
	滝野川消防署長	〒114-0024 北区西ヶ原2-1-1	3916-0119
	王子消防団長	〒114-0002 北区王子4-28-1	3927-0119
	赤羽消防団長	〒115-0044 北区赤羽南1-10-4	3902-0119
	滝野川消防団長	〒114-0024 北区西ヶ原2-1-1	3916-0119
公共的機関の職員 (条例第3条5-8)	東日本旅客鉄道(株) 王子駅長	〒114-0002 北区王子1-3-23	3911-3149
	東京地下鉄(株) 後楽園駅務管区王子区長	〒114-0002 北区王子1-10-18	5390-3071
	(株)NTT東日本-東京 サービス運営部 北フィールドサービスセンタ所長	〒160-0022 新宿区新宿1-33-13	3352-3262
	東京電力(株) 大塚支社長	〒170-0004 豊島区北大塚2-33-17	6375-5912
	東京ガス(株) 北部支店長	〒114-8535 北区滝野川5-42	5974-2120
	日本郵便(株) 王子郵便局長	〒114-0002 北区王子6-2-28	3914-4230
	首都高速道路(株) 西東京管理局総務部長	〒102-0093 千代田区平河町 2-16-3	3264-8201
	東京都北区医師会会長	〒114-8575 北区王子2-16-11	5390-3511
	東京都北歯科医師会会長	〒114-0032 北区中十条2-11-4	3900-5009
	東京都滝野川歯科医師会会長	〒114-0024 北区西ヶ原2-41-11	3918-8060

委 嘱 (委 任) 区 分	委 員	所 在 地	電 話
公共的機関の職員 (条例第3条5-8)	北区薬剤師会会長	〒114-0002 北区王子2-3-1 北区薬業会館	3914-5171
	(公益社団法人) 地域医療振興協 会 東京北医療センター 副セン ター長・看護部長	〒115-0053 北区赤羽台4-17-56	5963-3311
	北区助産師会会長	〒114-0021 北区岸町1-12-24-106	090-6504-4047
自主防災組織の長又 は学識経験者 (条例第3条5-9)	北区町会自治会連合会会長	—	—
	一般社団法人 減災・復興支援機構理事長	〒162-0825 新宿区神楽坂2-12-1 ラインビルド神楽坂205 号	5227-6861
区長の部内の職員 (条例第3条5-5)	副区長	〒114-8508 北区王子本町1-15-22	3908-1111
	政策経営部長	〃	〃
	総務部長	〃	〃
	危機管理室長	〃	〃
	地域振興部長	〃	〃
	区民部長	〃	〃
	生活環境部長	〃	〃
	健康福祉部長	〃	〃
	北区保健所長	〃	〃
	子ども家庭部長	〃	〃
	まちづくり部長	〃	〃
	十条・王子まちづくり推進担当部長		
	土木部長		
	会計管理室長	〃	〃
	教育委員会事務局次長	〃	〃
学校適正配置担当部長	〃	〃	
区議会事務局長	〃	〃	
区の教育委員会の教 育長 (条例第3条5-6)	教育長	〃	〃

東京都北区災害対策本部条例

昭和38年7月8日条例第9号
改正平成8年6月28日条例第25号
平成24年11月28日条例第40号

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、東京都北区災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の組織)

第 2 条 本部に本部長室及び部を置く。
2 部に部長をおく。
3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は東京都北区規則で定める。

(職 務)

第 3 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。
3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(規則への委任)

第 4 条 前2条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、東京都北区規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 （平成8年6月28日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 （平成24年11月28日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区災害対策本部条例施行規則

(昭和40年8月1日東京都北区規則第36号)

改正

昭和46年9月10日規則第20号
昭和59年3月31日規則第16号
昭和61年3月31日規則第6号
昭和63年4月1日規則第18号
平成2年8月4日規則第22号
平成7年3月22日規則第14号
平成8年3月29日規則第20号
平成9年7月4日規則第47号
平成12年3月31日規則第28号
平成14年3月28日規則第14号
平成15年6月26日規則第52号
平成18年3月31日規則第59号
平成21年2月13日規則第3号
要規則改正

昭和52年3月30日規則第5号
昭和60年5月15日規則第14号
昭和62年9月1日規則第32号
平成2年3月31日規則第5号
平成3年3月30日規則第12号
平成8年3月28日規則第7号
平成9年3月31日規則第11号
平成10年3月30日規則第33号
平成13年3月29日規則第12号
平成15年3月20日規則第10号
平成17年3月31日規則第57号
平成19年3月30日規則第42号
平成22年3月11日規則第11号

(本部長室の所掌事務)

第1条 本部長室は、次の事項について東京都北区災害対策本部（以下「本部」という。）の基本方針を審議策定する。

1. 本部の非常配備態勢及び解除に関する事。
2. 重要な災害情報の収集、伝達及び報告に関する事。
3. 避難の勧告又は指示に関する事。
4. 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用の要請に関する事。
5. 都及び他区市町村に対する応援等要請に関する事。
6. 災害対策に要する経費の処理方法に関する事。
7. 部長会議の召集に関する事。
8. 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関する事。

(本部長室の構成)

第2条 本部長室は、次の者をもって構成する。

1. 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
2. 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
3. 災害対策本部員（以下「本部員」という。）

(副本部長)

第3条 副本部長は、副区長及び教育委員会教育長（以下「教育長」という。）をもって充てる。

2 東京都北区災害対策本部条例（昭和38年7月東京都北区条例第9号）第3条第2項の規定による本部長の職務の代理は次の順序により行う。

1. 副区長である副本部長
2. 教育長である副本部長

（本部員）

第4条 本部員は、次の職にある者をもって充てる。

1. 政策経営部長、総務部長、地域振興部長、区民部長、生活環境部長、健康福祉部長、北区保健所長、子ども家庭部長、まちづくり部長、会計管理室長、教育委員会事務局次長、学校適正配置担当部長及び区議会事務局長
2. 危機管理室長は、本部長室の事務を掌理するとともに、各部を総合調整する。
3. 第一号に掲げる者のほか、本部長は必要があると認めたときは、区に勤務する職員のうちから本部員を指名することができる。
4. 本部員に事故があるときは、あらかじめ本部員が指名する者がその職務を代理する。

（本部長室員）

第5条 本部長室員は、災害対策本部に所属する職員のうちから、あらかじめ区長が指名する。

（本部長室の班）

第6条 本部長室の事務を補佐するため、本部長室に次に掲げる班を置く。

1. 統括班
 2. 対策班
 3. 情報班
- 2 班に所属する職員は、本部長室員のうちから、あらかじめ区長が指名する。
 - 3 班に班長を置き、危機管理室長が指揮監督する。
 - 4 統括班長は防災課長、対策班長は危機管理課長、情報班長は広報課長をもって充てる。
 - 5 班長は、班の事務を掌理し、班に所属する本部長室員を指揮監督する。

（部の分掌事務）

第7条 部の名称及び分掌事務は別表第1のとおりとする。

- 2 部の編成は別表第2のとおりとする。
- 3 部に属すべき本部の職員は、別表第2に定める者のほか、当該部に対応する通常の行政組織における機関に所属する職員が当る。

（部の業務の変更）

第8条 本部長が特に必要と認めたときは、前条に規定する業務分掌の一部を臨時に変更することができる。

（各部の協力）

第9条 各部は、その業務を処理するにあたっては、相互に協力して、本部の活動を最も有効にするように努めなければならない。

(部長会議)

第 10 条 本部長は、必要があると認めるときは、部長会議を招集することができる。

(職務権限)

第 11 条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指定された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

(委任)

第 12 条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が定める。

付 則

1. この規則は、公布の日から施行する。
2. 東京都災害対策本部北区支隊規則（昭和36年5月東京都北区規則第6号）は、廃止する。

～途中の改正に伴う付則は掲載を省略する。～

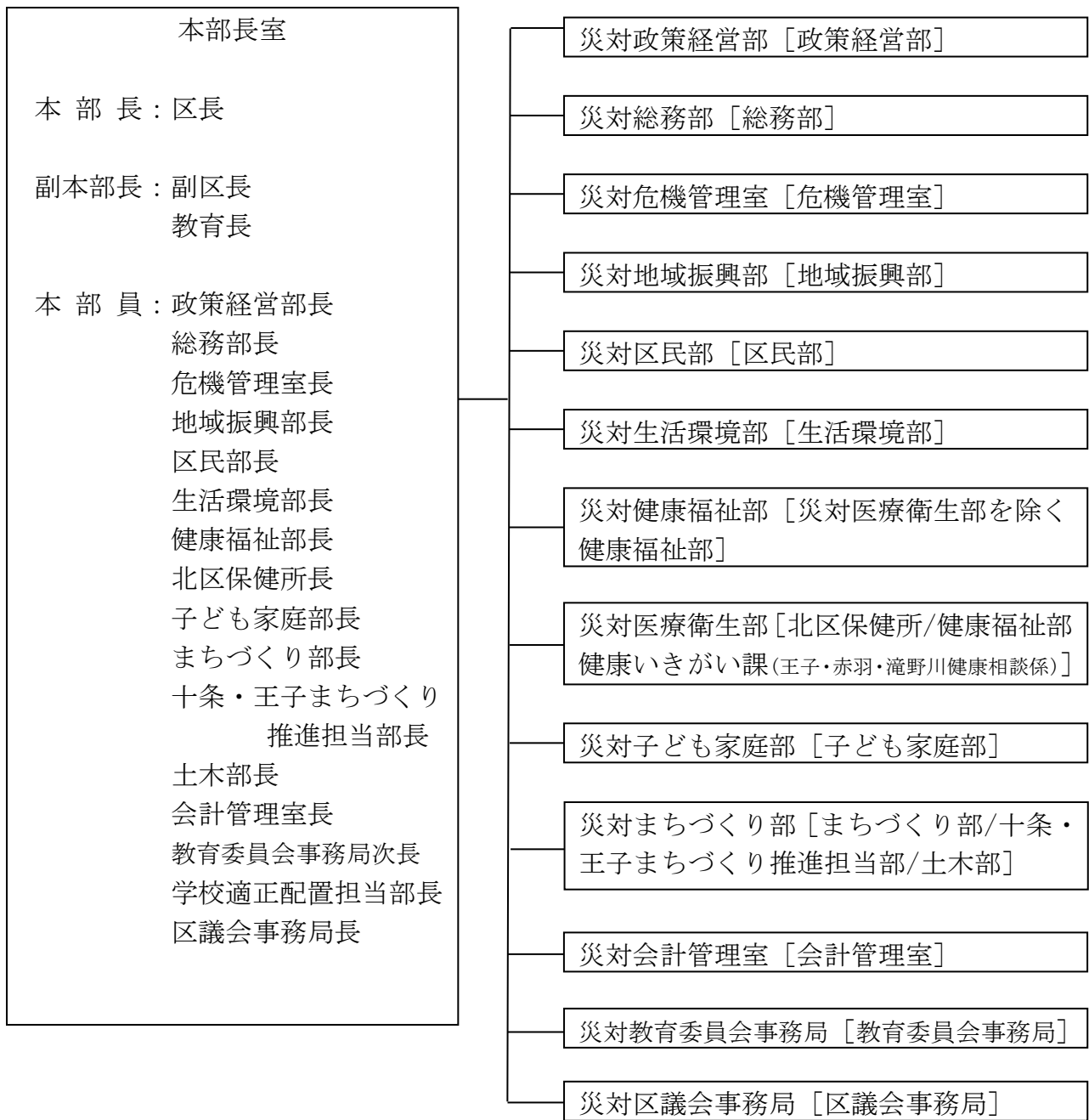
施行規則 別表第1

部の名称	分掌事務
<p>災対政策経営部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害関係対策予算に関する事 2. 災害時における広報活動に関する事 3. 災害情報の収集及び整理に関する事 4. 報道機関への連絡態勢に関する事 5. 写真等による情報の収集及び記録に関する事 6. 復興本部事務局の体制整備に関する事 7. 復興計画の総合調整に関する事 8. その他政策経営部の所管に関する事
<p>災対総務部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部の職員の動員に関する事 2. 本部の人員の配置及び調整に関する事 3. 本部の職員の服務及び給与に関する事 4. 車輛、舟艇等輸送機関の調達に関する事 5. 流通物資の調達の指導、協力及び総合調整に関する事 6. 外国人への情報支援に関する事 7. 他の自治体への応援要請及び収容要請に関する事 8. 区職員及び他自治体の応援職員の宿泊施設の確保に関する事 9. 被災した庁舎、校舎等の応急危険度判定及び修理に関する事 10. 所管施設の保全及び保安に関する事 11. その他総務部の所管に関する事
<p>災対危機管理室</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部の通信情報の総括に関する事 2. 都、その他防災関係機関との連携に関する事 3. 本部長室の庶務に関する事 4. 所管施設の保全及び保安に関する事 5. その他危機管理室の所管に関する事
<p>災対地域振興部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区本部に関する事 2. 地区本部と自主防災組織との連携に関する事 3. 被害概況の把握と報告に関する事 4. 帰宅困難者に関する事 5. 生活相談総合窓口の開設準備に関する事 6. 流通物資の調達、流通物資及び救援物資の管理並びに配給計画に関する事 7. 所管施設の保全及び保安に関する事 8. その他地域振興部の所管に関する事

部の名称	分掌事務
災対区民部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給水計画に関する事 2. 物資等の管理及び輸送に関する事 3. 生活相談総合窓口の開設と運営に関する事 4. 義援金の受領及び配分に関する事 5. 災証明の発行に関する事 6. 電子計算システムの復旧に関する事 7. その他区民部の所管に関する事
災対生活環境部	<ol style="list-style-type: none"> 1. ごみ処理及びし尿収集に関する事 2. 廃棄物処理に関する事 3. 行方不明者の捜索並びに遺体の収容及び埋火葬に関する事 4. 放射性物質の測定に関する事 5. 所管施設の保全及び保安に関する事 6. その他生活環境部の所管に関する事
災対健康福祉部 (災対医療衛生部を除く健康福祉部)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時要援護者に関する事 2. 福祉避難所の設置及び管理運営に関する事 3. 災害時のボランティア(医療以外)に関する事 4. 避難場所に関する事 5. 所管施設の保全及び保安に関する事 6. その他健康福祉部の所管に関する事
災対医療衛生部 (北区保健所、健康福祉部健康いきがい課王子・赤羽・滝野川健康相談係)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救護所の開設に関する事 2. 医療救護協定に関する要請及び医療機関との連絡に関する事 3. 災害時のボランティア(医療)に関する事 4. 医療及び助産救護に関する事 5. 医薬品の調達及び配給に関する事 6. 防疫に関する事 7. 健康相談(放射性物質に係るもの含む。)に関する事 8. 動物の救護に関する事 9. 所管施設の保全及び保安に関する事
災対子ども家庭部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保育園児及び児童の保護並びに救護に関する事 2. 災害遺児等の保護に関する事 3. 応急保育に関する事 4. 女性被災者に係る相談に関する事 5. 所管施設の保全及び保安に関する事 6. その他子ども家庭部の所管に関する事

部の名称	分掌事務
災対まちづくり部 (まちづくり部、 十条・王子まちづ くり推進、土木部)	1. 防災まちづくり計画に関する事 2. 復興まちづくり計画に関する事 3. 応急仮設住宅に関する事 4. 被災建築物、被災宅地の応急危険度判定に関する事 5. がけ・急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策に関する事 6. 建築物の被害状況調査に関する事 7. り災台帳作成に関する事 8. 堤防、道路、橋梁、公園、擁壁、トンネル等の点検、整備及び復旧に関する事 9. 障害物等の除去に関する事 10. 応急資材及び労力の確保に関する事 11. 道路等占有物件の対策に関する事 12. 緊急道路障害物除去路線、準緊急道路障害物除去路線及び避難路の確保に関する事 13. 水防活動に関する事 14. 河川の流木対策に関する事 15. 所管施設の保全及び保安に関する事 16. その他まちづくり部の所管に関する事
災対会計管理室	1. 金銭及び物品の出納保管に関する事 2. その他会計管理室の所管に関する事
災対教育委員会事務局	1. 避難所の設置及び管理運営に関する事 2. 園児、児童及び生徒の保護並びに救護に関する事 3. 応急教育に関する事 4. 所管施設の保全及び保安に関する事 5. 災害時の体育施設等の利用に関する事 6. その他教育委員会事務局の所管に関する事
災対区議会事務局	1. 区議会議員との連絡に関する事 2. その他区議会事務局の所管に関する事

施行規則 別表第2



東京都北区災害警戒態勢に関する宿日直勤務規程

(昭和59年10月31日訓令甲第19号)

改正 平成2年3月31日訓令甲第3号
平成3年3月30日訓令甲第3号
平成6年3月30日訓令甲第6号
平成8年2月5日訓令甲第2号
平成10年3月31日訓令甲第2号
平成13年3月30日訓令甲第10号

(目 的)

第 1 条 この規程は、職員の勤務時間外及び休日（勤務を要しない日を含む。以下同じ。）における災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害に対する警戒態勢（以下「警戒態勢」という。）に関し必要な事項を定め、もつて災害対策活動の円滑な遂行を確保することを目的とする。

(警戒態勢従事者)

第 2 条 警戒態勢に従事する職員（以下「職員」という。）は、東京都北区職員の職名に関する規則（昭和46年4月東京都北区規則第9号）第3条に定める副参事又は専門副参事以上の職層にある者（医師を除く。）とする。

(職 務)

第 3 条 職員は、東京都北区防災センター条例(昭和59年10月東京都北区条例第26号)により設置された東京都北区防災センター（以下「防災センター」という。）において、警戒のため、輪番制により宿日直勤務を行い、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、法第23条に規定する災害対策本部長又は災害対策副本部長若しくは災害対策本部員（以下「本部長等」という。）が登庁するまでの間、本部長等に代わつて次項各号に掲げる事務を別に定める緊急非常配備態勢指定参集幹部職員と相互に連携を図りながら行わなければならない。

2 職員の主たる事務は、次のとおりとする。

- (1) 本部長への災害対策本部の設置の要請に関すること。
- (2) 災害に関する情報の収集、整理及び伝達に関すること。
- (3) その他災害対策に関すること。

(勤務時間)

第 4 条 職員の警戒態勢に従事する時間（以下「勤務時間」という。）は、別表のとおりとする。

(勤務命令)

第 5 条 職員の輪番は、区長が定め当該職員に事前に命令する。

(事務引継)

第 6 条 職員は、勤務時間が終了したときは、防災課長に事務を引き継がなければならない。ただし、勤務時間の終了する日が休日その他勤務が連続する日にあたるときは、当該職員と交替して勤務する職員に引き継ぐものとする。

2 前項ただし書きの場合には、職員は、事務の引き継ぎが完了するまで引き続き勤務しなければならない。

(疾病等による勤務の交替)

第 7 条 職員が疾病その他やむを得ない事情により勤務できなくなったときは、東京都北区組織条例(昭和39年12月東京都北区条例第33号)第1条に規定する部にあつては、当該職員の所属する部の長が、東京都教育委員会事務局(以下「教育委員会事務局」という。)にあつては、東京都北区教育委員会処務規則(平成3年3月東京都北区教育委員会規則第1号)第3条第1項に規定する次長が、当該部又は教育委員会事務局に所属する職員のうちから代わって勤務する職員を定め、区長に届け出なければならない。この場合において、会計管理室、区議会事務局、監査事務局及び選挙管理委員会事務局は総務部に属するものとする。

(事務の所管)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事務は、地域振興部防災課で行う。

付 則

この訓令は、昭和59年11月2日から施行する。

付 則 (平成2年3月31日訓令甲第3号)

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

付 則 (平成3年3月30日訓令甲第3号)

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

付 則 (平成6年3月30日訓令甲第6号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

付 則 (平成8年2月5日訓令甲第2号)

この訓令は、平成8年4月15日から施行する。

付 則 (平成13年3月30日訓令甲第10号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

区分	勤務時間
休日	第1勤務 午前8時30分から午後5時15分まで。 第2勤務 午後5時15分から翌日の午前8時30分まで。
その他の日	午後5時15分から翌日の午前8時30分まで。

東京都北区勤務時間内の災害等に対応する非常配備態勢に関する要綱

19北危防第1540号

平成19年9月6日 区長決裁

(目 的)

第 1 条 この要綱は、勤務時間内にあらかじめ定めた地域において、東京都北区地域防災計画（以下「区地域防災計画」という。）が規定する災害、東京都北区国民保護計画（以下「区国民保護計画」という。）が対象とする8つの事態類型（以下「事態類型」という。）、これに準じる程度の災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害で、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に規定する被害の程度のもの。以下同じ。）及び東京都北区危機管理対応基本指針（平成17年2月1日区長決裁16北総総第1212号）に規定する緊急事態が発生した場合又は発生のおそれがある場合における職員の非常配備態勢について定め、応急対策活動を迅速に遂行することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域 東京23区の区域並びに川口市及び戸田市をいう。
- (2) 勤務時間内 暦日を単位とした月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。ただし、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月東京都北区条例第4号。以下「条例」という）第10条に規定する休日を除く。

(危機管理情報収集体制)

第 3 条 危機管理室職員又は関係部課職員は、地域において区地域防災計画が規定する災害、区国民保護計画が対象とする事態類型、これに準じる程度の災害及び東京都北区危機管理対応基本指針に規定する緊急事態で、次に掲げる災害等が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、危機管理情報収集体制をとり、東京都その他の関係機関と連携し、情報収集及び対策に当たるものとする。

- (1) 区内で震度4以上の地震が発生した場合には、危機管理室職員は危機管理情報収集体制をとる。
 - (2) 気象庁から東京地方23区西部に大雨・洪水警報が発令された場合には、広報課職員並びにまちづくり部職員及び危機管理室職員のうち指定された職員は危機管理情報収集体制をとる。
 - (3) 前2号に規定する以外の災害等が発生又は発生のおそれがある場合には、危機管理室職員のうち指定された職員及び必要に応じて危機管理室長が指示する関係部課のうち指定された職員は危機管理情報収集体制をとる。
- 2 前項第2号又は第3号の規定により職員を指定するに当たっては、各課長が当日出勤している職員のうちから指定する。ただし、課長が休暇中等のため、指定できない場合においては部長が職員を指定する。

(非常配備態勢)

第 4 条 区長は、前条の危機管理情報収集体制では対応できない規模等の区地域防災計画が規定する災害、区国民保護計画が対象とする事態類型、これに準じる程度の災害及び東京都北区危機管理対応基本指針に規定する緊急事態が発生又は発生のおそれがあると判断した場合には、別表に規定する職員に、次に掲げるいずれかの非常配備態勢をとるよう指示する。

- (1) 初動体制
- (2) 第1次非常配備態勢
- (3) 第2次非常配備態勢
- (4) 第3次非常配備態勢

2 非常配備態勢は、区長、副区長、教育長、各部の部長及び次条に規定する指定職員並びに各部の職員をもって編成する。

3 区長は、条例第5条第1項の定めるところにより、暦日を単位とした月曜日から金曜日に週休日を振り換えている職員が非常配備態勢に該当した場合は、当該職員に指定された場所への参集を指示する。ただし、東京都北区勤務時間外の災害等に対応する非常配備態勢に関する要綱（以下「要綱」という。）に規定される地区本部参集職員及び学校参集職員は、各自の所属する職場へ参集する。

4 各課長は、前項の規定による参集を連絡するため、職員参集メール配信システム又は要綱第13条第2項において整備した電話連絡網を利用する。

(指定職員)

第 5 条 指定職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 危機管理室職員
- (2) 東京都北区組織規程（昭和50年4月東京都北区規則第40号）第9条第3項で規定する副参事（ただし、医療職を除く。）及び東京都北区教育委員会事務局処務規則（平成3年3月東京都北区教委規則第1号）第4条第3項で規定する副参事
- (3) 広報課職員
- (4) 監査事務局職員
- (5) 選挙管理委員会事務局職員
- (6) 広報課経験職員及び危機管理室経験職員（以下「経験職員」という。）

2 指定職員は、区地域防災計画において東京都北区災害対策本部の事務と規定される事務及び区国民保護計画において東京都北区国民保護対策本部の事務と規定される事務に従って事務に従事する。

3 経験職員は、危機管理室長があらかじめ指定し、区長が任命する。

4 前項の規定により指定する職員は、要綱第5条第3項の規定により指定し任命した職員を準用する。

(各部の職員)

第 6 条 非常配備態勢時における各部の職員の定員は、次のとおりとする。

- (1) 初動体制時の各部の定員は、原則3名とする。
- (2) 第1次非常配備態勢時は、各部に所属する職員の概ね3割とする。
- (3) 第2次非常配備態勢時は、各部に所属する職員の概ね7割とする。

- (4) 第3次非常配備態勢時は、各部に所属する全職員とする。ただし、要綱第11条第5号（妊婦通勤時間及び育児時間の承認を得た職員は、承認を得た時間に限る。）及び第6号に該当する職員を除く。
- 2 前項第1号から第3号の職員の指定は、要綱第10条第2項及び第3項の規定により指定した職員を準用する。ただし、区長から初動体制、第1次非常配備態勢又は第2次非常配備態勢の指示があった当日に、初動体制、第1次非常配備態勢若しくは第2次非常配備態勢に該当する職員が休暇等で不在の場合又は第4条第3項の規定により参集するまでは、各部の部長が代理の職員を指名し補充する。
- 3 各部の職員は、東京都北区災害対策本部条例施行規則（昭和40年8月東京都北区規則第36号）及び東京都北区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則（平成19年3月東京都北区規則第9号）に規定する当該部の事務に従事する。

（各本部への移行）

- 第7条 非常配備態勢は、自然災害においては区長の指示に基づく東京都北区災害対策本部の設置をもって災害対策本部体制に移行する。
- 2 区国民保護計画が対象とする事態類型については、国からの本部設置の指定に基づく東京都北区国民保護対策本部又は東京都北区緊急対処事態対策本部の設置をもって国民保護対策本部体制に移行する。

（その他）

- 第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、危機管理室長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年9月6日から施行する。

別表（第4条関係）

（初動及び第1次から第3次の非常配備態勢）

職員体制	指定職員	備考
初動体制	区長、副区長、教育長、各部の部長、指定職員及び各部の初動職員	危機管理情報収集体制から初動体制に移行した場合は、関係部課職員は初動体制に含まれる。
第1次非常配備態勢	初動体制の指定職員及び各部の第1次非常配備態勢職員	所属する職員の3割
第2次非常配備態勢	第1次非常配備態勢における指定職員及び各部の第2次非常配備態勢職員	所属する職員の7割
第3次非常配備態勢	各部に所属する全職員	休暇中又は休業中等の職員を除く。

東京都北区勤務時間外の災害等に対応する非常配備態勢に関する要綱

19北危防第1539号

平成19年9月6日 区長決裁

(目 的)

第 1 条 この要綱は、勤務時間外にあらかじめ定めた地域において、東京都北区地域防災計画（以下「区地域防災計画」という。）が規定する災害、東京都北区国民保護計画（以下「区国民保護計画」という。）が対象とする8つの事態類型（以下「事態類型」という。）、これに準じる程度の災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害で、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に規定する被害の程度のもの。以下同じ。）及び東京都北区危機管理対応基本指針（平成17年2月1日区長決裁16北総総第1212号）に規定する緊急事態が発生した場合又は発生のおそれがある場合における職員の非常配備態勢について定め、応急対策活動を迅速に遂行することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域 東京23区の区域並びに川口市及び戸田市をいう。
- (2) 勤務時間外 暦日を単位とした月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までの時間以外並びに土曜日及び日曜日をいう。ただし、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月東京都北区条例第4号）第10条に規定する休日、暦日を単位とした月曜日から金曜日に当たるときは、当該日を含む。

(危機管理情報収集体制)

第 3 条 危機管理室職員又は関係部課職員は、地域において区地域防災計画が規定する災害、区国民保護計画が対象とする事態類型、これに準じる程度の災害及び東京都北区危機管理対応基本指針に規定する緊急事態が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、次に掲げる基準に従って速やかに指定された参集場所に参加し、東京都その他の関係機関と連携し、情報収集及び対策に当たるものとする。

- (1) 区内で震度4以上の地震が発生した場合には、危機管理室職員は危機管理室に参加する。
 - (2) 気象庁から東京地方23区西部に大雨・洪水警報が発令された場合には、広報課職員並びにまちづくり部職員及び危機管理室職員のうち指定された職員は、各所属に参加する。
 - (3) 前2号に規定する以外の災害等が発生又は発生のおそれがある場合には、危機管理室職員は危機管理室長の指示により参加する。
 - (4) 第2号に規定する以外の災害等が発生又は発生のおそれがある場合には、危機管理室長は、所属部長と協議の上、関係部課職員に参加を指示する。
- 2 危機管理室及び関係部課は、前項の規定による参加を指示するため、必要な職員を別途定めておくものとする。

(非常配備態勢)

第 4 条 区長又は危機管理室長は、前条の危機管理情報収集体制では対応できない規模等の区地域防災計画が規定する災害、区国民保護計画が対象とする事態類型、これに準じる程度の災害及び東京都北区危機管理対応基本指針に規定する緊急事態が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、別表1に規定する参集基準に基づいて、次に掲げるいずれかの非常配備態勢をとるため、別表2に規定する職員に、指定された参集場所への参集を指示する。

- (1) 初動体制
- (2) 第1次非常配備態勢
- (3) 第2次非常配備態勢
- (4) 第3次非常配備態勢

2 非常配備態勢は、区長、副区長、教育長、各部の部長、警戒態勢従事者（東京都北区災害警戒態勢に関する宿日直勤務規程（昭和59年10月東京都北区訓令甲第19号）第2条に規定する職員をいう。）及び非常配備指定参集職員（以下「指定職員」という。）並びに各部の参集職員をもって編成する。

(指定職員)

第5条 指定職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 危機管理室職員
- (2) 指定幹部職員
- (3) 東京都北区組織規程（昭和50年4月東京都北区規則第40号）第9条第3項で規定する副参事（ただし、医療職及び指定幹部職員に指定された者を除く。）及び東京都北区教育委員会事務局処務規則（平成3年3月東京都北区教委規則第1号）第4条第3項で規定する副参事（指定幹部職員に指定された者を除く。）
- (4) 地区本部参集職員
- (5) 学校参集職員
- (6) 広報課職員
- (7) 各地域振興室長
- (8) 監査事務局職員
- (9) 選挙管理委員会事務局職員
- (10) 広報課経験職員及び危機管理室経験職員（以下「経験職員」という。）

2 指定職員は、区地域防災計画、区国民保護計画及びこの要綱の規定に従って事務に従事する。

3 指定幹部職員、地区本部参集職員、学校参集職員、経験職員は、危機管理室長があらかじめ指定し、区長が任命する。

(指定幹部職員)

第 6 条 指定幹部職員は、本庁舎に徒歩又は自転車で概ね60分以内に参集可能な管理職（各部の部長を除く。）とし、12名程度をあらかじめ指定する。

2 指定幹部職員は、参集後に各部長が到着するまで、あらかじめ指定された部を指揮する。

(地区本部参集職員)

- 第 7 条 地区本部参集職員は、各地域振興室長を除き、地区本部に徒歩又は自転車で概ね60分以内に参集可能な職員とし、各地域振興室長を除き各地区本部に5名指定する。
- 2 各地域振興室長は、勤務する地域振興室の地区本部参集職員に指定する。
 - 3 地区本部参集職員として指定する5名のうち1名以上は係長級以上の職員とする。
 - 4 前項で指定する係長級職員は、各地域振興室長が到着するまで地区本部参集職員を指揮する。

(学校参集職員)

- 第 8 条 学校参集職員は、指定された学校に徒歩又は自転車で概ね60分以内に参集可能な職員とする。
- 2 学校参集職員には、当該学校に勤務する学校職員(区費)1名及び職員2名を指定する。ただし、前項の条件にあてはまる学校職員がいない場合においては、職員3名を指定する。
 - 3 学校職員ではない学校参集職員は、教育委員会事務局職員が学校に到着次第、速やかに事務を引き継ぎ、所属に復帰するものとする。

(経験職員)

- 第 9 条 経験職員の指定職員への指定に当たっては、過去に広報課、防災課又は危機管理課に在籍した職員のうち、区地域防災計画及び区国民保護計画に定める本部長室に必要な人数とする。
- 2 経験職員の指定職員への指定に当たっては、次の各号のいずれかに該当する者は指定から除外する。
 - (1) 各課庶務担当係長の職にある者
 - (2) 各地域振興室長の職にある者
 - (3) 庁舎・車両管理係長の職にある者

(各部の参集職員)

- 第 10 条 非常配備態勢時における各部の参集職員の定員は、次のとおりとする。
- (1) 初動体制時の各部の定員は、原則3名とする。
 - (2) 第1次非常配備態勢時は、各部に所属する職員の概ね3割とする。
 - (3) 第2次非常配備態勢時は、各部に所属する職員の概ね7割とする。
 - (4) 第3次非常配備態勢時は、次条に規定する指定除外職員を除く全職員とする。
- 2 各部の初動体制時の非常配備態勢の参集職員は、次に掲げる条件を踏まえてあらかじめ各部の部長が指定するものとする。
 - (1) 各部に属する課の係長級職員を1名指定する。
 - (2) 総務部は庁舎・車両管理係から1名指定する。
 - 3 各部の第1次から第3次の非常配備態勢の参集職員は、あらかじめ各部の部長が指定するものとする。
 - 4 各部の参集職員は、東京都北区災害対策本部条例施行規則(昭和40年8月東京都北区規則第36号)及び東京都北区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則(平成19年3月東京都北区規則第9号)に規定する当該部の事務に従事する。

(指定除外職員)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する職員については、原則として指定職員及び各部の参集職員から除外する。

- (1) 妊娠中の職員
- (2) 世帯内に小学生以下の子がおり、他に保護する者がいない職員
- (3) 世帯内に介護を必要とする者がおり、他に介護する者がいない職員
- (4) 定期的な通院による療養を必要とする疾病（人工透析、心臓病等）又は障害を有する職員
- (5) 病気休暇、妊娠出産休暇、介護休暇、育児時間等の承認を得て休暇中の職員
- (6) 結核休養、育児休業及び部分休業等で休業中の職員並びに休職中の職員

(各本部への移行)

第 12 条 非常配備態勢は、自然災害においては区長の指示に基づく東京都北区災害対策本部の設置をもって災害対策本部体制に移行する。

- 2 区国民保護計画が対象とする事態類型については、国からの本部設置の指定に基づく東京都北区国民保護対策本部又は東京都北区緊急対処事態対策本部の設置をもって国民保護対策本部体制に移行する。
- 3 前2項の規定により本部体制へ移行した場合、指定職員及び各部の参集職員は、区地域防災計画及び区国民保護計画に定められた本部又は各部に所属し、当該本部又は各部の事務に従事する。ただし、地区本部参集職員は、災害対策基本法第23条第1項及び第2項の規定による東京都北区災害対策本部長及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第28条第1項及び法第183条において準用する法第28条第1項の規定による東京都北区国民保護対策本部長及び東京都北区緊急対処事態対策本部長からの指示があるまで地区本部において事務に従事する。

(参集の指示)

第 13 条 地震による自動参集の場合を除き、職員に参集の指示を連絡するに当たっては、職員参集メール配信システム（以下、「参集メール」という。）又は電話を利用し連絡する。

- 2 各部課長は、前項の参集を連絡するため非常配備態勢ごとの電話連絡網を整備する。ただし、職員のうち参集メールの利用を希望し登録した職員については、参集メールに登録したことを明示し引き続き電話連絡網には登載する。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、危機管理室長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年9月6日から施行する。
- 2 夜間休日等職員の勤務時間外の災害に対応する緊急非常配備態勢に関する要綱（昭和61年6月11日区長決裁61北総防発第36号）は、廃止する。

各災害時の参集基準 別表1（第4条関係）

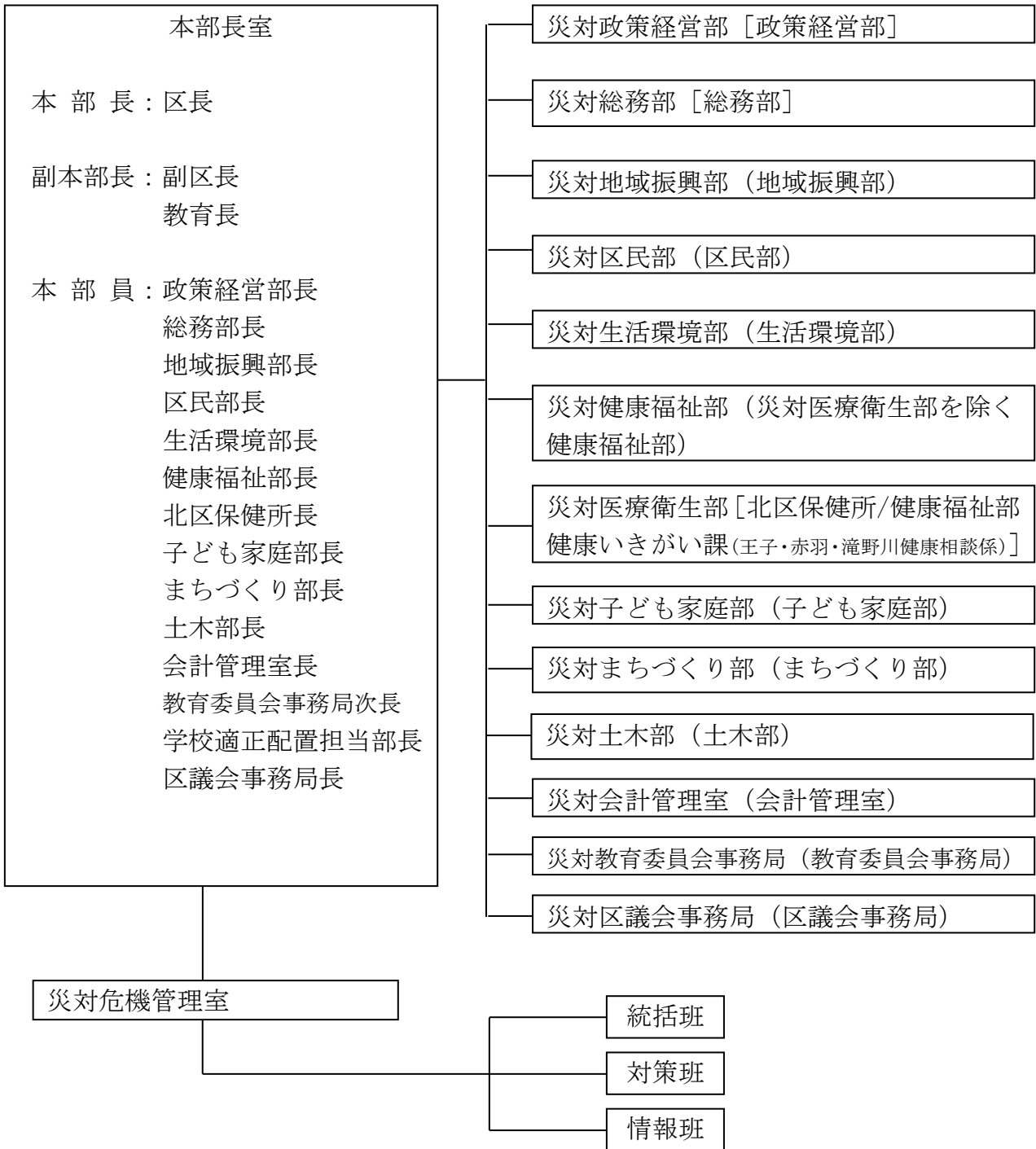
職員体制	地震	国民保護計画が対象とする事態	その他の災害及び危機管理対応基本指針に規定する緊急事態
初動体制	区内で震度5弱以上の地震の発生により自動的に参集する。	震度5弱以上の地震が発生した場合と同様な被害が生じる区国民保護計画が対象とする8つの事態類型（以下「事態類型」という。）が発生又は発生するおそれがある場合に、危機管理室長の指示により参集する。	震度5弱以上の地震が発生した場合と同様な被害が生じる災害及び緊急事態が発生又は発生のおそれがある場合、危機管理室長が参集を指示する。
第1次非常配備態勢	区内で震度5弱以上の地震で状況により、区長の指示により参集する。	震度5弱以上の地震が発生した場合と同様な被害が生じる事態類型が広範囲に発生又は発生するおそれがある場合に、区長の指示により参集する。	震度5弱以上の地震が発生した場合と同様な被害が生じる災害及び緊急事態が広範囲に発生又は発生のおそれがある場合、区長の指示により参集する。
第2次非常配備態勢	区内で震度5強以上の発生により自動的に参集する。	震度5強以上の地震が発生した場合と同様な被害が生じる事態類型が発生又は発生するおそれがある場合に、区長の指示により参集する。	震度5強以上の地震が発生した場合と同様な被害が生じる災害及び緊急事態が発生又は発生のおそれがある場合、区長の指示により参集する。
第3次非常配備態勢	区内で震度6弱以上の発生により自動的に参集する。	震度6弱以上の地震が発生した場合と同様な被害が生じる事態類型が発生又は発生するおそれがある場合に、区長の指示により参集する。	震度6弱以上の地震が発生した場合と同様な被害が生じる災害及び緊急事態が発生又は発生のおそれがある場合、区長の指示により参集する。

初動及び第1次から第3次の非常配備態勢 別表2（第4条関係）

職員体制	参集指定職員	備考
初動体制	区長、副区長、教育長、各部の部長、警戒態勢従事者、指定職員 ^{※1} 及び各部の初動参集職員	危機管理情報収集体制から初動体制に移行した場合は、関係部課職員は初動体制に含まれる。
第1次非常配備態勢	初動体制における参集指定職員及び各部の第1次非常配備態勢職員	全職員の3割
第2次非常配備態勢	第1次非常配備態勢における参集指定職員及び各部の第2次非常配備態勢職員	全職員の7割
第3次非常配備態勢	全職員（指定除外職員を除く。）	全職員の10割

※1 国民保護、その他の災害及び危機管理対応基本指針に規定する災害及び緊急事態発生時において、指定職員のうち地区本部参集職員及び学校参集職員は、危機管理室長の指示があるまで、自宅待機とする。

別表第3



東京都北区内における災害時の医療救護活動についての協定書

東京都北区を「甲」とし、社団法人北区医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第 1 条 この協定は、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(医療救護班の派遣)

第 2 条 甲は、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、甲が指定する救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護班名簿の作成及び提出)

第 3 条 乙は、医療救護活動を実施するため、災害時救護所の担当医一覧表に基づき、災害医療救護班名簿を作成し、これを甲に提出するものとする。

(医療救護班の活動場所)

第 4 条 医療救護班は、甲が指定する救護所において、医療救護活動を実施するものとする。

(医療救護班の業務)

第 5 条 医療救護班の業務は、傷病者に対する応急処置及び後方医療施設への転送の要否の決定並びにその他必要な事項とする。

第 6 条 医療救護班の指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、乙が行うものとする。

2 避難所又は救護所等において、医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、後方医療施設に対し、その受入れを要請することができる。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第 7 条 医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする備蓄医薬品等の輸送、給食及び給水は、甲の責任において行う。

(医療費)

第 8 条 乙は、救護所において医療費等を徴収しないものとする。

(合同訓練)

第 9 条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第 10 条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償費

(2) 訓練時における前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、別に定める「医療救護に係る費用弁償等に関する覚書」による。ただし、同覚書の第 1 医療救護従事者等の実費弁償の額は、東京都と社団法人東京都医師会及び社団法人東京都歯科医師会との間で改定される単価を基準とする。

(災害医療運営連絡会の設置)

第 11 条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、北区災害医療運営連絡会を設置するものとする。ただし、同連絡会に必要な応じて委員以外の者の出席を求め、参加させることができる。

(細目・協議)

第 12 条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定め、定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定期間)

第 13 条 本協定の有効期間は平成13年4月1日から平成14年3月31日までとし、期間満了までの間に甲、乙から何らかの申し出がない場合は、順次1か年ずつ協定の更新をしたものとみなす。甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

平成13年3月16日

甲 東京都北区王子本町1丁目15番22号
東京都北区
代表者 東京都北区長 北 本 正 雄

乙 東京都北区岸町1丁目11-5
東京都北区医師会長 塩 谷 誠

災害時の医療救護活動実施細目

平成13年3月16日付をもって締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第12条に基づく細目は次のとおりである。

（医療救護班の緊急活動）

- 第 1 条 乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第2条1項の定めによる項からの要請を待たずに医療救護活動を実施した場合は、初動後直ちに項に報告するものとする。
- 2 前項の定めによる報告があったものについては、医療救護の初動時において甲の要請があったものとみなす。

（救護所設置の特例）

- 第 2 条 甲は、避難所に設置する救護所のほか、必要と認めたときは、東京都地域防災計画に基づき、東京都が指定した後方医療施設に救護所を設置する。

（費用弁償等）

- 第 3 条 前条により救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設・設備の損害については、甲が負担する。
- 第 4 条 協定書第10条及び前条の定めによる費用弁償等の報告・請求については、医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して甲に報告・請求するものとする。
- (1) 医療救護班派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」（様式1）に各医療救護班の「医療救護班活動報告・医療救護班員名簿」（様式1～1）及び「医療救護診療記録」（様式1～2）を添えて請求するものとする。
 - (2) 医療救護班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は前(1)による様式1に「薬品・衛生材料使用報告書」（様式2）を添えて請求するものとする。
 - (3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、「事故報告書」（様式3）に「事故傷病者概要」（様式3～1）を添えて報告するものとする。
 - (4) 甲が実施する合同訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償等については、前(1)から(3)の定めを準用する。
 - (5) 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設設備の損害に係る実費弁償は前(1)による（様式1）に「物件損害等報告書」（様式4）を添えて請求するものとする。
 - (6) その他医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行細則（昭和38年規則第136号）で定められる様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

- 第 5 条 甲は、前条により報告・請求された実費弁償請求書等の内容を調査のうえ甲、乙協議し、協定書第12条第2項により定めた覚書により算定した額を、速やかに乙に支払うものとする。

(様式1)

費用弁償等請求書(医療救護)

災 害

平成 年 月 日から同 年 月 日までにおける 時医療救護活動に係る

訓 練

費用弁償等を、下記のとおり請求します。

記

金

円也

	職 種	延人員数	単 価	金 額	備 考
医療救護班 実費弁償					延 班 詳細は別紙のとおり
	小計				
薬品・衛生材料 実費弁償					詳細は別紙のとおり
施設・設備 実費弁償					同 上
計					

平成 年 月 日

印

東 京 都 北 区 長 殿

(様式1～2)

医療救護班診療記録

地区 医師会名	所属医療機関・ 責任者名	番号	氏名	性別	年齢	住所	傷病名	程度	処置 概要	備考
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		

注 備考欄には、死亡または転送先等を記入のこと。

(様式3)

事 故 報 告 書 (医療救護)

平成 年 月 日から同 年 月 日までにおける 災害
訓練 時歯科医療救護活動に

において、別紙のとおり事故傷病者が発生したので報告します。

平成 年 月 日

印

東 京 都 北 区 長 殿

(様式 3 ~ 1)

事 故 傷 病 者 概 要 (医療救護)

氏名		性別	男・女	年齢	歳	住所		
職種		所属医療機関・団体名						
傷病名				程度	重傷・中等傷・軽傷	転記		
外来・入院 (月 日)		診療 (入院) 医療機関名						
受傷 (発病) 日時	年 月 日		午前		時 分		午後	
受傷 (発病) 場所								
受傷 (発病) 時の状況								

(様式4)

物件損傷報告書(医療救護)

医療施設名 及び所在地	物件名	損傷の 種類	損傷の 程度	数量	単価	金額	備考
計							

注1. 医療施設ごとに記入のこと。

2. 物件名欄は、建造物、医療機械、器具及び自動車等を記入のこと。

3. 損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染及び紛失等の種類を記入のこと。

4. 損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能と具体的に記入のこと。

5. 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入のこと。

災害時における妊産婦等への支援活動に関する協定書

東京都北区（以下「甲」という。）と公益社団法人 東京都助産師会 北地区分会（以下「乙」という。）は、災害時における妊産婦等への支援活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、東京都北区地域防災計画に基づき、女性の視点からの防災対策充実の一つとして、災害時において甲が妊産婦、乳児等（以下「妊産婦等」という。）を支援する活動（以下「妊産婦等支援活動」という。）を行う際の乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（妊産婦等支援班の派遣）

第 2 条 甲は、妊産婦等支援活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、妊産婦等支援班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、可能な範囲で、乙が事前に定めた妊産婦等支援組織に基づき妊産婦等支援班を編成し、当該妊産婦等支援班を東京都北区地域防災計画で定める医療救護所及び避難所等（以下「救護所等」という。）に派遣するものとする。

（妊産婦等支援計画の策定及び提出）

第 3 条 乙は、妊産婦等支援活動を円滑に実施するため、妊産婦等支援活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条第 2 項に規定する妊産婦等支援班の構成員は、原則として、助産師複数名とする。

（妊産婦等支援班の業務）

第 4 条 妊産婦等支援班の業務は、次のとおりとする。ただし必要に応じ医師等と協力して行うものとする。

- (1) 救護所等の運営支援又は巡回等
- (2) 妊産婦等に対する心身のケア
- (3) 医療機関又は助産院（以下「医療機関等」という。）への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (4) 医療機関等への搬送が困難な妊産婦等に対する措置

(連絡調整)

第 5 条 妊産婦等支援活動の連絡調整は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

(妊産婦等支援班の輸送)

第 6 条 甲は、必要に応じ、妊産婦等支援班の輸送を行う。

(助産院等への受入要請)

第 7 条 救護所等において、医療機関等での医療を必要とする者があった場合には、甲は、医療機関等に対し、その受入れを要請するものとする。

(医療費)

第 8 条 救護所等における医療費は、無料とする。

(防災訓練等の協力)

第 9 条 甲及び乙は、相互が計画する防災訓練等に参加し、又は協力するものとする。

(経費負担等)

第 10 条 次に掲げる乙の妊産婦等支援活動に要する経費は、甲が負担するものとする。

(1) 妊産婦等支援班の編成及び派遣に要する経費

(2) 妊産婦等支援班に携行した医薬品等を使用した場合の実費

2 前項に定めのない経費については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(損害補償)

第 11 条 本協定に基づく業務に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和41年10月東京都北区条例第15号）により、これを補償する。ただし、損害補償を受けるべき者が、他の法令（条例を含む。）による治療その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、原則として損害補償を行わない。

2 本協定に定める協力を行う際に、乙及び第三者に損害が生じた場合は、その損害の発生原因について、乙に故意又は重過失がない限り、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則とし、補償の詳細は、甲乙協議のうえ、決定する。

(連絡体制の整備)

第 12 条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、必要に応じて、連絡会を設置するなど妊産婦等支援活動に関する連絡体制を整備するものとする。

(協 議)

第 13 条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

(有効期間)

第 14 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとし、期間満了の1か月前までに甲乙のいずれからも何らの申し出がない場合は、同一条件で更に1年間延長され、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年3月19日

甲 東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都 北区
代表者 区 長 花川 與惣太

乙 東京都北区岸町一丁目12番24号-106
公益社団法人 東京都助産師会 北地区分会
代表者 会 長 村上 重子

災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書

災害時における応急医薬品の優先供給に関し、東京都北区（以下「甲」という。）と北区薬剤師会（以下「乙」という。）との間において次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、区内に災害が発生したときに東京都北区地域防災計画に基づく医療救護活動を円滑に行うため、区内薬剤師会の協力を得て、応急医薬品の確保を図ることを目的とする。

（要 請）

第 2 条 甲は、災害が発生し、応急医薬品の調達を必要と認めたときは、乙に対し応急医薬品の優先供給を要請するものとする。

（協 力）

第 3 条 乙は、甲から優先供給の要請があったときは、甲の要請する応急医薬品を甲の指定する場所に納入するものとする。

（費用負担）

第 4 条 甲は、乙の納入した応急医薬品の代金及びその所用経費を負担するものとする。この場合の応急医薬品の価格は、当該災害の発生した直前の価格とする。

（細 目）

第 5 条 この協定を実施しするために必要な事項については別に定める。

（協 議）

第 6 条 この協定及び協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期限）

第 7 条 この協定の有効期間は昭和55年9月1日から昭和56年8月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙なんらの申し出がないときは、この協定は1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定書の証として協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通保有する。

昭和55年10月6日

甲 東京都北区王子本町1丁目15番22号
東京都北区
代表者 東京都北区長 小林 正千代

乙 東京都北区王子3丁目12番9号
北区薬剤師会
代表者 会長 永山 正

災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定細目

昭和55年10月6日付をもって締結した「災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書」（以下「協定書」という。）第5条に基づく細目は次のとおりである。

（要請の手続）

- 第 1 条 協定書第2条に定める甲の要請は、応急医薬品供給要請書（別記様式）により行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭により行い、後日文書をもって処理するものとする。
- 2 要請は会長に対し行う。会長事故ある時は、あらかじめ会長の指名したものに対し行うものとする。

（納品及び検査）

- 第 2 条 乙は、甲の要請により応急医薬品を納入したときは、納品書2通を作成し、甲に提出する。
- 2 甲は、納入された応急医薬品と納入書を確認し、納入書の1通に確認者の職氏名を記入し、乙に戻すものとする。

（費用の請求）

- 第 3 条 協定書第4条の規定により費用の請求は会長が一括取りまとめて区長に行うものとする。

（報 告）

- 第 4 条 甲は、乙の組合員に対して毎年医薬品の数量について調査することができるものとする。

第 号
平成 年 月 日

北区薬剤師会長 殿

東京都北区長

応急医薬品供給要請書

災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書第2条にもとづき、応急医薬品の供給を下記のとおり要請します。

記

1. 納入月日 平成 年 月 日
2. 納入場所
3. 品名及び数量 別記のとおり
4. 連絡先 衛生部保健衛生課管理係
(3919) 3101

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

東京都北区を「甲」とし、アルフレッサ株式会社を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

記

(総 則)

第 1 条 この協定は、東京都北区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第 2 条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第 3 条 乙は、前条の規定に基づき、甲から申請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医薬品等の範囲)

第 4 条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 医療救護活動に必要とする医薬品等
- (2) その他、甲が指定するもの

(医薬品等の引取り)

第 5 条 医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量の確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第 6 条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第 7 条 甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第 8 条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第 9 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第 10 条 この協定の有効期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から解約又は変更の申し出がない場合には、更に1年間自動的に延長されるものものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保管する。

平成25年4月1日

甲 東京都北区王子本町1丁目15番22号
東京都北区
代表者 東京都北区長 花川 與惣太

乙 東京都千代田区内神田1丁目12番1号
アルフレッサ株式会社
代表者 代表取締役 鹿目 広行

下表の事業者も同様の協定を締結している。

協定締結日	所在地	事業者名	代表者
平成25年4月1日	練馬区谷原 1丁目9番3号	東邦薬品株式会社 豊島・北営業所	所長 本間 正二
平成25年4月1日	足立区梅田 7丁目27番6号	株式会社スズケン 城北第二支店	支店長 大門 武寿
平成25年4月1日	中央区八重洲 2丁目7番15号	株式会社メディセオ	専務取締役 東京支社長 嶋路 博昭

災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書

災害時における応急用精米の優先供給に関し、東京都北区（以下「甲」という。）と東京都米穀小売商業組合北支部（以下「乙」という。）との間において次のとおり協定を締結する。

記

（目的）

第 1 条 この協定は、区内に食糧の応急供与を必要とする災害が発生したとき、北区地域防災計画に基づく食糧確保の一環として、区内米穀小売販売業者の積極的な協力を得ることにより、応急用精米の円滑な確保を図ることを目的とする。

（優先供給の数量）

第 2 条 この協定により確保する応急用精米の数量は70トンとする。

（要請）

第 3 条 甲は、災害が発生し、必要があると認めたときは、乙に対し応急用精米の優先供給を要請するものとする。

（協力）

第 4 条 乙は、甲から優先供給の要請があったときは、甲の要請する数量の精米を、甲の指定する場所に納入するものとする。

（費用負担）

第 5 条 甲は、乙の納入した精米の代金及びその所用経費を負担するものとする。この場合の精米の価格は当該災害の発生した直前の価格とする。

（表示）

第 6 条 乙は、甲の承諾を得て、乙に加盟する店舗に「災害時食糧協力店」の表示をすることができる。

（細目）

第 7 条 この協定を実施するために必要な事項は別に定める。

（協議）

第 8 条 この協定及び協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定または細目の解釈について疑義が生じたときは甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、昭和55年7月14日から昭和56年7月13日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙なんらの申し出がないときは、この協定は1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定締結の証として協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通保有する。

昭和55年7月14日

甲 東京都北区王子本町1丁目15番22号
東京都北区 区 長 小 林 正千代

乙 東京都北区滝野川1丁目16番8号
東京都米穀小売商業組合北支部
支部長 小 林 眞 治

災害時における応急用精米の優先供給に関する協定細目

昭和55年7月14日付をもって締結した「災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書」（以下「協定書」という。）第7条に基づく細目は次のとおりとする。

記

（要請の手続き）

- 第 1 条 協定書第3条に定める甲の要請は、精米供給要請書（別記様式）により行う。
ただし、緊急やむを得ない場合は口頭により行い、後日、文書をもって処理するものとする。
- 2 要請は支部長に対し行う。支部長事故あるときは、あらかじめ支部長の指名したものに対して行うものとする。

（納入及び検査）

- 第 2 条 乙は、甲の要請により応急用精米を納入したときは、納品書2通を作成し甲に提出する。
- 2 甲は、納入された精米と納品書を確認し、納品書の1通に確認者の職氏名を記入し、乙に戻すものとする。

（費用の請求）

- 第 3 条 協定書第5条の規定による費用の請求は支部長が一括取りまとめて行うものとする。

(別記様式)

第 年 月 日 号

精米供給要請書(控)

東京都米穀小売商業組合
北支部長殿

要請数量	kg
納入場所	
納入日時	月 日 午 前 時 分 後
摘要	

切取線

第 年 月 日 号

精米供給要請書

東京都米穀小売商業組合
北支部長殿

東京都北区長

災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書第3条に基づき、応急用精米の供給を下記のとおり要請します。

記

要請数量	kg
納入場所	
納入日時	月 日 午 前 時 分 後
摘要	

担当者氏名

災害時における麺類等の供給に関する協定書

災害時における麺類等の供給に関し、東京都北区（以下「甲」という。）と、東京都北区麺類組合災害対策本部（以下「乙」という。）との間において次のとおり協定を締結する。

記

（目的）

第 1 条 この協定は、区内に食糧の応急供与を必要とする災害が発生したときに、北区地域防災計画に基づく食糧確保の一環として、区内麺類提供者の積極的な協力を得ることにより、麺類等の円滑な確保を図ることを目的とする。

（供給量）

第 2 条 この協定により確保する麺類等の量はおおむね39万食とする。

（協力の内容）

第 3 条 この協定による協力の内容は次の範囲とする。

1. 麺類等の供給に関する原材料の提供
2. 麺類等の供給に関する設備機器の提供
3. 麺類等の供給に関する労務の提供

（要請）

第 4 条 甲は災害が発生し、必要があると認めたときは、乙に対し麺類等の供給を要請するものとする

（協力）

第 5 条 乙は、甲から供給の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲の要請する麺類等を、甲の指定する場所に納入するものとする。

（費用負担）

第 6 条 甲は、乙から提供を受けた麺類等に係わる経費を負担するものとする。

（表示）

第 7 条 乙は、甲の承諾を得て、乙に加盟する店舗に「災害時麺類等協力店」の表示をすることができる。

（細目）

第 8 条 この協定を実施するために必要な事項については別に定める。

(協 議)

第 9 条 この協定及び協定に基づく細目（以下「細目」という。）に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、昭和57年11月 1 日から昭和58年10月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、甲、乙なんらの申し出がないときは、この協定は1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定締結の証として協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和57年11月 1 日

甲 東京都北区
区 長 小 林 正千代

乙 東京都北区麺類組合災害対策本部
本部長 笹 川 賢 司
東京都麺類協同組合王子支部
支部長 鈴 木 徳太郎
東京都麺類協同組合赤羽支部
支部長 五十嵐 春 雄
東京都麺類協同組合滝野川支部
支部長 浅 賀 政 治
東京都麺業連合協同組合赤羽支部
支部長 橋 本 十三郎

災害時における麺類等の供給に関する協定細目

昭和57年11月1日付をもって締結した「災害時における麺類等の供給に関する協定書」(以下「協定書」という。)第8条に基づく細目は次のとおりとする。

記

(要請の手続)

- 第 1 条 協定書第4条に定める甲の要請は、別紙要請書(様式1)により行う。ただし、緊急やむを得ない場合は口頭により行い、後日、文書をもって処理するものとする。
2. 要請は本部長に対し行う。本部長事故あるときは、あらかじめ本部長の指名したものに對して行うものとする。

(納入及び検査)

- 第 2 条 乙は、甲の要請により麺類等を納入したときは、納入書2通を作成し甲に提出する。
2. 甲は納入された麺類等と納品書を確認し、納品書の1通に確認者の職氏名を記入して、乙に戻すものとする。

(費用)

- 第 3 条 協定書第6条の規定による費用は、当該災害の発生した直前の価格の60%とする。

(費用の請求)

- 第 4 条 協定書第6条の規定による費用の請求は本部長が取りまとめて行うものとする。

(様式1)

第 号
平成 年 月 日

麺類等供給要請書(控)

殿

要 請 内 容	kg
納 入 場 所	
納 入 日 時	月 日 午 前 時 分 後
摘 要	

切り取り線

第 号
平成 年 月 日

麺類等供給要請書

殿

東京都北区長

災害時における麺類等の供給に関する協定書第4条に基づき、麺類等の供給を下記のとおり要請します。

記

要 請 内 容	kg
納 入 場 所	
納 入 日 時	月 日 午 前 時 分 後
摘 要	

担当者氏名	
-------	--

災害時における緊急輸送業務に関する協定書

災害時における緊急輸送業務に関し、東京都北区（以下「甲」という。）と社団法人東京都トラック協会北支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、東京都北区地域防災計画に基づき、災害が発生、又は発生するおそれのある場合において、輸送用車両確保の一環として、区内運送業者の積極的な協力を得ることにより、円滑な業務の実施を図ることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、地震、台風その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、輸送用車両が必要であると認めたときは、乙に対し、輸送用車両（以下「車両」という。）の供給を要請するものとする。

（車両の供給）

第 3 条 乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し、車両を供給しなければならない。

（費用の負担）

第 4 条 甲の要請に基づき、業務を実施した場合の次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 甲が使用した車両等の料金
- (2) 有料道路及び有料駐車場の使用料金

（請求、支払い）

第 5 条 乙は、業務の終了後、甲の認定を受けた後、前条による経費を甲に請求するものとする。

2. 甲は、前項の規定による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ、すみやかに支払うものとする

（損害補償）

第 6 条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務等に従事したものに係る損害補償に関する条例」（昭和41年10月5日条例第15号）によるものとする。

（報 告）

第 7 条 乙は、甲に対し、毎年4月に供給可能数量を別紙（様式1）により報告するものとする。

(合同訓練)

第 8 条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加し、協力するものとする。

(協 議)

第 9 条 この協定の解釈について疑義を生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(細 目)

第 10 条 この協定を実施するために必要な細目は別に定める。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、昭和58年11月1日から昭和59年10月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲と乙がなんらの申し出がないときは、この協定は1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定の証として協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、1通を保有するものとする。

昭和58年11月1日

甲 東京都北区
区 長 北 本 正 雄

乙 社団法人東京都トラック協会北支部
支部長 中 里 三 郎

災害時における緊急輸送業務に関する協定細目

昭和58年11月1日付をもって締結した「災害時における緊急輸送業務に関する協定書」(以下「協定書」という。)第10条に基づく細目は、次のとおりとする。

(要請の手続)

- 第 1 条 協定書第2条に定める甲の要請は、別紙要請書(様式2)により行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭により行い、後日文書をもって処理するものとする。
- 2 要請は、支部長に対し行う。支部長事故あるときは、あらかじめ支部長の指名した者に対して行うものとする。

(業務の実施)

- 第 2 条 乙は、前条に基づく出動要請があったときは、会員を指定場所に出動させ、甲の指示により業務を実施させるものとする。

(業務の完了)

- 第 3 条 乙は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

(費用の負担)

- 第 4 条 協定書第4条の規定による費用は、「東京陸運局認可貨物自動車運送業運賃料金表」の時間制運賃率を準用するものとする。

(費用の請求)

- 第 5 条 協定書第5条の規定による費用の請求は、乙が一括とりまとめて甲に行うものとする。

(合同訓練経費)

- 第 6 条 協定書第8条に規定する合同訓練で、乙の要する経費については、別途甲と乙が協議して決定するものとする。

(協 議)

- 第 7 条 この細目の解釈について、疑義の生じたとき、又はこの細目に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

昭和58年11月1日

甲 東京都北区
区長 北本正雄

乙 社団法人東京都トラック協会北支部
支部長 中里三郎

(様式1)

平成 年 月 日

東京都北区長 殿

東京都トラック協会北支部長

供給可能数量報告書

災害時における緊急輸送業務に関する協定書第7条に基づき、供給可能数量を下記のとおり報告します。

記

供給可能数量

大型貨物車 (積載量 6 t)	台
中型 " (積載量 4 t)	台
小型 " (積載量 2 t)	台

(様式2)

第 年 月 日 号

東京都トラック協会北支部長 殿

東京都北区長

緊急輸送車両要請書

災害時における緊急輸送業務に関する協定書第2条に基づき、車両の供給を下記のとおり要請します。

記

日 時 平成 年 月 日 時 分から
平成 年 月 日 時 分まで

行 先

数 量

業務内容

担当者氏名

給水施設の維持管理及び運用に関する協定書

東京都知事を甲とし、北区長を乙として甲乙間において、次の条項により、給水施設の維持管理及び運用に関する協定を締結する。

(目 的)

第 1 条 この協定は、甲が東京都震災予防条例（昭和46年東京都条例第121号）に基づき北区立桐ヶ丘中央公園内に設置した給水（以下「給水施設」という。）の維持管理及び運用に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(協 力)

第 2 条 甲と乙とは、給水施設を設置した趣旨に鑑み、当該施設の維持管理及び運用について相互に協力するものとする。

(維持管理)

第 3 条 甲は、給水施設が常に良好な状態で使用できるように給水施設の維持管理を行うものとする。

2. 前項の維持管理は、東京都水道局長が実施するものとする。

(応急給水)

第 4 条 乙は、応急給水を実施するために給水施設を使用するものとする。ただし、災害訓練の目的で使用するときは、事前に東京都水道局長の承認を得るものとする。

(費用負担)

第 5 条 甲は、第3条に規定する給水施設の維持管理に要する経費を負担するものとする。

2. 乙は、給水施設から応急給水を行うために資機材を使用する場合は、甲が設置した資機材以外のものに係る経費を負担するものとする。

(関 連 区)

第 6 条 乙は、給水施設を使用して行う応急給水に関して必要がある場合は、関連する他の特別区と別途協議するものとする。

(実施細目)

第 7 条 乙と東京都水道局長は、この協定の実施に関し必要な事項について協議するものとする。

(適用期日)

第 8 条 この協定は、昭和56年9月9日から適用する。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

昭和56年9月9日

東京都知事 鈴木 俊 一
東京都北区長 小 林 正千代

給水施設の維持管理及び運用に関する協定の実施細目

東京都水道局長（以下「甲」という。）と東京都北区長（以下「乙」という。）は、乙と東京都知事との間で昭和59年9月9日締結した「給水施設の維持管理及び運営に関する協定」（以下「協定」という。）第7条の規定に基づく協定の実施細目を、次のとおり定める。

（給水施設の使用細目）

第 1 条 乙は、協定第4条により給水施設を使用する場合は、甲の定める「北区立桐ヶ丘公園内震災対策応急給水施設に関する取扱要綱」第6項の規定に従い使用しなければならない。この場合において、乙は、水質の保全並びに給水施設及び給水施設内の器具等の維持管理に支障を及ぼさないように努めなければならない。

（災害訓練に使用する場合の手続）

第 2 条 協定第4条ただし書きによる項の承認手続は、次の各号による。

- (1) 別紙（様式1）に必要事項を記載し、災害訓練実施日の7日前までに東京都水道局 北部 第二支所長（以下「支所長」という。）に届出て、その承認を得ること。
- (2) 災害訓練が終了したときは、直ちにその旨を支所長に連絡すること

（責任者の選任）

第 3 条 給水施設の適正な使用を図るため、乙は、給水施設の使用に係る責任者を選任し、（様式2）により支所長に通知するものとする。これを変更する場合も同様とする。

（資器材の搬入等）

第 4 条 乙は、乙の資器材を給水施設内に搬入若しくは搬出しようとするとき、又は搬入した資器材を点検しようとするときは、（様式3）により、支所長にあらかじめ届出を行い、その承認を得なければならない。

（非常用備品等の補充）

第 5 条 乙は、災害訓練その他により給水施設内に常備している非常用備品、工具その他を消費し、消耗し又は破損したときは、乙の負担において補充しなければならない。

（損害賠償）

第 6 条 乙が、故意又は過失により、給水施設その他甲の管理に係る施設及び機器等に損害を与えた場合は、乙がその責を負うものとする。

（疑義等の解釈）

第 7 条 この実施細目の解釈に疑義が生じたとき又はこの実施細目に定めのない事項は甲乙協議のうえ決定するものとする。

(適用期日)

第 8 条 この実施細目は昭和56年9月9日から適用する。

甲と乙は、上記細目締結の証として、本書二通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その一通を保有する。

昭和56年9月9日

甲 東京都水道局長
船 木 喜 久 郎

乙 東京都北区長
小 林 正 千 代

北区立滝野川公園内応急給水施設についても、本件と同様に昭和62年7月17日付で協定及び実施細目を締結している。

北区立北運動公園内応急給水施設についても、本件と同様に平成8年7月25日付で協定及び実施細目を締結している。

(様式1)

支 所 長 殿

平成 第 年 月 日

給水施設の使用について（申請）

標記施設を下記のとおり防災訓練に使用したいので承認願います。

記

1. 日 時 日 午 前 時 分から 日 午 前 時 分まで
後 後

2. 対 象 人 員

3. 給水予定量

殿

平成 第 年 月 日

支所長

給水施設の使用について（承認）

平成 年 月 日付 第 号により申請のあったこのことについては承認します。

(様式2)

第

号

年 月 日

支 所 長 殿

選任

給水施設使用責任者

通知

変更

標記施設使用責任者を下記のとおり
選任 したので通知します。
変更

記

給水施設責任者

新 区
旧 区

(様式3)

平成 第 年 月 日 号

支 所 長 殿

搬入

資器材の について

点検

給水施設内に搬入
応急給水のための資器材を下記により 点検 したいので了解願います。

記

1. 日 時 日 午 前 時 分から 日 午 前 時 分まで
後 時間 分 後

2. 資器材の 搬入 品目
点検

平成 第 年 月 日 号

殿

支所長

搬入

資器材の について

点検

平成 年 月 日付 号により依頼のあったことについては了解します。

給水施設の維持管理及び運用に関する協定書

東京都北区（以下「甲」という。）と医療社団法人博栄会（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における給水施設の維持管理及び運用に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目 的）

- 第 1 条 本協定は、乙の敷地内に設置した給水施設の維持管理及び運用に関する基本事項を定め、災害時の緊急給水活動の円滑化に寄与することを目的とする。
- 2 本協定の対象施設は、東京都北区赤羽南二丁目5番12号に所在する赤羽中央総合病院敷地内深井戸（以下「井戸」という。）とする。

（優先給水施設）

- 第 2 条 乙は、第4条による要請を受け、給水を行う場合には、医療法（昭和23年7月法律第205）に基づく病院及び診療所（以下「医療機関」という。）、並びに北区地域防災計画に定める医療救護所を優先することができる。

（維持管理及び費用負担）

- 第 3 条 井戸は財産所有者の乙が維持管理を行うものとし、災害時に良好な状態で使用できるよう努めるものとする。
- 2 災害時における井戸使用に係る費用は、甲が負担とするものとする。
- 3 井戸の水質検査は、必要に応じて甲乙協議のうえ実施するものとし、費用負担は甲が行うものとする。

（提供要請）

- 第 4 条 甲が災害時に、計画に基づく緊急給水活動を実施する必要がある場合で、乙所有の井戸水の提供を受けたいときは、甲は乙に対して提供要請を行うものとする。

（周 知）

- 第 5 条 甲は、井戸使用に関する内容を住民に周知するものとし、乙は関係機関を介して、近隣の医療機関に周知することとする。

（損害賠償）

- 第 6 条 井戸の使用にあたり、乙に対し物的損害を与えたときは、甲はその損害について補償するものとする。

（協 議）

- 第 7 条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 8 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとし、期間満了の2か月前までに甲又は乙から何らの申し出がない場合は、更に1年間更新し、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成26年1月30日

甲 東京都北区王子本町1丁目15番22号
東京都北区
代表者 区長 花川 與惣太

乙 東京都北区赤羽南二丁目5番12号
医療法人社団博栄会
代表者 理事長 朝倉 正博

自家発電装置の設置及び深井戸使用に関する協定書

東京都北区を甲とし、小山酒造株式会社を乙とし甲乙間において次の条項により自家製発電装置の設置および深井戸使用に関する協定を締結する。

(目 的)

第 1 条 この協定書は、甲が乙の所有地に自家発電装置を設置することによって乙所有の深井戸を使用し、災害時の飲料水の確保を図ることを目的とする。

(設置期間)

第 2 条 自家発電装置の設置期間は協定締結の日から5年とする。ただし、期間満了の日の3ヶ月までに甲又は乙からなんらの申し出がないときは、設置期間は1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(維持管理)

第 3 条 甲は自家発電装置が常に良好な状態で使用できるよう適切な維持管理を行うものとする。

(土地及び深井戸の使用料)

第 4 条 自家発電装置の設置に係わる土地使用料については無償とし、災害時における深井戸使用に係る費用は甲の負担とする。

(撤 去)

第 5 条 甲は乙から自家発電装置の撤去の請求があった場合は、第2条の設置期間満了後すみやかに撤去しなければならない。

(費用負担)

第 6 条 自家発電装置の設置及び撤去に要する経費、並びに、第3条の維持管理に必要な諸経費のうち月額1,000円は甲の負担とし、乙に交付する。

(協 議)

第 7 条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙とは、上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

昭和62年12月1日

東京都北区王子本町1丁目15番22号
甲 東京都北区
北 区 長 北 本 正 雄

乙 東京都北区岩淵町26番10号
小山酒造株式会社
取締役社長 小 山 新 七

深井戸使用に関する協定書

東京都北区（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社東京地域本社（以下「乙」という。）は、甲が行う震災時の緊急給水活動時に乙所有の井戸を甲が使用することに関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、「地盤沈下対策における非常災害用井戸の取扱要綱及び同施行細目」（東京都環境保全局）に基づき設置した当該施設の維持管理及び運用に関する基本事項を定め、震災時の緊急給水活動の円滑化に寄与することを目的とする。

2 対象物件

北区上中里 2 丁目 1 番先 （尾久駅構内深井戸、以下「1号井戸」という。）

北区東田端 2 丁目 20 番 68 号 （田端ビル敷地内深井戸、以下「2号井戸」という。）

（維持管理及び費用負担）

第 2 条 1号井戸の維持管理は甲負担で甲が行い、また2号井戸は財産所有者の乙が維持管理を行うものとし、甲乙双方とも災害時常に良好な状態で使用できるよう、当該施設の維持管理に努めるものとする。

2 災害時等における給水等に伴う経費（電気・軽油代）は、甲が負担するものとし、その経費は、当該震災発生直前の料金を基礎として算出した額とする。

（提供要請）

第 3 条 甲が震災時に、地域防災計画に基づく緊急給水活動を実施する必要がある場合で、乙所有の深井戸の提供を受けたいときは、甲は乙に対して提供要請を行うものとする。

（周知）

第 4 条 甲は、深井戸使用に関する内容を住民に周知するとともに、乙所有地に看板を掲出するものとする。なお、看板の取り付け及び修理等については甲が行う。

（損害賠償）

第 5 条 深井戸の使用にあたり、乙に対し物的損害を与えたときは、甲はその損害について補償するものとする。

（細目）

第 6 条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第 7 条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第 8 条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成10年3月31日までとする。
ただし、この満了期間までに双方別段の意思表示がなかった場合は、さらに1年継続するものとし、以降同様とする。

本協定締結の証として本協定書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ各一通を保有する。

平成10年2月1日

甲 東京都北区
区 長 北 本 正 雄

乙 東日本旅客鉄道株式会社
東京地域本社長 石 田 義 雄

深井戸使用に関する協定の協定細目

東京都北区（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社東京地域本社（以下「乙」という。）が平成10年2月1日付をもって締結した「深井戸使用に関する協定書」（以下「協定書」という。）第6条に基づく細目は次のとおりとする。

1. 深井戸の位置及設計は、別添図面のとおりにする。
2. 1号井戸の施設管理及び鍵の管理は甲が行い、2号井戸の施設管理及び鍵の管理は乙が行うものとする。
3. 甲は、防災訓練等で施設内に立ち入るときは、事前に乙に連絡するものとする。
4. 甲が深井戸及び乙の施設に損害を与えた場合は、速やかに乙に通知するものとする。
5. 前項の損傷による深井戸及び施設等の補修・復旧等については甲により処理するものとし、詳細については別途協議するものとする。
6. この協定細目の解釈について疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲、乙、別途協議のうえ定めるものとする。
7. この協定に関する連絡、通知、協議の責任者は甲においては、地域振興部防災課長、乙においては、総務部長（安全対策室）とする。
8. この実施細目は協定締結日から適用する。
9. この協定の締結により、昭和60年12月10日付で締結した「尾久駅構内給水栓設備の使用に関する覚書」は廃止するものとする。

上記細目締結の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ各一通を保有する。

平成10年2月1日

甲 東京都北区
区 長 北 本 正 雄

乙 東日本旅客鉄道株式会社
東京地域本社長 石 田 義 雄

災害時における公衆浴場及び井戸の使用に関する協定

東京都北区（以下「甲」という。）と、東京都公衆浴場商業共同組合北支部（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における公衆浴場及び井戸の使用に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、区内に災害が発生し、浴場の使用及び生活用水等が必要となったとき、被災者（災害による家屋の倒壊、焼失等により自宅において入浴が困難な者として甲が認めた者をいう。以下同じ。）への入浴支援及び区民への生活用水の円滑な供給業務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要 請）

第 2 条 甲は、災害が発生し必要があると認めたときは、乙に対し、次に掲げる協力を要請するものとする。

(1) 乙の組合員（以下「組合員」という。）が所有する浴場における被災者への入浴支援

(2) 組合員が所有する井戸による区民への生活用水の提供

2 前項による要請は、文書による要請を原則とする。ただし、文書による要請のいとまがないときは、口頭で要請し、文書により事後に処理するものとする。

3 第1項の要請は、乙の支部長に対して行うものとする。ただし、支部長が事故又は不在のときは、あらかじめ支部長が指名した者に対して要請するものとする。

（協 力）

第 3 条 乙は、前条により要請があった場合は、組合員に対し要請に協力させるものとする。

2 被災者への入浴支援は、あらかじめ甲と乙との間で協議のうえ定める料金、期間等により行うものとする。

3 乙は、生活用水を必要とする区民に対して無料で井戸水を提供する。

（管理報告）

第 4 条 乙は、組合員が所有し、維持管理する入浴設備及び井戸設備について、第1条の目的が達成できない場合は、甲へ随時報告するものとする。

2 乙は、甲の要請により災害時に対応できる人員や浴場等の状況及び連絡体制を定め、毎年4月に甲へ報告するものとする。

（費用負担）

第 5 条 甲は、第2条第1項第1号の規定による乙の入浴支援における費用を負担する。

2 この協定により、災害時の井戸水の汲みあげに係る費用（電気・燃料代）は、甲の負担とする。

(費用請求)

第 6 条 乙は、前条に規定する費用を文書により速やかに甲に請求する。

(必要資器材の貸与等)

第 7 条 甲は、第 2 条の要請に基づき乙が協力する場合又は第 9 条に定める防災訓練等へ参加する場合は、必要な資器材等について甲乙協議のうえ、必要な期間に限り貸与等を行うことができるものとし、これらに関し必要な事項については別に定める。

2 前項による資器材等の貸与に伴う運搬及び返却は、乙が行うものとする。

(災害補償)

第 8 条 本協定に係る業務に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和 41 年 10 月東京都北区条例第 15 号）により、これを補償する。ただし、損害補償を受けるべき者が、他の法令（条例を含む。）による治療その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害補償を行なわない。

(防災訓練等)

第 9 条 乙は、甲が企画する防災訓練への参加依頼があった場合は、可能な限りにおいてこれに協力するものとする。この場合において、甲及び乙は円滑な協力が行われるよう、東京都北区地域防災計画等必要な資料及び情報を相互に交換するものとする。

(協 議)

第 10 条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成 27 年 3 月 31 日までとし、期間満了の 3 か月前までに甲又は乙から何らの申し出がない場合は、更に 1 年間更新し、以後も同様とする。

(災害時における公衆浴場所有の井戸の使用に関する協定書の合意解除)

第 12 条 平成元年 5 月 16 日締結の災害時における公衆浴場所有の井戸の使用に関する協定書は、甲乙合意の上解除する。

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成26年3月31日

甲 東京都北区王子本町1丁目15番22号
東京都北区 北本正雄
代表者 区長 花川 與惣太

乙 東京都北区西ヶ原一丁目20番12号
東京都公衆浴場商業協同組合北支部
代表者 支部長 原 和 夫

(別記様式)

第 号
平成 年 月 日

東京都公衆浴場商業協同組合
北 支 部 長 殿

東京都北区長

公衆浴場所有の井戸の使用要請書

災害時における公衆浴場所有の井戸の使用に関する協定書第2条の規定に基づき公衆浴場所有の井戸の使用を要請します。

記

1. 使用期間
平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
2. 使用要請井戸
王子地区
赤羽地区
滝野川地区
3. 連絡先
北区危機管理室防災課
(3908) 1111 内線2381

災害時における接骨師会の協力に関する協定書

東京都北区を「甲」とし、社団法人北区接骨師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第 1 条 この協定は、東京都北区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第 2 条 乙が行う協力の内容は、次の範囲のものとする。

- ア 傷病者に対する応急手当（柔道整復師法に規定された業務の範囲）
- イ 傷病者に対する応急手当に必要な衛生材料等の提供
- ウ 傷病者に対する応急手当に必要な労務の提供

(協力要請の手続)

第 3 条 甲が乙に対して協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、日時、実施場所、その他必要事項を明らかにして要請しなければならない。

(協 力)

第 4 条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、特別の理由がない限り、必要な業務を実施するものとする。

(指揮命令)

第 5 条 乙の協力に関する指揮命令及び連絡調整については、甲の指定する者が行い、応急手当に関わる必要な指示については、北区医師会長及び王子医師会長の指定する医師が行うものとする。

(費用負担)

第 6 条 甲は、乙の協力に係わる衛生材料等の提供使用について、その実費を負担するものとする。

(損害補償)

第 7 条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和41年10月5日東京都北区条例第15号）によるものとする。

(細 目)

第 8 条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第 9 条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、または、この協定に定め
のない事項については、そのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(協定期間)

第 10 条 この協定の有効期間は平成3年12月5日から平成4年3月31日までとする。ただ
し、期間満了の日の3ヵ月前までに、甲・乙なんらの申し出がないときは、さらに1年
間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通保有する。

平成3年12月5日

甲 東京都北区王子本町1丁目15番22号
東京都北区 代表者 北区長 北 本 正 雄

乙 東京都北区浮間2丁目26番2-104号
社団法人北区接骨師会代表者 会長 木 村 光 猪

災害時における接骨師会の協力に関する協定細目

平成3年12月5日付をもって締結した「災害時における接骨師会の協力に関する協定書」(以下「協定書」という。)第8条に基づく細目は、次のとおりとする。

(協力の内容)

第1条 協定書第2条に定める労務の提供については、甲が実施する応急対策業務実施場所までの出動及び衛生材料等の運搬を含むものとする。

(要請の手続)

第2条 協定書第3条に定める甲の要請は、応急対策業務要請書(様式1)により乙に対して行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

2 乙に対する甲の要請は、北区保健所長が区長名をもって行うものとする。ただし、所長が不在のときは、その職務を代行する者が行うものとする。

(経費負担及び請求手続)

第3条 協定書第6条に定める経費の負担及び請求は、次のとおりとする。

(1) 衛生材料等の価格は、災害発生時直前のものとする。

(2) 経費の請求・報告については、応急対策業務終了後、速やかに乙が一括して衛生材料等提供請求書(様式2)に、応急対策活動報告書(様式2-2)を添えて請求するものとする。

(訓練)

第4条 乙が甲の実施する訓練に参加を要請された場合は、必要により協議を行い協力するものとする。

(連絡継走)

第5条 乙における各組合員への連絡継走は、乙が行うものとする。

(様式1)

応急対策業務要請書(接骨師)

平成 年 月 日

北区接骨師会
会 長

殿

東京都北区長

「災害時における接骨師会の協力に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

要 請 の 理 由	
業 務 内 容	
日 時	
実 施 場 所	(1) (2) (3)
そ の 他	

(様式2)

衛生材料等提供請求書(接骨師)

平成 年 月 日

東京都北区長

殿

北区接骨師会

会長

「災害時における接骨師会の協力に関する協定書」第6条に基づき、平成 年 月 日から平成 年 月 日までに提供した衛生材料に係る費用を下記の通り請求します。

記

金

円也

(内訳)

品名	数量	単位	単価	金額
合計				

(様式 2 - 2)

応 急 対 策 活 動 報 告 書 (接骨師)

班名	責任者	従事者	活動場所	活動期間	活動実績等
				月 日 時から 月 日 時まで	
				月 日 時から 月 日 時まで	
				月 日 時から 月 日 時まで	
				月 日 時から 月 日 時まで	

北区と酒田市との災害時における相互援助協定

(趣 旨)

第 1 条 北区と酒田市は、相互友好の精神に基づき、北区又は酒田市のいずれかの地域において大規模な災害が発生した場合、被災した自治体の災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に遂行するため、災害時における相互援助協定を締結する。

(援助要請)

第 2 条 応援を求めようとする自治体は、次の事項を明らかにし、電話等により援助を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第 3 号及び第 6 号に掲げる職員の人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援を要請する期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第 3 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策に必要な食糧、飲料水、生活必需品等の提供
- (2) 応急対策に必要な車両、資機材等の提供又は貸与
- (3) 応急対策に必要な職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) 復旧対策に必要な車両、資機材等の提供又は貸与
- (6) 復旧対策に必要な職員の派遣
- (7) その他、特に要請のあった事項

(物資等の輸送)

第 4 条 救援物資、資機材等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う都市にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第 5 条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を行う自治体は、応援を受けた自治体が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた自治体から要請があった場合には、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(派遣職員に要する経費の負担)

第 6 条 前条に定める経費のうち、第 3 条第 3 号及び第 6 号に定める派遣職員に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を受けた自治体が負担する経費の額は、応援を行う自治体の旅費に関する規定により算出した旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償に要する経費は、応援を行う自治体の負担とする。ただし、被災地において応急治療をする場合の治療費は、応援を受けた自治体の負担とする。

(情報資料の交換)

第 7 条 北区及び酒田市は、この協定による応援は円滑に行われるよう、毎年、一定時期に地域防災計画をはじめ災害に関する情報資料を相互に交換するものとする。

(連絡担当部課)

第 8 条 北区及び酒田市は、あらかじめ相互支援に関する連絡担当の部課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(その他)

第 9 条 この協定に定めのない事項は、北区及び酒田市が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 7 年 10 月 21 日

東京都北区長

山形県酒田市長

北 本 正 雄 印

大 沼 昭 印

北区と中之条町との災害時における相互応援に関する協定

(趣 旨)

第 1 条 北区並びに中之条町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第 2 条 北区並びに中之条町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第 3 条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号、第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第 4 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資機材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第 5 条 救援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体の実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第 6 条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

- 2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は、応援を行う自治体の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合、その治療費は、応援を受けた自治体の負担とする。

(資料・情報の交換)

第 7 条 北区並びに中之条町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第 8 条 この協定に定めのない事項は、第 2 条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、記名押印のうえ、各一通を保有する。

平成 7 年 10 月 21 日

東京都北区長

群馬県中之条町長

北 本 正 雄 印

宮 崎 太 一 郎 印

北区と甘楽町との災害時における相互応援に関する協定

(趣 旨)

第 1 条 北区並びに甘楽町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第 2 条 北区並びに甘楽町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第 3 条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号、第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第 4 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資機材、発電機、車両等の応急対策用資機材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第 5 条 救援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体の実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第 6 条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

- 2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。
- 3 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は、応援を行う自治体の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合、その治療費は、応援を受けた自治体の負担とする。

(資料・情報の交換)

第 7 条 北区並びに甘楽町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第 8 条 この協定に定めのない事項は、第 2 条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 7 年 10 月 21 日

東京都北区長

群馬県甘楽町長

北 本 正 雄 印

富 岡 秀 世 印

災害時における情報交換に関する協定書

東京都北区（以下「甲」という。）と埼玉県川口市（以下「乙」という。）は、隣接する自治体として、災害時における情報交換に関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、甲若しくは乙の地域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、甲及び乙が必要とする災害に係る各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第 2 条 甲及び乙の情報交換は、次に掲げる場合に開始するものとする。

- (1) 甲又は乙の地域内で重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) その他、甲又は乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第 3 条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害に係る一般被害状況に関すること。
- (2) 主要駅の駅前滞留者等に関すること。
- (3) 協力可能な事項に関すること。
- (4) その他、甲又は乙が必要な事項

（情報交換の手段）

第 4 条 災害時における情報交換に関しては、電話・ファクシミリなどの有線、インターネット回線等を利用するほか、北区防災行政無線を積極的に活用するものとする。

2 北区防災行政無線の設置及び運用保管等に関しては、甲乙協議の上、別に協定を締結するものとする。

（留意事項）

第 5 条 甲及び乙は、情報の交換に際しては、都及び県を通じた正規の情報ルートを逸脱しないよう留意するものとする。

（定期の訓練実施及び平素からの協力）

第 6 条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する訓練を定期的実施するとともに、また、地域防災計画等防災に関する資料の整備に相互に協力するものとする。

（連絡責任者）

第 7 条 甲及び乙は、本協定に基づく情報交換等の担当部署を定めるとともに、連絡

責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は、相互に通知するものとする。

(協 議)

第 8 条 この協定に定めのない事項又は新たに必要となった事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 9 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとし、期間満了の3箇月前までに甲又は乙から何らの申し出がない場合は、更に1年間更新し、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成26年7月14日

甲 東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都 北区

代表者 区 長 花川 與惣太

乙 埼玉県川口市青木二丁目1番1号
埼玉県 川口市

代表者 市 長 奥ノ木 信夫

北区防災行政無線局設置等に関する協定書

東京都北区（以下「甲」という。）と埼玉県川口市（以下「乙」という。）とは、災害時における情報交換に関する協定書（平成26年7月14日甲乙締結）第4条第二項に基づき、北区防災行政無線局（移動系陸上移動局）（以下「移動局」という。）の設置及び運用保管等に関して次のとおり協定を締結する。

（移動局の設置）

第 1 条 甲は、乙の所管する庁舎内に移動局を設置する。

（無線設備の経費負担）

第 2 条 無線設備の設置に要する費用は、すべて甲の負担とする。

（設置場所等の無償使用）

第 3 条 乙は、無線設備を設置するために、必要な設置場所及びその付帯設備その他の工作物を甲に無償で使用させるものとする。

（設置場所等の変更）

- 第 4 条 乙は、自己の都合により、設置場所を変更しようとするときは、甲にその理由及び新たに設置する場所を提示の上、協議するものとする。
- 2 甲が、自己の都合により、設置場所を変更しようとするときは、乙にその理由を提示し、乙と協議の上、新たな場所等を確保するものとする。
 - 3 前二項により、場所等を変更しようとするために必要な費用については、甲の負担とする。

（無線設備の復旧補償）

第 5 条 無線設備等の管理に関し、乙の不注意により、無線設備等が盗難され、又は破損若しくは紛失した場合は、その復旧の費用は、乙の負担とし、それ以外の場合については、甲の負担とする。

（光熱水費等の負担）

第 6 条 乙の庁舎内に設置された無線設備の運用に要する光熱水費等は、乙の負担とする。

（移動局の運用保管）

第 7 条 この協定書に定めるもののほか、移動局の運用等に関する事項は、甲が別に定める北区防災行政用無線設備要綱等の規定による。

（疑義の決定等）

第 8 条 この協定書の解釈について、疑義を生じたとき、又はこの協定書に定めない事項について

は、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 9 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成 27 年 3 月 31 日までとし、期間満了の 3 箇月前までに甲又は乙から何らの申し出がない場合は、更に 1 年間更新し、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 26 年 7 月 14 日

甲 東京都北区王子本町一丁目 15 番 22 号
東京都 北区
代表者 区長 花川 與惣太

乙 埼玉県川口市青木二丁目 1 番 1 号
埼玉県 川口市
代表者 市長 奥ノ木 信夫

北区と前橋市の災害時における物資等の支援に関する協定

東京都北区と群馬県前橋市（以下「協定都市」という。）は、大規模災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る物資等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第 1 条 この協定は、協定都市のいずれかの地域において大規模地震等の災害が発生し、協定都市のうち被災した当事者（以下「被災都市」という。）の要請に基づく応急対策等が円滑に実施できるよう、必要な食料、飲料水、生活必需品及びそれらの供給に必要な資機材等（以下「応急物資」という。）の支援に関し必要な事項を定めるものとする。

（支援の種類）

第 2 条 被災都市が要請できる支援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急物資の提供
- (2) 応急物資の輸送に必要な車両等の提供
- (3) その他被災都市が指定する物資

（支援の要請）

第 3 条 被災都市は、応急物資について、その地域において十分な調達ができないときは、支援を行う当事者（以下「支援都市」という。）に対し応急物資の供給を要請するものとする。

2 被災都市は、前項の規定に基づき要請を行うときは、要請する応急物資の種類、数量、輸送方法、受領場所その他必要な事項を示さなければならない。

3 被災都市が要請を行うときは、電話その他の通信手段により支援都市に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第 4 条 支援を要請された支援都市は、この協定の趣旨にしたがい、極力これに応じ支援活動に努めるものとする。

（自主支援）

第 5 条 大規模災害の発生により、被災都市との連絡がとれない場合で、緊急に支援することが必要であると認められるときは、支援都市は自主的判断に基づき支援活動を行うことができるものとする。

（経費の負担）

第 6 条 この協定に基づき供給された応急物資の調達に係る経費（輸送費を含む。）は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、被災都市が負担するものとする。

（連絡協力体制）

第 7 条 協定都市は、あらかじめこの協定に関する連絡担当部局を定めるとともに、災害時における連絡手段の確保を図るよう努めるものとする。

2 協定都市は、この協定に基づく支援が円滑に行えるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、情報交換に努めるものとする。

(訓練の実施)

第 8 条 協定都市は、この協定の実効性を確保するため、相互に協力して必要な訓練を実施するものとする。

(協 議)

第 9 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じたときは、協定都市が、そのつど協議して定めるものとする。

(施行期日)

第 10 条 この協定は、平成26年2月4日から施行する。

この協定の締結を証するため、記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年2月4日

東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区

代表者 区長

花川 與惣太

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
群馬県前橋市

代表者 市長

山本 龍

特別区災害時相互協定及び相互支援に関する協定

(目 的)

第 1 条 この協定は、特別区（以下、「区」という。）の区域において大規模な地震等の災害が発生した場合において、区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、災害を受けた区（以下、「被災区」という。）独自では、十分な対策等が実施できない場合において、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区（以下、「支援区」という。）が、連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的とする。

(支援対策本部の設置)

第 2 条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、前条の目的を達成するため、災害発生後直ちに特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

- 2 本部は、予め区相互で定める方法に従い、支援区のうち一区に設置する。
- 3 本部に本部長を置き、本部長は、本部設置区の区長とする。
- 4 本部は、被災区の要請に基づき、又は、被災区からの要請を待っている間は応急対応に支障が出ると予想されるときは自らの判断により、支援区に対して支援活動を要請し、又は支援区及び支援区相互の活動に必要な調整を行う。
- 5 本部長は、支援区その他関係団体に対し、本部従事職員の派遣を要請し、又は本部の活動に必要な資機材その他の応援を求めることができるものとする。
- 6 本部の設置、運営その他に関し、必要な事項は別に定める。

(支援各区の体制)

第 3 条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を整えるとともに、原則として、本部の要請に従い、支援活動を行うものとする。

- 2 本部と支援区は相互に情報連絡を密にするものとする。
- 3 支援区は、前2項のほか、本部の活動に協力するものとする。

(支援の要請)

第 4 条 この協定に基づき、本部が行った支援活動及び本部の要請に基づき行った支援区の支援活動は、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。

第4条の2 隣接区等において、本部の要請等がある前に支援を開始する場合は、支援区の本部への報告をもって、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。

(相互協力及び相互支援の内容)

第 5 条 この協定に基づく相互協力及び相互支援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 職員の派遣及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する次の事項
イ 被災区への応援職員の派遣

- ロ 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供
- ハ その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (2) 救援物資の提供及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する次の事項
 - イ 被災区への救援物資の提供
 - ロ 支援区又は他の地方公共団体等からの救援物資の集積場所等の提供
 - ハ その他救援物資に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (3) 避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項
- (4) 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する次の事項
 - イ 被災区へのボランティアの斡旋
 - ロ 支援区におけるボランティアへの情報提供、募集、受付、宿舎の提供
 - ハ その他ボランティアに関し、被災区の支援に必要な事項
- (5) 被災住民の受入れに関し、施設の提供その他被災区の支援に必要な事項
- (6) 動物の保護に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (7) 被災区への医療救護班の派遣その他医療救護活動に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (8) ごみ、し尿、がれきの処理に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他区間協力、区間支援に必要な事項
- (9) 災害時要援護者の救援支援に関する次の事項
 - イ 被災区への専門職員等の派遣
 - ロ 支援区での二次避難場所の提供等災害時要援護者の受入れ
 - ハ その他災害時要援護者の救援に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (10) 遺体の搬送、埋葬等に関し、職員、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (11) 道路の早期復旧に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (12) 応急危険度判定、り災証明発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明発行に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区の支援に必要な事項
- (13) 仮設住宅の提供に関する次の事項
 - イ 被災区への職員、物資等の派遣、提供
 - ロ 支援区での仮設住宅建設用地の確保
 - ハ その他仮設住宅の提供に関し、区間協力、区間支援に必要な事項
- (14) 帰宅困難者への対応に関し、情報提供、一時滞在施設への受入れ、物資提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (15) 児童・生徒の受入れ、応急教育の実施に関し、必要な事項
- (16) 被災区の被災区外での業務継続に関し、施設の提供、その他被災区の支援に必要な事項
- (17) 前各号に定めるもののほか、被災区から要請があった事項

(支援経費の負担)

- 第 6 条 支援区の支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災区の負担とする。
- 2 支援を受けた区が、前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、支援を受けた区から要請があった場合には、支援する区は当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 被災区間の経費の割り振り又は被災区に費用負担を求められない特別の事情がある場合の措置その他については、本部が調整する。

(連絡担当部署)

- 第 7 条 各区は、防災担当課をこの協定に基づく相互協力、相互支援に関する連絡担当部署とする。

(平常時の措置)

- 第 8 条 各区は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、区相互の情報交換、防災訓練の実施、災害時における対策に関する調査研究その他に努めるものとする。

(実施細目の作成)

- 第 9 条 この協定の円滑な実施を図るため、区間の協議により実施細目を定めるものとする

(協定内容等の見直し)

- 第 10 条 各区は、この協定の内容及び前条に定める実施細目の内容については、毎年度見直しを行い、常に実践的な内容を持たせるよう必要な修正を行うものとする。

(その他)

- 第 11 条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、区が協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 平成8年2月16日締結の特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定書及び実施細目は廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本協定書を23通作成し、各区長は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月14日

千代田区長 石川 雅己

新宿区長 中山 弘子

中央区長 矢田 美英

文京区長 成澤 廣修

港区長 武井 雅昭

台東区長 吉住 弘

墨田区長	山崎昇	豊島区長	高野之夫
江東区長	山崎孝明	北区長	花川與惣太
品川区長	濱野健	荒川区長	西川太一郎
目黒区長	青木英二	板橋区長	坂本健
大田区長	松原忠義	練馬区長	志村豊志郎
世田谷区長	保坂展人	足立区長	近藤弥生
渋谷区長	桑原敏武	葛飾区長	青木克徳
中野区長	田中大輔	江戸川区長	多田正見
杉並区長	田中良		

特別区支援対策本部の設置等に関する実施細目

(協定第2条・3条・4条関係)

1 本部の設置

特別区において大規模な地震等の災害が発生した場合、発災後直ちに被災を免れた区あるいは被災の軽微な区（以下、「支援区」という。）のうち一区に「特別区支援対策本部」（以下、「本部」という。）を設置し（以下、本部が設置された区を「本部設置区」という。）、支援区は相互に協力して被災区の支援にあたることとする。

2 本部設置区の決定

発災時に本部設置区を決定する場合、迅速に支援体制を確立するため、支援区間で協議することなく、以下に定める順位に従って、支援区のうち一区を本部設置区とする。

(1) 本部設置区は次の順位に従って決定する。

- ① 第1順位 区長会会長区
- ② 第2順位 区長会副会長区のうち、23区行政順位が先の区
- ③ 第3順位 区長会副会長区のうち、23区行政順位が後の区

(2) 支援区の中に第1順位から第3順位までの該当区がなかった場合は、次の順により本部設置区を決定する。

- ① 支援区の中から、区長会幹事区で、行政ブロック順が先の区を本部設置区とする。
- ② ①による該当区がなかった場合は、支援区の中から、行政順が先の区を本部設置区とする。

3 本部設置区の変更

(1) 本部設置区となった区が2次災害の発生等の事情により本部としての機能を果たせなくなった場合は、支援区の中の直近後順位の区にその旨を通知することとし、この通知をもって当該後順位の区を本部設置区とする。

(2) 本部設置区が本部機能を果たせなくなったと判断できる場合は、本部設置区からの連絡を待たずに、支援区の中の直近後順位の区を本部設置区とする。

(3) 本部機能を果たせなくなったと判断される場合とは、以下の場合である。

- ① 本部設置区において2次災害が発生し、支援区と本部設置区との連絡手段が途絶えた場合
- ② ①に準ずる状況で、本部設置区が被災したことが明らかな場合

4 被災区及び支援区等への連絡

本部設置区となった区は、その旨を各区並びに東京都等の関係団体に連絡する。

5 本部の組織及び運営

(1) 本部には本部長を置くこととし、本部長は、本部設置区の区長とする。

(2) 本部長は、本部設置区の職員を本部従事職員に指定し、本部の運営にあたらせる。

- (3) 本部長は、本部の運営に必要な場合、支援区その他の関係団体に対し、応援職員の派遣を要請することができる。
- (4) (3) の要請を受けた区は、速やかに応援職員を本部設置区に派遣することとし、本部派遣に要する費用は、派遣する支援区の負担とする。

6 被災区からの支援要請

被災区からの支援要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話その他の手段で要請し、後日文書で提出する。

7 本部の役割と支援区の協力体制

- (1) 本部は、被災区への支援活動が円滑、効果的に行われるよう、協定第5条に基づく支援活動に関する連絡調整を行う。
- (2) 本部は、各支援区が支援活動を行うにあたり、被災区に負担をかけない、効率的、効果的な支援活動が展開できるよう、必要に応じて各支援区に支援活動に関する要請を行うことができる。
- (3) 各支援区は本部の要請に従って、一体となって被災区の支援にあたることとする。

8 支援対策会議

本部は、以下の事項について、支援活動等に関して各区に協議する必要がある場合、被災区並びに支援区による支援対策会議を招集することができる。

- (1) 国、都、他の地方公共団体等との調整が必要で、各区に協議する必要がある場合
- (2) 支援経費の負担等、経費負担に関する協議が必要な場合
- (3) 本部を解散する場合
- (4) その他協議が必要な場合

9 本部の解散

本部は、8の(3)の決定により解散する。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

職員の区間相互支援及び被災区における 応援職員の受入れ支援に関する実施細目

(協定第5条第1号関係)

1 被災区への応援職員の派遣

- ① 被災区は応援職員の派遣が必要な場合、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）若しくは連絡可能な区に速やかに派遣要請を行うこととし、被災区から応援職員の派遣要請を受けた区は、速やかにその旨を本部に連絡することとする。
- ② 本部は、被災区からの要請を受けた場合、早急に応援職員の派遣について支援区間の調整を行い、各支援区に職員の派遣を要請する。
- ③ 本部は、被災区からの要請を待たずに、応援職員の派遣先・規模等を調整し、各支援区に応援職員の派遣を要請することができる。
- ④ 各支援区は、本部から応援職員の派遣について要請を受けた場合、速やかに応援職員を派遣することとし、派遣先、規模等についても本部の要請にできる限り応えるよう努める。

2 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供

- ① 各支援区が応援職員を派遣する場合は、原則として、職員宿舎、食料等支援活動に必要な設備、装備等は支援区で用意し、被災区に負担をかけることがないよう努める。
- ② 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供については、被災区近隣の支援区が中心となって、支援区相互が協力して対応することとする。
- ③ 宿舎、食料等の提供に関して必要がある場合は、本部において支援区間の連絡調整を行うこととする。

3 その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

発災直後に各区が応援職員を自主的に緊急派遣する場合においても、原則として、応援職員は自らの食料・飲料水・野営用具等を装備の上被災地に向かうこととする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

救援物資の区間相互支援及び被災区における 救援物資の受入れ支援に関する実施細目

(協定第5条第2号関係)

- 1 被災区は、特別支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、救援物資の品目、数量、搬入場所などを極力明確にしたうえで、救援物資の提供を要請することができる。
なお、被災区は、被災区内に搬入場所を確保することが困難な場合には、本部に対して、支援区内において搬入場所を確保するよう要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。
- 3 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置 その他避難場所の運営協力上必要な事項に関する実施細目

(協定第5条第3号関係)

- 1 避難場所を共用する区(以下、「関係区」という。)は、共同で現地本部(以下、「現地共同本部」という。)を設置して避難場所の運営を行うものとする。
- 2 関係区の災害対策本部は、次の場合、相互に連絡のうえ、現地共同本部を設置し派遣人数を通報する。
 - (1) 避難勧告を発令した場合
 - (2) その他、関係区の災害対策本部が必要と認めた場合
- 3 現地共同本部の統轄は、当該避難場所の所在区がこれを行う。
なお、避難場所が複数の区にまたがる場合は、関係区間で事前に協議して定める。
- 4 現地共同本部の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 避難場所の状況にかかる次の情報を収集し、災害対策本部に連絡すること。
 - ①避難者数
 - ②傷病者、乳幼児等緊急に支援が必要な者の数及び状況
 - ③その他緊急に対応する必要がある事項
 - (2) 災害対策本部からの情報に基づき、避難者に対して次の情報提供を行うこと。
なお、情報の提供にあたっては、関係区が有する手段を共同で利用して、相互に連携・協力して行う。
 - ①避難場所周辺の被災の状況
 - ②避難所に関する情報
 - ③交通機関の状況
 - ④その他被災者に必要な情報
 - (3) 避難場所の避難者に対する応急救護を行うこと。
 - (4) その他、避難場所において給食・給水等を行う必要があるときは、関係区は共同で必要な処置をとる。
- 5 避難場所の運営に関して経費の負担が生じたときは、当該関係区間で協議する。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する実施細目

(協定第5条第4号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、必要とするボランティアの種類、人数、活動場所などを極力明確にしたうえで、ボランティアの斡旋を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、ボランティア希望者に対して、ボランティア関連情報の提供、相談、募集及び受付業務を実施するとともに、被災区におけるボランティア活動に従事することを要請するものとする。
- 3 支援区は、ボランティアに対し、活動拠点の確保等支援体制の整備に努めるものとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

被災住民の受入れに関する実施細目

(協定第5条第5号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区外での避難生活が必要な被災住民の人数、健康等の状態、受入希望施設などを極力明確にしたうえで、支援区への受入れを要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区外での避難生活が必要な被災住民の状況に応じて、受入施設及び移送手段を確保するとともに、被災住民に対する支援を行う。
なお、支援区は、被災区において福祉措置等を受けていた被災住民が避難した支援区で引き続き措置等を受ける場合には、被災区の措置基準に準じた措置等を行うものとする。
- 3 本項は、ペットの同行避難にも配慮するものであり、支援区は、支援を行う。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

動物の保護に関する実施細目

(協定第5条第6号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に動物の保護・収容に必要な食料、資機材の救援物資の品目、数量、搬入場所等を極力明確にしたうえで、要請することができる。
- 2 支援区は、本部と連携のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。
- 3 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

医療救護活動に関する実施細目

(協定第5条第7号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対し、必要とする医療救護班の内容・班数・救護活動の場所などを極力明確にしたうえで、必要な医療救護班の派遣を要請することができる。

なお、支援区は23区内での被災を知ったときは、支援要請の有無に関わらず、直ちに区内の医療資源（医師・医療品・ベッド等）の把握や医療機材の確保に努めるとともに、医療救護班（保健師等を含む）を編成し、支援体制を整えるものとする。

- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び医療機材・物資・運送車両をもって、指定された場所で医療救護活動を実施するものとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

ごみ、し尿、がれきの処理に関する実施細目

(協定第5条第8号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、ごみ、し尿、がれきの処理に要する資機材、物資等の品目、搬入場所などを極力明確にしたうえで、資機材、物資等の提供を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで、要請を受けた資機材、物資等を搬送するものとする。
- 3 支援区は、資機材、物資等を搬入場所に搬入後、被災区の要請に基づき、仕分・配送・組立作業等について支援するものとする。
- 4 被災区は、本部に対して、がれきの処理に関する事務に要する職員の人員、期間などを極力明確にしたうえで、職員の派遣を要請することができる。
- 5 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、職員に必要な装備、物資を携行させ、自らの運送車両をもって、指定された場所まで、要請を受けた職員を派遣するものとする。
- 6 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づいて、被災区の指示に従って、がれきの処理に関する事務に従事する。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

災害時要援護者の救援支援に関する実施細目

(協定第5条第9号関係)

1 被災区への専門職員等の派遣

(1) 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、災害時要援護者の救援活動に関する専門職員等の派遣を要請することができる。

要請の要領は、次のとおりとする。

- ① 応援を要請する職員の職種と人員数
- ② 応援を必要とする期間
- ③ その他必要な事項

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な専門職員等の派遣を行うものとする。

2 支援区での二次避難所の提供

(1) 被災区は、災害時要援護者の避難のため、区の設置した二次避難所では避難者を収容できないとき、あるいは災害の状況、その他の理由で避難者を区外の施設等に移す必要のあるときは、本部に対して、二次避難所の提供を要請することができる。

要請の要領は、次のとおりとする。

- ① 災害時要援護者の態様と人員
- ② 開設を希望する施設の種類
- ③ 開設を希望する期間
- ④ 避難者の移送方法
- ⑤ その他必要な事項

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自区内に二次避難所を開設し、被災区の避難者を受入れ、災害時要援護者に必要な物資や情報の提供を行い、介護等に必要な要員を配置するものとする。

3 被災区への資機材の提供

(1) 被災区は、災害時要援護者の救援に関し、車椅子、紙おむつ等、必要な物資の支援を要請することができる。

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な支援を行うものとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

遺体の搬送、埋葬等に関する実施細目

(協定第5条第10号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、遺体の保管に要するドライアイス、棺、その他必要な資機材及び車両を区独自で調達することが困難な場合には、その提供を要請することができる。
この場合、被災区は提供を必要とする資機材の種類、数量及び搬入場所等を極力明確に示すものとする。
- 2 被災区は、遺体の搬送等の人的作業を区独自で処理することが困難な場合には、本部に対して、応援職員を要請することができる。
この場合、被災区は応援を必要とする職員の人数、派遣期間等について、極力明確に示すものとする。
- 3 応援職員を派遣する場合、応援職員の装備及び被災区までの運送車両の手配については、支援区が行うものとする。
- 4 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づき、被災区の指示に従って業務に従事するものとする。
- 5 資機材の輸送に要する車両の手配については、支援区が行うものとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

道路の早期復旧に関する実施細目

(協定第5条第11号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、道路の被害状況調査並びに資機材の提供、障害物の除去、仮復旧工事等に関する応援要請をすることができる。
なお、被災区は、可能なかぎり道路の被害状況を把握し、本部に報告するものとする。
- 2 本部は、被災区の要請を待たずに、本部の判断により支援体制を決定することができる。
- 3 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び資機材をもって、指定された場所で道路復旧活動を実施するものとする。
- 4 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査 及びり災証明発行に関する実施細目

(協定第5条第12号関係)

- 1 支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、速やかに被災区に対し応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明の発行（以下「建物の被害調査等」という。）に必要な職員の派遣及び資機材等の提供を行う。
- 2 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
- 3 本部は、支援区の活動内容を取りまとめるとともに、建物の被害調査等に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

仮設住宅の提供に関する実施細目

(協定第5条第13号関係)

- 1 支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、指定された場所に必要物資等を搬送するほか、応援職員を派遣するものとする。
- 2 被災区は、被災区内に仮設住宅建設用地を確保することが困難なときは、本部に仮設住宅建設用地の提供を要請することができる。
- 3 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
- 4 本部は、支援区の活動内容を取りまとめるとともに、仮設住宅建設に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

帰宅困難者対策に関する実施細目

(協定第5条第14号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、帰宅困難者への情報提供、帰宅困難者の一時滞在施設への受入れ及び水、食料等の提供、帰宅困難者の避難誘導等に必要な協力等、必要な援助を極力明確にしたうえで、職員の派遣、資機材の提供、施設の提供等を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、対応可能な範囲において、職員の派遣、資機材の提供、施設の提供等、必要な支援を行うものとする。
- 3 その他、区界に存するターミナル駅等に滞留した帰宅困難者による混乱や事故の発生等の危険性がある場合は、関係区が連携及び協力し、必要な措置を講じることとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

児童・生徒の受入れ、応急教育の実施等に関する実施細目

(協定5条第15号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区の児童・生徒の受入れ、応急教育等に関し、要請することができる。
要請の要領は、次のとおりとする。
 - (1) 受入れを要請する児童・生徒の人数
 - (2) 受入れを必要とする期間
 - (3) その他必要な事項

- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区の児童・生徒を受入れ、教材や文具等の必要な物資や情報の提供を行なうものとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

被災区の業務継続のための支援区における 施設等の提供に関する実施細目

(協定第5条第16号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区外で実施する業務に必要な資機材、応援職員などを極力明確にしたうえで、施設等の提供を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区の業務継続のために必要な施設及び資機材等の確保に努めるものとする。
- 3 被災区の業務への支援区職員の応援に関しては、「職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する実施細目（第5条第1号関係）」に準ずるものとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

災害時における応急対策業務に関する協定

東京都北区（以下「甲」という。）と北区土木緊急工作隊（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、北区地域防災計画に基づき、甲が災害応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、乙の協力を得るための必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害が区内に発生した場合又は発生するおそれがある場合は、乙に対し業務の遂行に必要な人員、資機材等（以下これらを「資機材等」という。）の提供及び業務への従事を要請することができる。

（資機材等の提供）

第 3 条 乙は、前条の規定による資機材等の協力要請を受けたときは、特別な理由がない限り甲に対し業務の遂行に必要な資機材等を提供する。

（活動業務）

第 4 条 乙は、第 2 条の規定による業務への要請を受けたときは、次の業務を行う。

- (1) 道路の啓開に関すること。
- (2) 道路及び道路施設の二次災害防止に関すること。
- (3) その他、甲が必要と認める応急復旧業務に関すること。

（費用負担）

第 5 条 甲は、乙が業務を遂行したときは、資機材等の提供に要した費用及び作業に要した費用を負担するものとする。

（費用の請求）

第 6 条 乙は、業務終了後、甲の確認を受けて前条の費用を甲に請求する。

（従事者の損害賠償）

第 7 条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務等に従事したものに係る損害補償に関する条例」（昭和41年10月5日北区条例第15号）によるものとする。

（連絡）

第 8 条 乙は、甲の要請により災害時に対応できる資機材等の状況及び連絡体制を、毎年3月に甲に連絡する。

(協 議)

第 9 条 この協定の解釈に疑義が生じたとき又はこの協定に定めがない事項については、その都度甲乙協議をして定めるものとする。

(細 目)

第 10 条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

(効力の発生)

第 11 条 この協定は、平成 8 年12月24日から効力を発生するものとする。

この協定締結の証として、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各々 1 通を保有する。

平成 8 年12月24日

甲 東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区
代表者 東京都北区長 北 本 正 雄

乙 東京都北区堀船三丁目43番 1 号 三和建設株式会社内
北区土木緊急工作隊
代表者 三和建設株式会社 代表取締役 矢 部 正 二

北区造園協力会及び北区街灯保安会についても、本件と同様に同日付でそれぞれ協定及び実施細目を締結している。

災害時における応急対策業務に関する協定実施細目

東京都北区（以下「甲」という。）と北区土木緊急工作隊（以下「乙」という。）は、平成8年12月24日付けをもって締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき実施細目を定める。

（要請方法）

第 1 条 協定第2条に定める甲から乙に対する協力要請は、日時及び場所を指定して、文書又は電話等の方法により行うものとする。

（業務の実施）

第 2 条 乙は前条の協力要請があったときは、乙の構成員（以下「隊員」という。）を出動させ、災害応急対策業務（以下「業務」という。）に従事させるものとする。

2 乙は、隊員を出動させたときは、直ちに現場責任者、出動時間及び運搬した資機材を甲に報告しなければならない。

（業務の完了）

第 3 条 乙は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

（計画書の策定及び提出）

第 4 条 乙は、業務の実施に関し、あらかじめ甲との協議により災害応急対策活動計画書を策定し、甲に提出するものとする。

（隊員名簿等の提出）

第 5 条 乙は、隊を構成する会社名及び出動可能員数（以下「隊員名簿」という。）を、毎年1回甲に提出するものとする。ただし、乙は隊員に異動があったときは、その都度、隊員名簿を甲に提出するものとする。

2 乙は、甲の要請に対応できる連絡体制等を記載した通知書（以下「通知書」という。）を毎年1回甲に提出するものとする。ただし、乙は、連絡体制等に変更があったときは、その都度、通知書を甲に提出するものとする。

この実施細目の証として、本実施細目書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

平成8年12月24日

甲 東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区
代表者 東京都北区長 北 本 正 雄

乙 東京都北区堀船三丁目43番1号 三和建設株式会社内
北区土木緊急工作隊
代表者 三和建設株式会社
代表取締役 矢 部 正 二

災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定

東京都北区（以下「甲」という。）と北区建設業協会（以下「乙」という。）とは、平成8年12月24日に締結した「災害時における区有施設の応急対策業務に関する協定」に代わり、北区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が所有又は管理する建築物（以下「区有建築物等」という。）の応急対策業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、区有建築物等の機能の確保及び復旧のため、甲が乙に対して協力を求める際に必要な事項を定めることにより、業務を円滑に実施することを目的とする。

（業務の内容）

第2条 甲が乙に対して協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害時の被災状況に関する情報の収集及び報告に関する業務
- (2) 区有建築物等の安全確保及び応急措置に関する業務
- (3) 区有建築物等の被害調査及び判定に関する業務（応急危険度判定員等の派遣）
- (4) 区有建築物等の仮設構造物の施工に関する業務
- (5) その他甲が必要と認める応急業務

（業務の体制）

第3条 乙は、前条に規定する業務を実施するため、会員企業の緊急時の連絡体制一覧表（様式1号）を甲に提出し、確認を受けるものとする。

2 乙は、会員企業の異動や連絡体制に変更があった場合は、その都度連絡体制一覧表（様式1号）を甲に提出するものとする。

（業務の要請）

第4条 甲は、災害時に業務の必要が生じた場合は、乙に対して、日時、場所、業務内容等を指定して、業務の協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、原則として災害時業務協力要請書（様式2号）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに災害時業務協力要請書（様式2号）を提出するものとする。

3 気象庁が発表する震度5強以上の地震が発生した場合は、甲が避難所等への建築物応急危険度判定及び点検要請を行ったものとする。

（契約の締結）

第5条 乙は、第2条に規定する業務を行うに際し、業務に従事する会員企業（以下「従事会員」という。）を早急に選定し、甲に従事会員選定通知書（様式3号）を提出するものとする。

2 前項の業務に係る契約の締結は、甲と従事会員との間において行うものとする。

(業務の実施)

第6条 従事会員は、業務の実施に関する具体的な内容を甲からの指示を受けて行うものとする。ただし、区有建築物等の機能の確保及び復旧のため甲の指示以外に業務の実施が必要な場合は、甲の了解を得たうえで、行うことができるものとする。

2 甲は、前項の規定による指示にあたっては、業務が区有建築物等の機能の確保及び復旧のために必要最小限のものとなるよう努める。

(他団体との協力・協議)

第7条 乙は、甲が他団体と同一内容の業務を乙に要請する場合、甲の指揮により、事前に緊急時の協力体制及び連絡体制等について協議し、甲に協議結果報告書(様式4号)を提出するものとする。

(指揮)

第8条 乙の協力に係る指揮及び連絡調整は、甲が指定する者が行う。

(業務の報告)

第9条 乙は、本協定に基づき業務を行った場合は、当該業務の完了後、速やかに甲に実施業務報告書(様式5号)を提出するものとする。

2 前項の場合において、従事会員は、区有建築物等の被災状況、実施した工事施工写真、当該工事に要した費用及び当該費用の積算根拠並びに業務に関する記録等を整理し、速やかに甲に実施業務完了報告書(様式6号)を提出するものとする。

3 乙は、第2条第3号の業務を行った場合は、被害状況調査票(様式7号)又は応急危険度判定調査表(様式8号)を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

(費用の負担及び請求・支払い)

第10条 本協定に基づき、乙又は従事会員が実施した業務に要した費用については、原則として甲が負担するものとする。

2 第2条第1項第1号に掲げる業務については、乙の負担とする。

3 乙又は従事会員は、実施した業務に要した費用を甲に請求する場合は、甲の確認を受けたのち、災害復旧協力等費用請求書(様式9号)により行うものとする。

4 甲は、前項に基づき乙又は従事会員からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(損害補償)

第11条 甲の要請に基づく乙の当該業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」(昭和41年10月東京都北区条例第15号)若しくは同条例の規定に準じ、又は「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度」によるものとする。

(訓練等の実施)

第12条 乙は、1年に1回以上、情報伝達等の訓練を実施し、災害時の対応に備えるものとする。

2 乙は、甲から要請があった場合は、区が行う総合防災訓練に参加するものとする。

（協定の効力）

第13条 本協定は、協定締結の日から平成25年3月31日まで効力を有する。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から解約又は変更の申し出がない場合には、更に1年間自動的に延長されるものとし、以降も同様とする。

（協 議）

第14条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年2月4日

甲 東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区
代表者 区長 花川 與惣太

乙 東京都北区西ヶ原四丁目40番10号 東峰建設(株)内
北区建設業協会
代表者 会長 堀田 秀一

北区電設工業会及び北区管工会についても、本件と同様に同日付でそれぞれ協定を締結している。（なお、業務内容に一部違いがあり、建築は「応急危険度判定」を設備は「機能の確認点検業務」を行い、これに伴い様式にも一部違いが生じている。）

様式1号（第3条関係）

年 月 日

東京都北区長

様

北区建設業協会 会長

印

連絡体制一覧表

災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定第3条に基づき、下記のとおり連絡体制一覧表を提出します。

記

- 1 連絡体制 別紙のとおり

連絡先：

様式2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

北区建設業協会 会長

様

東京都北区長

印

災害時業務協力要請書

災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定第4条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 業務内容等

- (1) 被災状況の収集・報告
- (2) 区有建築物等の安全確保及び応急復旧
- (3) 区有建築物等の被害調査及び応急危険度判定
- (4) 区有建築物等の仮設構造物の施工
- (5) その他

2 日 時

3 場 所

4 そ の 他

担当者職氏名

所属 総務部 営繕課
氏名

様式3号（第5条関係）

年 月 日

東京都北区長

様

北区建設業協会 会長

印

従事会員選定通知書

災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定第5条に基づき、下記のとおり従事会員を選定したので通知します。

記

- 1 従事会員（企業名）
- 2 業務内容
- 3 従事場所
- 4 その他

連絡先：

様式4号（第7条関係）

年 月 日

東京都北区長

様

北区建設業協会 会長

印

協議結果報告書

災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定第7条に基づき、下記のとおり業務内容等を協議したので報告書を提出します。

記

- 1 要請業務について
- 2 業務の実施体制について
- 3 連絡体制について
- 4 その他

連絡先：

年 月 日

東京都北区長

様

北区建設業協会 会長

印

実施業務報告書

災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定第9条に基づき、下記のとおり業務を行ったので報告書を提出します。

記

1 実施業務内容

(1) 被害状況の収集・報告

別紙のとおり

(2) 区有建築物等の安全確保及び応急復旧

別紙のとおり（場所、業務内容、従事会員、その他）

(3) 区有建築物等の被害調査及び応急危険度判定

別紙のとおり（場所、業務内容、従事会員、その他）

(4) 区有建築物等の仮設構造物の施工

別紙のとおり（場所、業務内容、従事会員、その他）

(5) その他

2 その他

連絡先：

様式6号（第9条関係）

年 月 日

東京都北区長

様

従事会員（企業名）

印

実施業務完了報告書

災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定第9条に基づき、下記のとおり業務が完了したので関係書類を添えて報告書を提出します。

記

- 1 実施業務内容
- 2 場 所
- 3 日 時
- 4 現場責任者
- 5 関係書類
被災状況、工事施工写真、工事費用、積算根拠、業務に関する記録等
別紙のとおり
- 6 その他

連絡先：

様式7号（第9条関係）

年 月 日

東京都北区長

様

北区建設業協会 会長

印

被害状況調査票

災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定第9条に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 被害状況調査票 別紙のとおり
- 2 調査期間 平成 年 月 日
- 3 調査結果 別紙のとおり
- 4 その他

連絡先：

様式8号（第9条関係）

年 月 日

東京都北区長

様

北区建設業協会 会長

印

応急危険度判定調査表

災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定第9条に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 判定調査表 別紙のとおり
- 2 調査期間 平成 年 月 日
- 3 調査結果 別紙のとおり
- 4 その他

連絡先：

様式9号（第10条関係）

年 月 日

東京都北区長

様

北区建設業協会 会長

印

災害復旧協力等費用請求書

災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定第10条に基づき、下記のとおり費用を請求します。

記

- 1 従事会員（企業名）
- 2 請求事項 別紙のとおり
- 3 請求金額
- 4 請求内訳 別紙のとおり
- 5 その他

連絡先：

災害時における避難所等の建築物応急危険度判定及び点検に関する協定

東京都北区（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都建築士事務所協会北支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、北区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う避難所等の建築物応急危険度判定及び点検において乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な業務の実施及び迅速な避難者受入施設の確保に努めることを目的とする。

（協力要請等）

第2条 甲は、災害時に必要が生じた場合は、乙に対して避難所等の応急危険度判定員及び点検要員の派遣を要請するものとする。

2 前項の要請は、原則として災害時業務協力要請書（様式1号）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに災害時業務協力要請書（様式1号）を提出するものとする。

3 気象庁が発表する震度5強以上の地震が発生した場合は、甲が避難所等への建築物応急危険度判定及び点検要請を行ったものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条第1項の定めにより甲から要請を受けた場合には、速やかに要請事項に応えるものとする。

（指 揮）

第4条 乙の協力に係る指揮及び連絡調整は、甲が指定する者が行う。

（報 告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、応急危険度判定調査表（様式2号）又は被害状況調査票（様式3号）により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲の要請に基づき乙が業務を実施した場合に要する次の経費は、甲の負担とする。

- (1) 避難所等の応急危険度判定員及び点検要員の派遣に係る交通費
- (2) その他特に必要と認める費用

（請求及び支払い）

第7条 乙は、前条に定めた費用を甲に請求する場合は、甲の確認を受けたのち、災害復旧協力等費用請求書（様式4号）により行うものとする。

2 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(損害補償)

第8条 甲の要請に基づく乙の当該業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」(昭和41年10月東京都北区条例第15号)の規定に準じ、又は「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度」によるものとする。

(協定の効力)

第9条 本協定は、協定締結の日から平成25年3月31日まで効力を有する。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から解約又は変更の申し出がない場合には、更に1年間自動的に延長されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年2月4日

甲 東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区
代表者 区長 花川 與惣太

乙 東京都北区滝野川七丁目2番14号(株)平安設計内
一般社団法人東京都建築士事務所協会北支部
代表者 支部長 伊藤 伍朗

様式1号（第2条関係）

第 号
年 月 日

一般社団法人東京都建築士事務所協会北支部
支部長 様

東京都北区長 印

災害時業務協力要請書

災害時における避難所等の建築物応急危険度判定及び点検に関する協定第2条に基づき、下記のとおり要請します。

記

- 1 要請事項
避難所等の応急危険度判定員及び点検要員の派遣
- 2 日 時
- 3 場 所
- 4 その他

担当者職氏名
所属 総務部 営繕課
氏名

様式2号（第5条関係）

年 月 日

東京都北区長

様

一般社団法人東京都建築士事務所協会北支部

支部長

印

応急危険度判定調査表

災害時における避難所等の建築物応急危険度判定及び点検に関する協定第5条に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 判定調査表 別紙のとおり
- 2 調査期間 平成 年 月 日
- 3 調査結果 別紙のとおり
- 4 その他

連絡先：

様式3号（第5条関係）

年 月 日

東京都北区長

様

一般社団法人東京都建築士事務所協会北支部

支部長

印

被害状況調査票

災害時における避難所等の建築物応急危険度判定及び点検に関する協定第5条に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 被害状況調査票 別紙のとおり
- 2 調査期間 平成 年 月 日
- 3 調査結果 別紙のとおり
- 4 その他

連絡先：

様式4号（第7条関係）

年 月 日

東京都北区長

様

一般社団法人東京都建築士事務所協会北支部

支部長

印

災害復旧協力等費用請求書

災害時における避難所等の建築物応急危険度判定及び点検に関する協定第7条に基づき、下記のとおり費用を請求します。

記

- 1 請求事項
避難所等の応急危険度判定員及び点検要員の派遣に係る交通費
- 2 請求金額
- 3 請求内訳 別紙のとおり
- 4 その他

連絡先：

災害時における協力に関する協定書

東京都北区（以下「甲」という。）と全国建設労働組合総連合東京土建一般労働組合北支部（以下「乙」という。）は、災害時において甲が実施する業務に対する乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震その他の大規模災害が発生した場合に、東京都北区地域防災計画に基づき甲が実施する業務に対する乙の協力に関し必要な事項を定めることにより、業務を円滑に実施することを目的とする。

（協力内容）

第2条 前条に規定する乙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第6号に規定する住宅の応急修理に関すること。
- （2）被災建築物等に関する相談・助言に関すること。
- （3）被災建築物の修理対応可能業者の斡旋に関すること。
- （4）その他、甲が必要と認める事項

（協力要請等）

第3条 甲は、乙に対し前条に定める協力を要請するときは、災害時協力要請書（別記第1号様式）により要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭又は電話等の方法により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

2 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、前条に規定する協力内容に従って可能な限り協力するものとする。

3 乙は、業務が終了したときは、速やかにその活動状況について、災害時協力状況報告書（別記第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用の請求及び支払）

第4条 乙は、第2条第1号にかかる業務終了後、当該業務に要した実費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、可能な限り速やかにその費用を乙に支払うものとする。

3 第2条第2号及び第3号に係る業務については、原則として無償とする。

(補償)

第5条 甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、その者の責めに帰することのできない理由により死亡又は負傷等した場合は、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和41年10月東京都北区条例第15号）の定める要件の限度において補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価額の限度において損害賠償の責めを免れる。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する3箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がない場合は、自動的にその期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年2月4日

甲 所在地 東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区
代表者 区長 花川 與惣太

乙 所在地 東京都北区王子一丁目13番3号
全国建設労働組合総連合
東京土建一般労働組合北支部
代表者 執行委員長 渡辺 勝二

東京土建一般労働組合 北支部
執行委員長 様

東京都北区長

災 害 時 協 力 要 請 書

「災害時における協力に関する協定書」に基づき、下記のとおり要請します。

記

内 容			
期 間 及び時間	平成 年 月 日 時 分 から 平成 年 月 日 時 分 まで		
場 所			
資機材		労力	人
その他			

連絡先 北区災害対策本部 担当 電話

東京都北区長 様

東京土建一般労働組合 北支部
執行委員長

災害時協力状況報告書

「災害時における協力に関する協定書」に基づき、下記のとおり報告します。

記

内 容			
期 間 及び時間	平成 年 月 日 時 分 から 平成 年 月 日 時 分 まで		
場 所			
資機材		労力	人
その他			

連絡先 東京土建一般労働組合北支部 担当 電話

災害時の歯科医療救護活動についての協定書

東京都北区を「甲」とし、社団法人北歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第 1 条 この協定は、北区地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(歯科医療救護班の派遣)

第 2 条 甲は、北区地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

(災害歯科医療計画の策定及び提出)

第 3 条 乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、原則として次のとおりとする。

- (1) 歯 科 医 師
- (2) 歯 科 衛 生 士 若干名
- (3) その他補助事務

(歯科医療救護班の活動場所)

第 4 条 乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第 5 条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科医療・衛生指導
- (4) 検死・検案に際しての法医学上の協力

(指揮命令連絡調整)

第 6 条 歯科医療救護班に係わる指揮命令及び歯科医療活動の連絡調整は、甲の要請に基づき乙が行うものとする。

(歯科医療救護班の輸送)

第 7 条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品の備蓄・輸送)

第 8 条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(医療費)

第 9 条 救護所における医療費は、無料とする。

(合同訓練)

第 10 条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第 11 条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費

(2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

(3) 歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償費

(4) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)(2)(3)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償の額については、甲乙協議のうえ別に定める覚書によるものとする。

(災害医療運営連絡会の設置)

第 12 条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する北区災害医療運営連絡会を設置するものとする。

(細目)

第 13 条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第 14 条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定期間)

第 15 条 本協定の有効期間は平成 8 年 11 月 6 日から平成 9 年 3 月 31 日までとし、期間満了までの間に甲、乙から何らかの申し出がない場合は、順次 1 か年ずつ協定の更新をしたものとみなす。

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

平成8年11月6日

甲 東京都北区王子本町1丁目15番22号
東京都北区
代表者 東京都北区長 北 本 正 雄

乙 東京都北区中十条2丁目11番4号
社団法人 東京都北歯科医師会
会 長 竹 内 修

社団法人東京都滝野川歯科医師会についても、本件と同様に同日付で協定及び実施細目を締結している。

災害時の歯科医療救護活動実施細目

平成8年11月6日付をもって締結した「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第13条に基づく細目は、次のとおりである。

（歯科医療救護班の緊急活動）

- 第 1 条 乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第2条1項の定めによる甲からの要請をまたずに歯科医療救護活動を実施した場合は、初動後直ちに甲に報告するものとする。
- 2 前項の定めによる報告があったものについては、歯科医療救護の初動時において甲の要請があったものとみなす。

（救護所設置の特例）

- 第 2 条 甲は、避難所に設置する救護所のほか、必要と認めたときは、東京都地域防災計画に基づき、東京都が指定した後方医療施設に歯科医療救護所を設置する。

（費用弁償等）

- 第 3 条 前条により歯科医療救護所を設置した医療施設において、歯科医療救護活動により生じた施設・設備の損害については、甲が負担する。
- 第 4 条 協定書第11条及び前条の定めによる費用弁償等の報告・請求については、歯科医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して甲に報告・請求するものとする。
- (1) 歯科医療救護班派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」（様式1）に各歯科医療救護班の「歯科医療救護班活動報告・歯科医療救護班員名簿」（様式1～1）及び「歯科医療救護診療記録」（様式1～2）を添えて請求するものとする。
 - (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は前(1)による様式1「薬品・衛生材料使用報告書」（様式2）を添えて請求するものとする。
 - (3) 歯科医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、「事故報告書」（様式3）に「事故傷病者概要」（様式3～1）を添えて報告するものとする。
 - (4) 甲が実施する合同訓練に参加する歯科医療救護班に係る費用弁償等については、前(1)から(3)の定めを準用する。
 - (5) 後方医療施設及び歯科医療救護所を設置した医療施設において、歯科医療救護活動により生じた施設設備の損害に係る実費弁償は前(1)による様式1に「物件損害等報告書」（様式4）を添えて請求するものとする。
 - (6) その他医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行細則（昭和38年規則第136号）で定められる様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

- 第 5 条 甲は、前条により報告・請求された実費弁償請求書等の内容を調査のうえ甲、乙協議し、協定書第11条第2項により定めた覚書により算定した額を、速やかに乙に払うものとする。

(様式1)

費用弁償等請求書(歯科医師)

平成 年 月 日から同 年 月 日までにおける 災害 時医療救護活動に係る
訓練

費用弁償等を、下記のとおり請求します。

記

金

円也

	職 種	延人員数	単 価	金 額	備 考
歯科医療救護班 実費弁償					延 班 詳細は別紙のとおり
	小計				
薬品・衛生材料 実費弁償					詳細は別紙のとおり
施設・設備 実費弁償					同 上
計					

平成 年 月 日

住 所
(団体名)
氏 名

印

東 京 都 北 区 長 殿

(様式 1 ~ 1)

歯科医療救護班活動報告・医療救護班員名簿

地区歯科 医師会名	所属医療機関・ 責任者名	氏名	職種	救護活動場所	救護活動 期 間	救 護 実 績				
						死 亡	重 症	中等傷	軽 傷	計
					月 日 午前 時 分 午後 から					
					月 日 午前 時 分 午後 まで					
					月 日 午前 時 分 午後 から					
					月 日 午前 時 分 午後 まで					
計										

(様式 1 ~ 2)

歯科医療救護班診療記録

地区 歯科医師 会名	所属医療機 関・責任者名	番号	氏名	性別	年齢	住所	傷病名	程度	処置概要	備考
								重中軽		

注 備考欄には、死亡または転送先等を記入のこと。

(様式2)

薬品・衛生材料使用報告書

地区歯科 医師会名	所属医療機関・ 責任者名	品名	使用料		薬価基準の購入価格		備考
			単位	数量	単価	金額	

資-150

(様式3)

事 故 報 告 書 (歯科医師)

平成 年 月 日から同 年 月 日までにおける 災害
時歯科医療
訓練

活動において、別紙のとおり事故傷病者が発生したので報告します。

平成 年 月 日

印

東 京 都 北 区 長 殿

(様式 3 ~ 1)

事 故 傷 病 者 概 要 (歯科医師)

氏名		性別	男・女	年齢	歳	住所		
職種		所属医療機関・団体名						
傷病名				程度	重傷・中等傷・軽傷	転記		
外来・入院 (月 日)		診療 (入院) 医療機関名						
受傷 (発病) 日時	年 月 日		午前		時 分		午後	
受傷 (発病) 場所								
受傷 (発病) 時の状況								

(様式3～2)

物件損傷報告書(歯科医師)

医療施設名 及び所在地	物件名	損傷の種類	損傷の程度	数量	単価	金額	備考
計							

資-153

- 注
1. 医療施設ごとに記入のこと。
 2. 物件名欄は、建造物、医療機械、器具及び自転車等を記入のこと。
 3. 損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染及び紛失等の種類を記入のこと。
 4. 損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能と具体的に記入のこと。
 5. 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入のこと。

災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定書

災害時における緊急輸送業務に関し、東京都北区（以下「甲」という。）と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、東京都北区地域防災計画に基づき、災害が発生、又は発生するおそれのある場合において、輸送用車両確保の一環として、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な業務の実施を図ることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、地震、台風その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、輸送用軽自動車が必要であると認めたときは、乙に対し、輸送用軽自動車両（以下「車両」という。）の供給を要請するものとする。

（車両の供給）

第 3 条 乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し、車両を供給しなければならない。

（費用の負担）

第 4 条 甲の要請に基づき、業務を実施した場合の次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 甲が使用した車両等の料金
- (2) 有料道路及び有料駐車場の使用料金

（請求、支払）

第 5 条 乙は、業務の終了後、甲の認定を受けた後、前条による経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ、すみやかに支払うものとする。

（損害補償）

第 6 条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和41年10月5日条例第15号）によるものとする。

（報告）

第 7 条 乙は、甲に対し、毎年4月に乙の会員及び供給可能車両数量を報告するものとする。

(合同訓練)

第 8 条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加し、協力するものとする。

(細目)

第 9 条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

(協議)

第 10 条 この協定およびこの協定に基づく細目に定めのない事項、並びに、解釈について疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲と乙がなんらの申し出がないときは、この協定は1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定締結の証として、協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成8年7月2日

甲 東京都北区長 北本正雄

乙 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合
城北支部長 佐藤忠生

災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定細目

平成8年7月2日付をもって締結した「災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定（以下「協定」という。）第9条に基づく細目は、次のとおりとする。

（要請の手続）

第 1 条 協定書第2条に定める甲の要請は、別紙要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭により行い、後日文書をもって処理するものとする。

2 要請は、支部長に対し行う。ただし、支部長に事故があるときは、あらかじめ支部長の指名した者に対して行うものとする。

（業務の実施）

第 2 条 乙は、前条に基づく出動要請があったときは、会員を指定場所に出動させ、甲の指示により業務を実施させるものとする。

（業務の完了）

第 3 条 乙は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第 4 条 協定書第4条の規定による費用は、「赤帽運賃料金」の時間制運賃料金を準用するものとする。

（合同訓練経費）

第 5 条 協定書第8条に規定する合同訓練で、乙の要する経費については、別途甲と乙が協議して決定するものとする。

（協 議）

第 6 条 この細目の解釈について、疑義の生じたとき、又はこの細目に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(様式1)

第 号

年 月 日

赤帽首都圏軽自動車運送協同組合
城北支部長 殿

東京都北区長 印

軽自動車緊急輸送車両要請書

災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定書第2条に基づき、車両の供給を下記のとおり要請します。

記

- 1 日 時 平成 年 月 日 時 分から 時 分まで
- 2 行 先
- 3 数 量
- 4 業務内容

担当者職氏名
所 属 部 課
氏 名

災害時における遺体搬送等の業務に関する協定書

災害時における遺体搬送等の業務に関し、東京都北区（以下「甲」という。）と北区リサイクラー事業協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、東京都北区地域防災計画に基づき、災害が発生、又は発生するおそれのある場合において必要が生じる遺体搬送等の業務において、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な業務の実施を図ることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、地震、台風その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、遺体搬送等の業務及びそれに伴う輸送用車両が必要であると認めたときは、乙に対し、業務の支援及び輸送用車両（以下「車両」という。）の供給を要請するものとする。

（業務の支援及び車両の供給）

第 3 条 乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し、業務の支援及び車両の供給をしなければならない。

（費用の負担）

第 4 条 甲の要請に基づき、業務を実施した場合の次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 搬送等に係る経費
- (2) 有料道路及び有料駐車場の使用料金

（請求及び支払）

第 5 条 乙は、業務の終了後、甲の認定を受けた後、前条による経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ、速やかに支払うものとする

（損害補償）

第 6 条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、災害に際し応急措置の業務等に従事したものに係る損害補償に関する条例（昭和41年10月東京都北区条例第15号）によるものとする。

(合同訓練)

第 7 条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加し、協力するものとする。

(協 議)

第 8 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈についての疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(細 目)

第 9 条 この協定を実施するために必要な細目は別に定める。

(有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 3 ヶ月前までに甲と乙がなんらの申し出がないときは、この協定は 1 年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定の証として協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成25年10月 1 日

甲	東京都北区		
	代表者	区長	花 川 與惣太
乙	北区リサイクラー事業協同組合		
	代表理事		鱈 渕 雄二郎

避難所施設利用に関する協定書

東京都北区長を「甲」とし、東京都立赤羽商業高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第 2 条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第 3 条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

(開設の通知)

第 4 条 甲は、第 3 に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対してその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に関わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

(避難所の管理)

第 5 条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営については、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第 6 条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第 7 条 避難所の開設期間は災害発生の日から 7 日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第 8 条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第 9 条 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協 議)

第 10 条 この協定書に定めなき事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上各 1 通を保有するものとする。

平成 8 年 8 月 15 日

甲 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
東京都北区
代表者 東京都北区長 北 本 正 雄

乙 東京都北区西が丘 3 丁目 14 番 20 号
東京都立赤羽商業高等学校
代表者 校 長 篠 塚 良 一

この他の区内都立高校についても、本件と同様に協定を締結している。

避難所施設	協定締結日
東京都立桐ヶ丘高等学校	平成 8 年 11 月 13 日
東京都立飛鳥高等学校	平成 9 年 11 月 17 日

避難所施設利用に関する協定書

北区長を「甲」とし、都立王子総合高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第 2 条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第 3 条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（応急危険度判定の実施）

第 4 条 甲は、避難所として利用する場合、二次災害を防止するため都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査する。

2 甲は、判定員が到着しない場合は建築関係者により施設・設備等の安全確認を行う。

（開設の通知）

第 5 条 甲は、第 3 に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）

第 6 条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第 7 条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第 8 条 避難所の開設期間は災害発生の日から 7 日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第 9 条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第 10 条 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協 議)

第 11 条 この協定書に定めなき事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上各 1 通を保有するものとする。

平成26年 8 月 7 日

甲 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
東京都北区長 花 川 與惣太

乙 東京都北区滝野川三丁目 54 番 7 号
東京都立王子総合高等学校長 庄 司 一 也

避難所指定に伴う施設利用計画		
項目	施設（スペース）名	
児童・生徒等用 保護スペース	教室棟、メディア棟、実習棟、体育館棟2～4階、校庭 (別紙校舎平面図のとおり)	
学校の教育機能 維持スペース	教室棟、メディア棟、実習棟、体育館棟2～4階、校庭 (別紙校舎平面図のとおり)	
避難所の管理機能 維持スペース	体育館棟1階 男子更衣室	
病弱者、負傷者等の 保護対策スペース	体育館棟1階 柔道場	
避難所としての使用順位（スペース）		(面積)
指定 1	体育館棟1階 小体育館	約160㎡
指定 2	体育館棟1階 柔道場	約260㎡
指定 3	体育館棟1階 剣道場	約234㎡
指定 4	体育館棟1階 男子更衣室	約40㎡
平成26年8月7日		
学校名 東京都立王子総合高等学校		
学校長名 庄 司 一 也		

(注) 避難所指定として予定するスペースは、「指定」と表記すること。

※ 学校平面図を添付のこと。

※ 学校平面図には、目的別施設利用スペースを明示すること。

※ 校庭は、一時集合場所又は児童・生徒等の避難場所とすること。

※ 普通教室は、学校平面図の普通教室に番号を付し、その番号を表記すること。

避難所指定承諾書

平成26年8月7日

北 区 長 様

住 所 東京都北区滝野川3-54-7
学 校 名 東京都立王子総合高等学校
校 長 名 庄 司 一 也

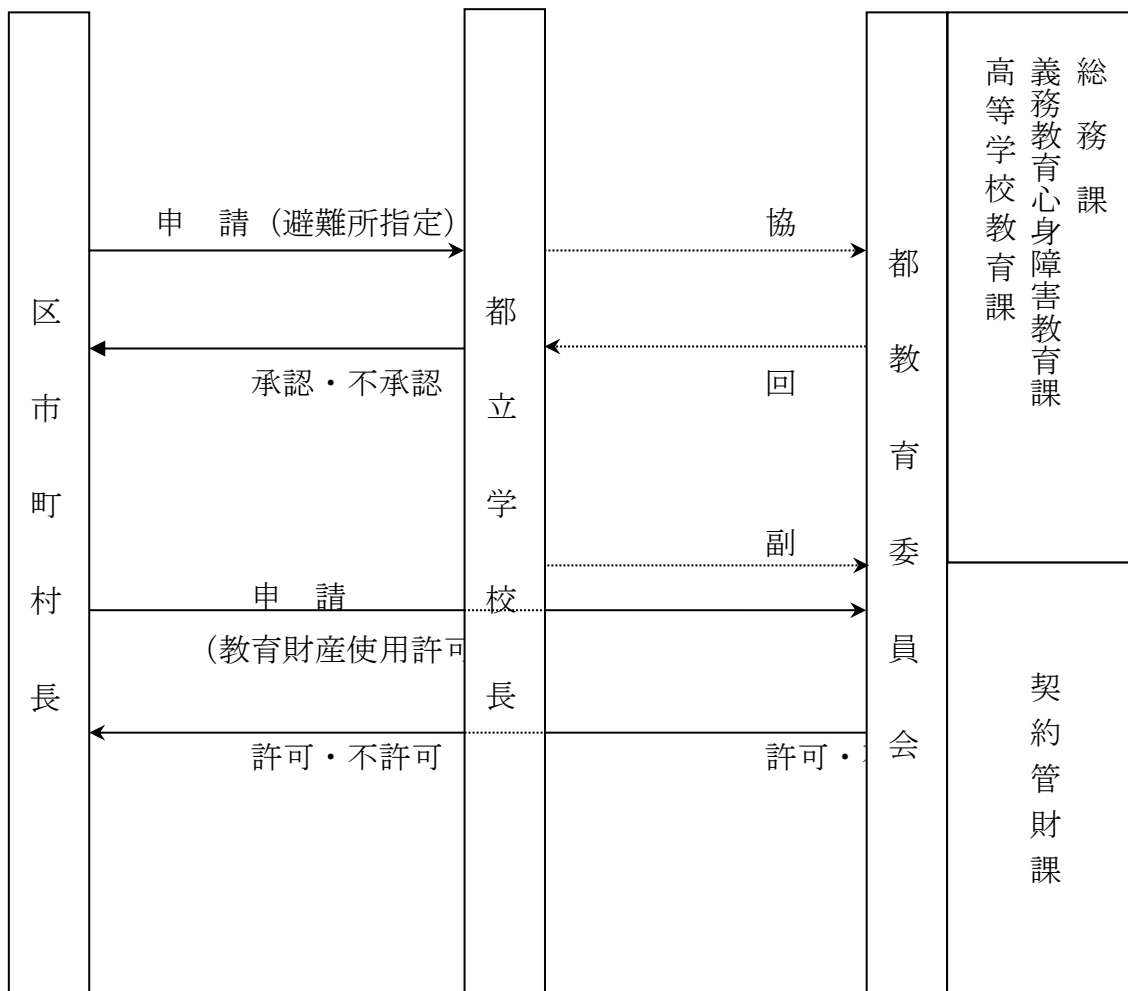
印

災害発生時における避難所としての指定について、下記のとおり承諾します。

記

- | | |
|-------------------------|--|
| 1 所在地 | 東京都北区滝野川3-54-7 |
| 2 名称 | 東京都立王子総合高等学校 |
| 3 避難所指定
スペース
(面積) | 体育館棟1階(小体育館、柔道場、剣道場、男子更衣室)
小体育館 約160㎡
柔道場 約260㎡
剣道場 約234㎡
男子更衣室 約40㎡ |

避難所指定等の許可の流れ



避難所施設利用に関する協定書

東京都北区長を「甲」とし、東京都立王子養護学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、障害者等を対象とした避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所利用対象者等）

第 2 条 乙の管理する施設を利用する対象者は、介護を要する障害者等とするものとする。この場合、甲は介護者（家族等を含む。）を配置するものとする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第 3 条 甲は乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第 4 条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の通知）

第 5 条 甲は、第4に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）

第 6 条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第 7 条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第 8 条 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第 9 条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第 10 条 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協 議)

第 11 条 この協定書に定めなき事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上各 1 通を保有するものとする。

平成 8 年 8 月 15 日

甲	東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号 東京都北区 代表者 東京都北区長 北 本 正 雄
乙	東京都北区十条台 1 丁目 8 番 41 号 東京都立王子養護学校 代表者 校 長 山 口 勇

東京都立北養護学校についても、本件と同様に平成 9 年 5 月 21 日付で協定を締結している。

東京都立王子第二養護学校についても、本件と同様に平成 10 年 5 月 27 日付で協定を締結している。

※平成 19 年 4 月 1 日付で校名変更

東京都立王子養護学校	→	東京都立王子特別支援学校
東京都立北養護学校	→	東京都立北特別支援学校
東京都立王子第二養護学校	→	東京都立王子第二特別支援学校

災害時における施設利用の協力に関する協定

東京都北区（以下「甲」という。）と、川田工業株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における施設利用の協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣 旨）

第 1 条 本協定は、地震、風水害その他の災害により公共交通機関が運行を停止したとき（以下「災害時」という。）、帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対して一時的に乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第 2 条 本協定の対象施設（以下「本件施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地 東京都北区滝野川一丁目3番11号
施設名 川田工業株式会社 東京本社

（協力要請）

第 3 条 甲は、災害時に、本件施設を帰宅困難者一時滞在施設として利用する必要があるときは、原則として乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時において緊急に対応することが必要であると認めたときは、自主的な判断に基づき、本件施設を開放し、甲に協力する。

（連絡体制）

第 4 条 前条に規定する甲の要請は、本件施設の施設長に対して行う。

2 甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第 5 条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、乙は、甲に報告するものとする。

（発災時の対応）

第 6 条 乙は、災害時において速やかに、帰宅困難者一時滞在施設としての機能を果たせるよう本件施設の開錠等必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、本件施設の開設及び運営を行う。

3 前二項の措置に伴う費用は、合理性が認められる範囲で乙が負担することを原則とする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合の当該費用は、甲が負担する。その場合の負担額は、災害救助法施行細則（昭和38年東京都規則第136号）別表第一に定めるところによる。

(施設等の安全確保及び訓練の実施)

第 7 条 乙は、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）第4条に定める事業者の責務として、乙自らの社会的責任において、本件施設及びその設備の安全性の確保に努めるとともに、災害時において、甲及びその他の関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

2 乙は、訓練等を積極的に実施するよう努めなければならない。

3 乙は、職員等が災害時の対応に関する知識及び技術を習得できるように、防災訓練等に参加する機会を提供するよう努めなければならない。

(補償等)

第 8 条 本協定に係る業務に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和41年10月5日北区条例第15号）により、これを補償する。但し、損害補償を受けるべき者が、他の法令（条例を含む。）による治療その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害補償を行なわない。

(その他)

第 9 条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 10 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から何らの申し出がない場合は、更に1年間更新し、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年10月8日

甲 東京都北区王子本町1丁目15番22号
東京都北区
代表者 区長 花川 與惣太

乙 東京都北区滝野川一丁目3番11号
川田工業株式会社
代表取締役社長 川田 忠裕

災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協定書

災害時におけるし尿の収集活動等に関し、北区（以下「甲」という。）と宇佐見産業株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、北区内に地震、水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が行うし尿の収集及び運搬（以下「業務」という。）に必要な車両、作業員及び資機材（以下「し尿収集車両等」という。）の供給を乙から受けることに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 災害が発生し、避難所に設置した貯留式仮設便所等のし尿収集等が必要な場合は、この協定により、甲は乙に対し、し尿収集車両等の供給について協力要請を行うことができる。

（協力要請の手続）

第 3 条 前条の協力要請は、し尿収集車両等を供給する「日時、収集場所、車両台数、処理方法その他必要な事項」を明らかにした「要請書」（別記様式第 1 号）を交付することにより行う。ただし、緊急を要する場合で要請書により難しい場合は、口頭で要請することができるものとする

（乙の協力）

第 4 条 乙は、甲からの要請に対し、優先的にし尿収集車両等の供給を行うこととする。

2 乙の保有する災害時に供給可能な車両等は別紙のとおりとする。

（報告）

第 5 条 乙は、甲から要請された業務が終了した場合には、速やかに「実績報告書」（別記様式第 2 号）を提出し、甲に報告する。

（費用負担）

第 6 条 甲からの要請に基づき、乙が実施した業務の経費については、甲が負担する。

2 経費の額については、甲と社団法人東京環境保全協会に所属している雇上会社との間で取り交わしている「廃棄物運搬請負契約」の運賃等一覧表の金額を準用し、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（請求及び支払い）

第 7 条 乙は、「請求書」（別記様式第 3 号）により、甲に対し前条の費用の負担を

請求する。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求に対し、内容等を確認のうえ、できる限り速やかに支払いを行う。

(災害補償)

第 8 条 甲からの要請により、業務を行った乙の従事者が死亡、負傷又は疾病にかかった場合には、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」(昭和41年10月東京都北区条例第15号)の規定に基づき、これを補償するものとする。

(協 議)

第 9 条 この協定の解釈について疑義が生じたとき及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議のうえ決定する。

(協定の有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、平成16年2月1日から平成17年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、この協定は1年間延長されたものとみなし、以後の期間についてもまた同様とする。

この協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、おのその1通を保有する。

平成16年1月29日

東京都北区王子本町一丁目15番22号

(甲) 東京都北区

代表者 北区長 花川 與 惣 太

東京都板橋区坂下一丁目22番17号

(乙) 宇佐見産業株式会社

代表取締役 宇佐見 博 至

平成16年1月29日付けで、次の企業とも本件と同様に協定を締結している。

(株)都市整美センター(墨田区両国4-19-2)

(株)タカサゴ(豊島区目白1-1-1)

し尿収集車両供給可能台数

車種	容量	台数	備考
バキューム車	2,500	1台	一般廃棄物収集運搬車両
バキューム車	3,000	1台	産業廃棄物収集運搬車両

災害時における理容サービス提供に関する協定

東京都北区（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合北支部（以下「乙」という。）は、災害時における民間協力の一環として、理容サービス業務（以下「業務」という。）について次のとおり締結する。

（総 則）

第 1 条 この協定は、北区内に地震災害、風水害、その他の災害が発生し、住民の避難生活が長期化した場合に、甲が開設した避難所（以下「避難所」という。）において、乙の業務を実施するに当たり必要な事項を定めることにより、住民の避難生活に伴う心労の負担軽減を目的とする。

（定 義）

第 2 条 前条に定める避難生活が長期化した場合とは、避難状態が概ね2週間を経過し、引き続き避難状態が継続されると認められる場合をいう。

（対象者）

第 3 条 業務の提供を受けることができる者は、避難所に避難している住民のうち、災害による負傷、疾病等その他の理由により、理容店へ出向くことが困難な状態で、かつ、避難生活が前条に定める状態に該当する場合に限るものとする。

（業務の従事者）

第 4 条 この協定に定める業務の従事者とは、理容師法(昭和22年法律第234号)に定める理容師免許証を有する者で、乙の組合員及び乙の組合員の経営する理容店の従業員（以下「組合員等」という。）をいう。

（業務の要請）

第 5 条 甲は、第2条に定める場合において、乙に対し業務の要請を行うことができるものとする。

2 甲は、文書、電話、ファクシミリ等により業務の実施日時、実施内容及び実施場所を指定して、乙に対して、理容サービス業務の提供要請書（第1号様式）により業務を要請するものとする。ただし、緊急の場合は文書以外の方法により要請を行うことができるものとし、その場合は、後日、文書により手続きを行うものとする。

3 乙は、甲の要請及び指示により業務を行うものとする。

4 乙が業務を提供する避難所については、避難所の衛生状況等を考慮して、甲が指定するものとする。

（業務の内容）

第 6 条 甲は、次に掲げる事項について、乙の協力を要請するものとする。ただし、避難所の衛生状況等の事情によっては、要請する業務の項目を減ずるものとする。

（1）散髪に関すること。

- (2) 洗髪に関すること。
- (3) 顔剃りに関すること。

(業務の提供及び報告)

- 第 7 条 乙は、甲から第5条に定める要請をされた場合において、乙の組合員等を、甲の指定する避難所へ派遣するものとする。
- 2 乙は、業務が終了したときは、次に掲げる事項について、理容サービス業務の提供報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。
- (1) 実施日時及び実施場所
 - (2) 実施した業務の提供人数
 - (3) 従事者の氏名
 - (4) その他必要な事項

(費用負担)

- 第 8 条 この協定により、乙が実施する業務に要した費用で次に掲げるものは、甲の負担とする。
- (1) 乙が業務に要した化粧品、医薬品等の消耗品に係る費用
 - (2) 乙が業務に要した往復の交通費
- 2 前項の費用は、災害が発生した直前の価格に基づき、算定されたものとする。

(費用の請求)

- 第 9 条 乙は、業務が終了した後、速やかに業務に要した費用を甲に請求する。
- 2 甲は、前項による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ支払うこととする。

(賠償)

- 第 10 条 甲は、甲の責に帰す事由により業務に従事する組合員等に損害を与えた場合は、組合員等に対して、その損害を賠償するものとする。
- 2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰す事由により他人に損害を与えた場合、速やかに甲に報告し、その賠償の責を負うものとする。

(損害補償)

- 第 11 条 甲は、組合員等が業務の実施中に死亡し、負傷し、若しくは障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和41年10月東京都北区条例第15号）の規定を準用し、その損害を補償するものとする。
- 2 乙が業務の実施中に被った損害は、ボランティア保険により補償するものとする。

(資料提供及び組合員名簿の提出)

- 第 12 条 甲は、乙に対して避難所の所在地等の防災関係資料を提供するものとする。
- 2 乙は、毎年4月に組合員名簿（住所及び氏名が記載されたもの）を、甲に提出するものとする。

(協定期間)

第 13 条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものと見なし、以後も同様とする。

(協 議)

第 14 条 この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(災害時における利用サービス提供に関する協定の合意解除)

第 15 条 平成18年10月17日締結の災害時における利用サービス提供に関する協定は、甲乙合意の上解除する。

本協定締結の証として協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成27年3月23日

甲 所在地 東京都北区王子本町一丁目15番22号

東京都北区

代表者 区 長 花 川 與 惣 太

乙 所在地 東京都北区堀船一丁目12番15号

東京都理容生活衛生同業組合北支部

代表者 支部長 小 川 二 士

第1号様式

年 月 日

理容サービス業務の提供要請書

東京都理容生活衛生同業組合北支部
支部長 殿

北区長

印

災害時における理容サービス提供に関する協定第5条第2項の規定に基づき、次のとおり、業務の提供を要請します。

業務の実施日・場所	実施日 年 月 日～ 年 月 日 実施場所
業務提供予定人数	人
連絡者（要請者） ※口頭、電話等による連絡日時	連絡日時 年 月 日 時 分 連絡方法 電話・口頭・その他（ ） 所 属 氏 名 電話
備 考	

第2号様式

年 月 日

東京都北区危機管理参集メール配信要綱

18北総危第168号
平成19年2月16日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、東京都北区「安全・安心」・快適メール情報配信システム運営基本要綱（平成19年1月11日区長決裁18北総危第148号）第6条の規定に基づき、東京都北区「安全・安心」・快適メール情報配信システムの職員参集メール配信システムを利用して行う危機管理参集メール（以下「危機管理参集メール」）の配信について、必要な事項を定めることを目的とする。

(配信対象者)

第2条 危機管理参集メールは、第5条の規定により利用登録を申請した区職員（以下「登録者」という。）に配信する。

(メールの作成及び配信)

第3条 危機管理参集メールの作成及び配信は、危機管理室長、危機管理課長及び危機管理主査が行うものとする。

(登録者の情報の入力・削除)

第4条 登録者の情報の入力及び削除は、危機管理主査及び危機管理課職員が行うものとする。

(利用登録の申請)

第5条 危機管理参集メールの配信を受けようとする区職員は、利用登録申請書（別記第1号様式）を危機管理課長に提出するものとする。

(利用登録の変更)

第6条 登録者は、前条の規定により利用登録時に申請した情報（以下「登録情報」という。）に変更が生じた場合は、速やかに登録情報変更申請書（別記第2号様式）を危機管理課長に提出するものとする。

2 危機管理課長は、登録者から登録情報変更申請書の提出があったときは、速やかに登録情報の変更を行わなければならない。

(利用登録の取消)

第7条 危機管理課長は、登録者が次の各号のいずれかに該当したとき、その登録を取り消すものとする。

(1) 区職員でなくなったとき。

(2) 危機管理参集メールを通じて得た情報を用いて、区又は他の登録者に不利益を及ぼしたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、危機管理室長が取り消す必要があると認めたとき。

(参集及び参集状況の確認)

第 8 条 登録者は、危機管理参集メールの配信を受けたときは、やむを得ない場合を除き、その指示に従って、参集の可否、連絡事項等（以下「参集情報」という。）について送信するものとする。

2 危機管理課長は、登録者から送信された参集情報を収集し、管理するものとする。

(不具合の対応)

第 9 条 登録者への危機管理参集メールの配信に不具合が生じたときは、危機管理課長は速やかに原因を究明し、その解消に努めなければならない。

(委 任)

第 10 条 この要綱に定めのない事項は、危機管理室長が別に定める。

(付 則)

この要綱は、平成19年2月16日から施行する。

東京都北区「安全・安心」・快適メール情報配信システム運営基本要綱

18北総危第148号
平成19年1月11日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、区内の安全及び安心のため、区民及び職員に多様な情報を提供する総合的なメール配信システムである東京都北区「安全・安心」・快適メール情報配信システム（以下「情報配信システム」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 情報配信システムは、次に定めるシステムにより構成する。

(1) 職員参集メール配信システム

震災、水害、火災その他の災害（以下「災害」という。）及び危機管理時等における職員への参集の呼びかけ、参集状況の把握等を迅速に行うためにメールを配信するシステム

(2) 区民メール配信システム

区民に対し、災害及び危機管理に関する緊急情報、区及び区以外のものが区内で実施する事業及び施策等についてメールを配信するシステム

(3) 学校連絡メール配信システム

幼稚園の幼児、小学校の児童及び中学校の生徒の保護者に対して、幼稚園及び小中学校で実施する行事案内等についてメールを配信するシステム

(管理及び運営体制)

第3条 情報配信システムの管理及び運営の総括は、危機管理室危機管理課が行う。

2 職員参集メール配信システムの管理は危機管理室危機管理課が行い、次の各号に掲げるシステムの運営は、当該各号に定める課が行う。

(1) 東京都北区災害対策本部に関するメール配信（防災参集メール） 危機管理室防災課

(2) 水防本部に関するメール配信（水防参集メール） まちづくり部道路公園課

(3) 前2号に掲げるメール配信を除く東京都北区国民保護対策本部、東京都北区緊急対処事態対策本部、東京都北区危機管理対策本部等に関するメール配信（危機管理参集メール） 危機管理室危機管理課

3 区民メール配信システムの管理及び運営は、政策経営部広報課が行う。

4 学校連絡メール配信システムの管理及び運営は、教育委員会事務局教育政策課が行う。

(個人情報保護)

第4条 情報配信システムで使用する個人情報は、東京都北区個人情報保護条例（平成7年9月東京都北区条例第30号。）に基づき、適正な管理を行うものとする。

(情報配信システムの変更)

第 5 条 第3条で定めた課は、情報配信システムに重要な変更等を行う場合には、あらかじめ危機管理室危機管理課と協議するものとする。

(その他)

第 6 条 各メール配信システムの運営に関し必要な事項は、別途要綱で定めるものとする。

(付 則)

この要綱は、平成19年1月11日から施行する。

(付 則) (平成19年 月 日助役専決18北総危第228号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

災害時における物資の供給に関する協定書

東京都北区（以下「甲」という。）と株式会社ダイエー（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における生活物資の供給に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して速やかに、かつ、円滑に物資を供給し、東京都北区民の生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力内容）

第 2 条 甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に供給の協力を要請することができ、乙は、この要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

（支援要請）

第 3 条 甲は、乙に対して前条の規定による要請を行う場合、品目、数量、場所、期間等を個別具体的に明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（物資の種類）

第 4 条 本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する物資（以下「物資」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 衣料品
- (3) 寝具類
- (4) 食器類
- (5) 日用品
- (6) その他甲が指定する物であって、乙が供給可能な物

（物資の運搬及び引渡し）

第 5 条 物資の引渡し場所（以下「引渡し場所」という。）は、甲が状況に応じ指定するものとする。

- 2 引渡し場所までの物資の運搬（以下「運搬」という。）は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。
- 3 乙は、甲乙間で事前に確認した身分証（以下「身分証」という。）を提示する甲の職員又は甲の指定する者に物資を引き渡すものとし、当該引渡しをもって甲乙間における物資の受け渡しの完了とする。

4 前3項の規定にかかわらず、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であると乙が判断した場合は、乙は身分証を提示する甲の職員又は甲の指定する者に、乙が指定する引渡し場所で物資を引き渡すものとし、当該引渡しをもって甲乙間における物資の受け渡しの完了とする。

(物資等の価格)

第6条 前条第3項及び第4項の規定による受け渡しが完了した物資の対価及び乙が行った運搬の費用は、甲が負担するものとし、甲は、当該受け渡し完了後、乙からの請求書に基づき、その費用を遅滞なく乙に対して支払うものとする。

2 物資の対価は、災害の発生した直前の乙の販売価格（乙の顧客向け価格をいう。）を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(乙の営業について)

第7条 災害が発生した場合で、乙が被災地において店舗施設の安全を確認した上で営業を継続する又は再開するときは、乙は、甲のできうる限りの協力（営業再開の許可等）を受けることができる。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成20年1月25日から平成20年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれかからも相手方に対して更新拒絶の意思表示がないときは、本協定は同一条件で更に1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

平成20年1月25日

甲 所在地 東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区
代表者 区 長 花川 與惣太

乙 所在地 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
株式会社ダイエー
代表者 代表取締役 西見 徹

非常通信の運用に関する協定書

東京都北区（以下「甲」という。）と東京消防庁滝野川消防署（以下「乙」という。）とは、東京都地域防災計画に定める非常無線通信の利用（電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に定める非常通信）に基づく通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、甲が非常通信を行う場合において、乙に協力を要請するときに必要な事項について定める。

（非常通信の扱い）

第 2 条 甲は、甲の有する施設内において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、乙に協力を要請することにより、非常通信を行うことができる。
2 前項の規定により、甲が乙に協力を要請したときは、乙は自らの専従職務に支障のない範囲で甲が行う非常通信に協力する。

（伝達の手段）

第 3 条 非常通信は、乙の有する消防電話用通信設備のうち電話又はファクシミリによるものとする。

（伝達の方法）

第 4 条 非常通信は、甲が自らの非常通信文を乙が通信設備を有するところに持参し、乙の有する通信設備を使用して非常通信文を送信するものとする。
2 前項の規定により、甲が乙の設備を使用して行う非常通信に対して、乙はできる限り協力する。
3 乙は、乙の有する通信設備において、甲を受取人とする非常通信伝文を受信した場合は、直ちにその旨を甲に連絡する。ただし、緊急の場合であって甲が認めるときは、乙が甲に届けることができる。
4 甲は、前項の規定により、非常通信文を受信した旨の連絡を受けた場合は、乙が通信設備を有するところに出向き、自ら当該非常通信文を受領の上持ち帰るものとする。

（非常通信の受付）

第 5 条 甲と乙とは、甲が非常通信の協力を要請する乙の受付部署をあらかじめ確認しておくものとする。

（身分の確認）

第 6 条 甲は、非常通信のために乙の施設へ立ち入るときは、身分が確認できるものを持参し、乙の職員から提示を求められたときには速やかに提示する。

(費用負担)

第 7 条 甲が乙の通信設備を使用して行う非常通信に係わる費用は無償とする。

(情報の共有)

第 8 条 甲が送受信する情報のうち災害に関する情報については乙へ提供し、情報を相互に共有するものとする。

(訓練)

第 9 条 甲が非常通信訓練を実施するときは、乙はそれに協力する。

(疑義の決定方法)

第 10 条 この協定書の各条項について、疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

(有効期限)

第 11 条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

平成20年 4月 15日

甲 東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区
代表者 東京都北区長 花川 與惣太

乙 東京都北区西ヶ原二丁目1番1号
東京消防庁滝野川消防署
代表者 滝野川消防署長 日下部 和雄

北区と郵便事業株式会社との災害時における相互協力に関する協定

東京都北区（以下「甲」という。）と郵便事業株式会社王子支店及び赤羽支店（以下総称して「乙」という。）は、東京都北区内（以下「北区内」という。）において大規模な地震等の災害が発生した場合において、相互間の協力により必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第 1 条 この協定において、災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

（協力要請）

第 2 条 この協定に基づき、甲又は乙が相手方に要請できる内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (2) 甲又は乙が収集した被災区民の避難先及び被災状況の情報相互提供
- (3) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の破損状況の甲への情報提供
- (4) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（経費の負担）

第 3 条 前条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請したものが、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

（業務の優先）

第 4 条 乙は、業務の遂行に支障の無い範囲内で、甲が開催する防災会議に出席する。

2 乙は、業務の遂行に支障のない範囲内で、甲が行う防災訓練に参加する。

（場所及び資材の提供）

第 5 条 乙は、北区内において災害が発生した場合は、甲に対して救援荷物の区分、保管及び通信手段の確保のための必要な場所及び資機材等の提供を要請することができる。

(連絡責任者)

第 6 条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては北区防災課長、乙においては郵便事業株式会社 王子支店 総務課長とする。

(協 議)

第 7 条 この協定の定めのない事項及びこの協定に関し生じた疑義については、甲乙両者協議の上決定する。

(協定期間)

第 8 条 本協定は調印の日から施行し、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

本協定の締結の証として、本協定書 3 通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成20年 4月 15日

甲 所在地 東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区
代表者 区 長 花 川 與惣太

乙 所在地 東京都北区王子六丁目 2 番28号
郵便事業株式会社
代表者 王子支店長 田 中 秀 元

所在地 東京都北区赤羽南一丁目12番10号
郵便事業株式会社
代表者 赤羽支店長 木 下 俊 彦

災害時におけるボランティア活動に関する協定書

東京都北区（以下「甲」という。）と社会福祉法人北区社会福祉協議会（以下「乙」という。）と特定非営利活動法人東京都北区市民活動推進機構（以下「丙」という。）とは、甲、乙及び丙の三者間において、北区内での大規模災害発生時における救援及び復旧に係わる災害ボランティア活動に対し、甲、乙及び丙の相互の連携による支援対策として次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、北区内において地震その他の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲、乙及び丙が、相互に連携して取り組む災害ボランティア活動の支援策に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害ボランティアセンターの設置及び運営）

第2条 災害が発生した場合の対応として、災害時のボランティア活動を支援する「災害ボランティアセンター」を、甲、乙及び丙の三者共同により、北区NPO・ボランティアぷらざに設置する。

2 乙と丙は、災害ボランティアセンターを連携して運営し、甲は、これに協力するものとする。

（支援活動の開始）

第3条 災害ボランティアセンターは、災害の発生に伴い、甲がボランティア活動を支援する必要を認めた時点において乙及び丙と協議して立ち上げ、災害の規模に応じた支援活動を開始する。

（活動の内容）

第4条 災害ボランティアセンターが行う活動は次のとおりとする。

- (1) 災害支援ボランティアの登録、派遣等のコーディネート業務
- (2) 災害支援ボランティア活動に関する情報の収集及び提供、相談窓口の開設等
- (3) 各種関係機関、団体、グループ等との連絡調整
- (4) 救援物資等の連絡調整に関する業務
- (5) その他災害の状況に応じた支援

（協力の内容）

第5条 甲の乙及び丙に対する協力事項は次のとおりとする。

- (1) 区内の災害及び被害の状況等に関する情報提供
- (2) 区が保有する災害支援関連物資、機材等の提供
- (3) 災害ボランティアの待機場所及び各地から届く災害支援物資保管場所の提供
- (4) その他災害の状況に応じた支援

(費用の負担)

第6条 甲は、乙及び丙が第4条に定める活動（以下「活動」という。）を遂行したときは、機材等の提供に要した費用及び作業に要した費用を負担するものとする。

(費用の請求)

第7条 乙及び丙は、活動終了後、甲の確認を受けて前条の費用を甲に請求する。

(情報の交換)

第8条 甲、乙及び丙は、この協定による相互支援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の必要な資料及び情報を相互に提供するものとする。

2 甲、乙及び丙は、ボランティアによる支援活動が円滑に実施できるよう、甲、乙及び丙三者共同により災害支援活動マニュアルを作成することとする。

(訓練の実施)

第9条 乙及び丙は、甲が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

2 甲、乙及び丙は、災害発生時において、災害ボランティアセンターが速やかに機能するよう、甲、乙及び丙の三者合同による訓練を適宜実施するものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上決定することとする。

(細 目)

第11条 この協定を実施するために必要な細目は、甲、乙及び丙が協議の上別に定める。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定を締結した日から1ヵ年とする。ただし、協定期間が満了する3ヵ月前までに、甲、乙及び丙のいずれかから意思表示がない場合は、自動的にその効力を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の証として、本協定書を3通作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年4月24日

甲 所在地 東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区
代表者 区 長 花 川 與惣太

乙 所在地 東京都北区岸町一丁目6番17号
社会福祉法人 北区社会福祉協議会
代表者 会 長 竹 腰 里 子

丙 所在地 東京都北区王子一丁目11番1号
特定非営利活動法人 東京都北区市民活動推進機構
代表者 理 事 長 横 尾 和 博

災害時におけるボランティア活動に関する協定細目

東京都北区（以下「甲」という。）、社会福祉法人北区社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び非営利活動法人東京都北区市民活動推進機構（以下「丙」という。）は、災害時におけるボランティア活動に関する協定書（以下「協定」という）第11条の規定に基づき、細目を次のように定める。

第1条 協定第2条第1項に定める災害ボランティアセンター（以下「センター」という）は、「北区NPO・ボランティアぷらざ」に本部機能を置き、災害ボランティア登録受付、派遣要請受付、派遣調整など具体的な活動場所については、別に定める区内施設に置く。

2 センターの立ち上げ方法は、別紙1のとおりとする。

3 センターの組織体制は、別紙2のとおりとする。

第2条 協定第4条各号に定める活動の運営体制については、別紙3のとおりとする。

第3条 センターの運営及び活動に必要な資機材は、別に定める。

2 センターは、平常時から前項に規定する資機材の確保に努めるものとする。

第4条 センターの運営及び災害ボランティア活動に対する支援が円滑に行われるよう、平常時から関係機関、団体と協働し、研修会、講習会、交流会などを開催するものとする。

第5条 この細目の解釈について疑義を生じたとき、又は この細目に定めのない事項については、その都度、甲乙丙で協議して定めるものとする。

この細目の証として、本細目3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年4月5日

甲 東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区
代表者 区長 花川 與 惣 太

乙 東京都北区岸町一丁目6番17号
社会福祉法人 北区社会福祉協議会
代表者 会長 竹腰 里 子

丙 東京都北区王子一丁目11号1番
特定非営利活動法人 東京都北区市民活動推進機構
代表者 理事長 鈴木 將 雄

災害時における消毒作業活動に関する協定書

東京都北区（以下「甲」という。）と城北環境衛生同友会（以下「乙」という。）は、北区内での大規模災害発生時における救援及び復旧に係わる甲、乙の相互の連携による消毒作業活動について、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、北区内において地震その他の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲、乙が、相互に連携して取り組む消毒作業活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（支 援）

第2条 災害が発生した場合の対応として、甲が実施する消毒作業活動について、甲から支援の要請があったときは、乙は優先して甲の消毒作業活動を積極的に支援するものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、災害が発生し、消毒作業活動に係わる乙の支援が必要なときは、乙に対し、第2条に掲げる支援について、消毒作業に必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（支援活動の開始）

第4条 乙は、前条に規定する甲からの要請があったときには、甲の指定する場所において、甲の指示により、消毒用作業車による活動（以下「支援活動」という。）を開始するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、乙が前条に定める支援活動を遂行したときは、消毒用作業車の支援に要した費用及び作業に要した費用を負担するものとし、この場合の消毒用作業車の支援に要する価格は、当該災害が発生した時点の価格とする。

（費用の請求）

第6条 乙は、支援活動の終了後、甲の承認を受けて第6条の費用を甲に請求する。

（協 議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、甲、乙が協議の上決定することとする。

（細 目）

第8条 この協定を実施するために必要な細目は、甲、乙が協議の上別に定める。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定を締結した日から1箇年とする。ただし、協定期間が満了する3箇月前までに、甲及び乙のいずれかから意思表示がない場合は、自動的にその効力を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の証として、本協定書を2通作成し、甲、乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年6月1日

甲 所在地 東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区
代表者 区長 花川 與惣太

乙 所在地 東京都北区滝野川三丁目46番10号
城北環境衛生同友会
代表者 会長 金子 義博

災害時における消毒作業活動に関する協定細目

平成21年6月1日付をもって締結した「災害時における消毒作業活動に関する協定書」(以下「協定書」という。)第8条に基づく細目は次のとおりとする。

(要請手続)

第1条 協定書第3条に定める甲の要請は、別紙要請書(様式1)により、乙に対して行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときには、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

2 乙に対し要請するいとまがないときには、あらかじめ乙が指定する者に対し口頭で要請することができるものとする。

3 前項に基づき、乙の指定する者に要請した場合は、後日文書をもって処理するものとする。

(支援活動及び確認)

第2条 乙は、甲の要請により支援活動に従事したときには、要請書による際には要請書の確認欄に、また口頭の要請による際には完了書に、甲が確認して記名押印を受けるものとする。

2 甲は、乙の支援活動に従事した内容と要請書もしくは完了書を確認して記名押印し乙に戻すものとする。

(請求手続)

第3条 協定書第6条に定める請求は、乙が一括して取りまとめ、甲の要請書または完了書を添えて甲に提出するものとする。

(報告)

第4条 甲は、乙に対して、消毒用作業車の保有台数について、毎年報告を求めることができるものとする。

(様式1)

第 号
年 月 日

城北環境衛生同友会会長 殿

東 京 都 北 区 長
印

消毒作業活動支援要請書

「災害時における消毒作業活動に関する協定書」第3条に基づき、支援活動を下記のとおり要請します。

記

- 1 消毒用作業車 台
- 2 作業日時 年 月 日 午前・午後 時 分
- 3 作業場所
- 4 作業内容

※作業内容確認欄

所属 部 課
氏名 印

災害時における協力体制に関する協定

東京都北区（以下「甲」という。）と学校法人渡辺学園（以下「乙」という。）とは、北区内の大規模災害発生時における、相互の連携による地域住民、学生・教職員等の安全確保及び支援等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震その他の大規模災害が発生した場合に、甲、乙が相互に連携して、地域住民、学生・教職員等の安全確保を図るため、両者の協力体制について必要な事項を定めることを目的とする。

（協力）

第2条 甲は、乙に協力を要請する場合は、あらかじめ甲及び乙がそれぞれ指定した双方の職員を通じて行うものとする。

2 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、次条に規定する協力内容に従って可能な限り協力するものとする。

（協力内容）

第3条 前条に規定する乙の協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 区の災害対策本部からの要請による校内施設の一部提供
- (2) 乙の施設への避難者に対する備蓄物資及び応急医療資材の提供
- (3) 学生・教職員等を避難者の救護、援助等に当たらせること
- (4) その他の協力要請事項

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時に、地域住民、学生・教職員等の安全確保のため、乙の施設を使用して避難施設を開設する必要がある場合、乙の指定する校内施設の一部を避難所として使用するものとする。ただし、避難所を開設する際、事前に乙に対し、その旨を避難所使用開設届により通知するものとする。

2 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、使用期間の延長を行うことができるものとする。

（避難所の管理）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（避難所の閉設）

第6条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期閉設に努めるものとする。

2 甲は避難所を閉設する際は、乙に避難所使用閉設届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(避難所の費用負担)

第7条 甲は、避難所の開設期間中の管理運営に係る費用を、すべて負担するものとする。

(備蓄等)

第8条 甲及び乙は、災害に備え、地域住民、学生・教職員等のために、食糧、飲料水、生活必需品等を備蓄するものとする。なお、備蓄物資の保管、取扱い等については、別途協議する。

(防災訓練)

第9条 乙は、大規模災害に備えるため、学生・教職員等を対象とした防災訓練を定期的
に実施するとともに、防災に関する講座を開催するなど、地域住民との協働による訓練
を実施するものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた時は、甲乙協議のう
え定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1箇年とする。ただし、有効期間
が満了する3箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がない場合は、自動的にその期
間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通
を保有するものとする。

平成22年2月17日

甲 所在地 東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区
代表者 区長 花川 與惣太

乙 所在地 東京都板橋区加賀一丁目18番1号
学校法人渡辺学園
代表者 理事長 清水 司

災害時における協力体制に関する協定の実施細目

東京都北区（以下「甲」という。）と学校法人渡辺学園（以下「乙」という。）は、平成22年2月17日付で締結した「災害時における協力体制に関する協定」（以下「協定」という。）の実施細目を次のように定める。

（指定職員）

第1条 協定第2条第1項に定める指定職員は、甲は危機管理室防災課長、乙は総務部総務課長とする。

（校内施設）

第2条 協定第4条第1項に定める乙の指定する校内施設は別表のとおりとし、その一部を避難所として使用するものとする。

（開閉設）

第3条 協定第4条第1項に定める避難所使用開設通知は、避難所使用開設届（別記第1号様式）により行う。ただし、緊急やむを得ない場合は口頭により行い、後日、文書をもって処理するものとする。

2 協定第6条第2項に定める避難所使用閉設届は、避難所使用閉設届（別記第2号様式）により行う。

（管理運営）

第4条 協定第5条第1項に定める避難所の管理運営は、北区災害対策本部から派遣された区の職員、避難者の一部及び学生・教職員からなる避難所管理運営委員会が行う。

（備蓄物資）

第5条 甲及び乙は、協定第8条に定める備蓄物資の充実に努めるものとする。

2 甲は、あらかじめ乙の敷地内に備蓄した物資に不足が生じた場合は、北区災害備蓄倉庫から必要な物資を補充するものとする。

（防災訓練）

第6条 甲は、乙の要請により協定第9条に定める防災訓練に協力するものとする。

（協 議）

第7条 この細目に定めのない事項及びこの細目に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この細目の有効期間は、細目を締結した日から1箇年とする。ただし、有効期間が満了する3か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がない場合は、自動的にその期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

甲と乙は、この細目を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成24年3月1日

甲 東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区
代表者 区長 花川 與 惣 太

乙 東京都板橋区加賀一丁目18番1号
学校法人渡辺学園
代表者 理事長 清 水 司

別 表

No.	施 設 名	場 所	面 積 (m ²)
1	講義室	16号館1階	392.58
2	中体育室	16号館1階	307.94
3	講義室・演習室	16号館2階	841.76
4	講義室・演習室	16号館3階	824.99

(別記第1号様式)

年 月 日

避難所使用開設届

学校法人渡辺学園
理事長 殿

東京都北区
区長

災害時における協力体制に関する協定書第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり貴校を避難所として開設することを要請します。

記

- 1 所在地
- 2 名称
- 3 指定場所

北区災害対策本部 担当：

TEL

Mail

FAX

(別記第2号様式)

年 月 日

避難所使用閉設届

学校法人渡辺学園
理事長 殿

東京都北区
区長

災害時における協力体制に関する協定書第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり貴校の避難所を閉設することを要請します。

記

- 1 所在地
- 2 名称
- 3 指定場所

北区災害対策本部 担当：

TEL

Mail

FAX

災害時における商店街所有の放送設備を使用した 災害情報の伝達に関する協定

災害時における商店街所有の放送設備を使用した災害情報の伝達に関し、東京都北区(以下「甲」という。)と東京都北区商店街連合会(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の協力を得て、商店街所有の放送設備を使用し、被災者の安全確保情報、救援活動に必要な情報、生活関連情報等の広報活動を実施するにあたり、その運用を円滑に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害が発生し必要があると認めたときは、乙に対し商店街所有の放送設備を使用した災害情報の伝達を要請するものとする。

(要請の手続)

第3条 前条に定める甲の要請は、災害時における商店街所有の放送設備を使用した災害情報の伝達要請書(別記様式)により行う。ただし、緊急やむを得ない場合は口頭、電話又は電信により行い、後日、文書をもって処理するものとする。

(協力の内容)

第4条 乙は、甲から要請があったときは、直ちに、商店街所有の放送設備を使用し、災害情報の伝達を実施するものとする。

(災害情報等の内容)

第5条 前条に定める災害時の情報伝達事項は、次のとおりとする。

- (1) 避難の勧告、指示、誘導等に関すること
- (2) 災害状況に関すること
- (3) 食糧、物資の配給状況に関すること
- (4) 救援、衛生に関すること
- (5) その他必要とする事項

(情報伝達訓練等の実施)

第6条 甲及び乙は、災害が発生した場合に備え、必要に応じて商店街放送設備を活用した情報伝達等の訓練を行うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヵ月前までに甲又は乙から異議申立てがない場合は、この協定は1年間延長されたものとみなし、以降はこの例によるものとする。

(その他)

第8条 この協定の運用に疑義を生じた場合の措置その他この協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議のうえ対応するものとする。

本協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成22年3月19日

甲 所在地 東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区
代表者 北区長 花川 與 惣 太

乙 所在地 東京都北区王子一丁目11番1号 北とぴあ12階
東京都北区商店街連合会
代表者 会 長 三 浦 正 久

(別記様式)

年 月 日

要 請 書 (商店街)

東京都北区商店街連合会
会長 殿

東京都北区長

「災害時における商店街所有の放送設備を使用した災害情報の伝達に関する協定」第2条に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

要請日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分
実施場所 (商店街名)	
要請理由	
情報伝達事項 (放送内容)	

光通信ネットワークを利用した河川情報提供に関する協定書

国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長（以下「甲」という。）、北区長（以下「乙」という。）とは、光通信ネットワーク（以下「広域情報ネットワーク」という。）を利用した相互の情報交換を行うにあたり基本的事項に関することについて、次のとおり協定書を締結する。

（目 的）

第1条 協定書は、甲・乙が相互に協力し、甲及び乙が所有する公共通信基礎を接続することにより形成される広域情報ネットワークを活用し、洪水時等の情報交換を円滑に実施するために必要となる基本的事項について定めることを目的とする。

（管理区分）

第2条 協定書の管理区分の範囲は、別図のとおりとする。

（工事等の施工）

第3条 工事等の施工は、別図の施工及び管理区分により、荒川下流河川事務所から北区役所までの光ファイバーケーブルの敷設、北区役所内の伝送装置（別表）の設置及び建物内の配線については甲が実施し、接続調整については乙が実施するものとする。

（維持管理及び保守点検の範囲）

第4条 荒川下流河川事務所から北区役所までの光ファイバーケーブル及び甲が北区役所内に設置する伝送装置は、甲が維持管理及び保守点検を実施する。

- 2 北区役所内の機器電気使用料は乙が負担する。
- 3 北区役所内の機器設置個所の行政財産の使用料は無償とする。

（通信の確保）

第5条 甲及び乙は、災害が発生した場合、第2条の管理区分においてそれぞれが通信の確保に万全の措置をとらなければならない。

（通信等の障害）

第6条 甲及び乙は、通信等の障害が発生した場合においては、第2条の管理区分においてそれぞれが直ちに復旧に努めるとともに、障害の状況、復旧見込み等を速やかに相手方に通知するものとする。

（情報の内容）

第7条 甲及び乙が提供する情報は、甲及び乙それぞれの所掌事務を遂行する上で必要となる防災関連情報等とする。

- 2 甲及び乙は、それぞれが保有する防災関連情報等について、互いに提供を求めることができる。また、提供を求められた場合は、互いに協力するものとする。

- 3 提供を受けた情報は、それぞれの防災対策等に活用できるものとする。ただし、情報の内容については、外部（広域情報ネットワーク化されていない他機関や第三者）へ公開する場合や二次活用する場合は、情報提供者への確認、承諾を必要とする。また、甲及び乙は個人のプライバシー等に関する情報については、取り扱いに十分注意する。
- 4 甲及び乙は、新たな情報提供内容や手法等を開発するときには、相互に連携をとり、必要な協力、助言等を行うものとする。

（秘密の保持）

第8条 甲及び乙は、広域情報ネットワークの使用にあたり、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、情報提供者に確認、承諾されればこの限りではない。

（情報提供の運用時間）

第9条 情報提供を行う時間は、洪水等による災害の発生が予測される場合や緊急時を除き、甲及び乙の通常勤務時間とする。

- 2 甲及び乙は、通信設備等の工事、保守又は運用上必要やむを得ない場合、その他特別な理由がある場合に限り、情報提供の運用を一時停止することができる。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ相手方に通知しなければならない。

（雑 則）

第10条 この協定書について、定めのない事項が生じた場合、内容を変更しようとする場合又は疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

（有効期間等）

第11条 この協定書の有効期間は平成23年3月31日までとする。ただし、甲及び乙が、この協定書の改廃について申し出がないときは、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間有効に存続するものとし以後もまた同様とする。

以上、この協定書の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年1月13日

甲 東京都北区志茂5丁目41番1号
国土交通省関東地方整備局
荒川下流河川事務所長 小島 優

乙 東京都北区王子本町1丁目15番22号
東京都北区
代表者 区長 花川 與惣太

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と、東京都北区（以下「乙」という。）は、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の地域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、「情報交換」という。）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 1 乙の地域内で重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- 2 東京都北区災害対策本部が設置された場合
- 3 その他、甲又は乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 1 一般被害状況に関すること。
- 2 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- 3 その他、甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員の派遣）

第4条 第2条各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合、又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき、派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協 議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定書は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年9月13日

甲 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省 関東地方整備局
関東地方整備局長 下 保 修

乙 東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区
代表者 東京都北区長 花 川 與 惣 太

災害時における臨時災害放送局開設に関する覚書

東京都北区（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム東京北（以下「乙」という。）は、平成7年11月30日付「北区CATV事業に関する基本協定書」に基づき、災害時における臨時災害放送局（以下「本件放送局」という）の開設及び運営に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲の地域において「暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つこと」（放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第7条第2項第2号）を目的とする放送を行う本件放送局を迅速かつ適切に開設並びに運営するための所要事項を定める。

（双方の業務）

第2条 甲は、大規模な災害が発生し本件放送局の開設が必要と判断し、当該放送局免許を取得した場合は、本件放送局の開設及び運営について乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合には、本件放送局の開設及び運営について、可能な範囲において協力するものとする。

3 甲は乙に対し、本件放送局の放送に必要な情報を速やかに提供するものとする。

（要請手続）

第3条 甲の乙に対する前条第1項の要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、文書を提出するものとする。

（連絡調整）

第4条 本覚書に係る連絡調整については、甲の指定する者と乙の指定する者とが行う。

（臨時災害放送局の設備）

第5条 甲は、本件放送局の開設及び運営に要する機材を用意するものとする。

2 甲は、本件放送局の開設及び運営に支障を来さぬよう、常に機材の良好な状態の維持に努めるものとする。

3 乙は、甲から当該設備の保守点検等の要請があった場合には、可能な範囲において協力するものとする。

（施設設備提供の協力）

第6条 甲及び乙は、本件放送局の開設及び運営に、互いに必要とする施設設備その他を可能な限り提供しあうものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は乙に対し、乙が本件放送局の開設及び運営において発生した費用について、両者で協議し合意した額を支払うものとする。

- 2 甲は乙に対し、甲が所有する本件放送局の開設及び運営に要する機材の使用に係る費用は請求しないものとする。
- 3 甲は乙に対し、甲が所有、管理する敷地、施設等において本件放送局の開設及び運営を行った際に発生した光熱水費は請求しないものとする。

(免責事項)

第8条 乙は甲に対し、本覚書に定める事項について次の理由により協力できない場合においてなんら責任を負わない。

- (1) 災害等の発生により、乙の加入者に対するサービス提供に支障が発生するか、又は発生するおそれがある場合
- (2) 法令の規定並びに監督官庁及び行政機関との協議により協力が困難となった場合
- (3) その他、不測の事態等により乙の協力が困難な場合

(通知義務)

第9条 乙は、本件放送局の開設及び運営にあたって不測の事態等が発生した場合には、直ちにその旨を甲に届け出るものとする。

- 2 甲及び乙は覚書名義人に変更があったときは、直ちにその旨を通知するものとする。

(協 議)

第10条 本覚書に定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間及び更新)

第11条 本覚書の有効期間は平成27年3月23日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに甲乙いずれからも申し出のないときは、本覚書は1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

上記覚書の証しとして、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各一通を保有する。

平成27年3月23日

甲 東京都北区
代表者 区長 花川 與惣太

乙 東京都北区王子1丁目13番14号
株式会社ジェイコム東京北
局長 新井 博

災害時における避難場所開放に関する協定書

東京都北区（以下「甲」という。）と学校法人東洋大学（以下「乙」という。）とは、北区内の大規模災害に伴う火災（以下「災害」という。）発生時における、相互の連携による地域住民等の安全確保及び支援等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、東京都北区赤羽台3丁目7番に所在する乙の管理する学校（以下「施設」という。）が災害時における住民の避難場所として東京都から指定されていることに鑑み、甲及び乙が相互に連携して、地域住民等の安全確保を図るため、避難場所の開放について必要な事項を定めることを目的とする。

（避難場所の開放）

第2条 災害時において、乙は甲からの避難場所開放要請により施設校庭の各出入口について開門するものとする。

なお、災害発生状況により甲が乙に速やかな連絡ができないような場合においては、乙は自主的な判断により開門するものとする。

2 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、次条に規定する協力内容に従って可能な限り、施設の利用に協力するものとする。

（協力内容）

第3条 前条に規定する乙の協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲からの要請による施設の一部提供
- (2) 乙の教職員等を避難者の救護、援助等に当たらせること
- (3) その他の協力要請事項

（損害補償及び費用負担）

第4条 前2条の規定により、乙が施設の一部を避難場所として開放し、住民が避難したことによって生じた費用及び乙に生じた損害は、すべて甲が負担するものとする。

（防災訓練）

第5条 乙は、災害に備えるため、防災訓練を定期的実施するとともに、防災に関する講座を開催するなど、地域住民との協働による訓練を実施するものとする。

（協 議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた時は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1箇年とする。ただし、有効期間が満了する3箇月前までに甲乙いずれからも意思表示が無い場合は、自動的にその期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

なお、この協定は、施設を仮校舎として京北中学校、京北高等学校、京北学園白山高等学校が使用する期間中のみ有効とし、平成29年度以降に東洋大学総合情報学部が施設所在地に開設された場合は、別途協定を締結するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年3月1日

甲 所在地 東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区
代表者 区長 花川 與 惣 太

乙 所在地 東京都文京区白山五丁目28番20号
学校法人東洋大学
代表者 理事長 長 島 忠 美

災害時における協力体制に関する協定書

東京都北区（以下「甲」という。）と学校法人星美学園（以下「乙」という。）とは、北区内の大規模災害発生時における、相互の連携による地域住民、学生・教職員等の安全確保及び支援等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震その他の大規模災害が発生した場合に、甲及び乙が相互に連携して、地域住民、学生・教職員等の安全確保を図るため、甲及び乙の協力体制について必要な事項を定めることを目的とする。

（協力）

第2条 甲は、乙に協力を要請する場合は、あらかじめ甲及び乙が指定したそれぞれの担当職員を通じて行う。

2 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、次条に規定する協力内容に従って可能な限りにおいて協力する。

（協力内容）

第3条 前条に規定する乙の協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 北区の災害対策本部からの要請による乙の校内施設の一部提供
- (2) その他の協力要請事項

（緊急避難所の開設）

第4条 甲は、災害時に、地域住民、学生・教職員等の安全確保のため、乙の校内施設を使用して緊急避難所を開設する必要がある場合は、乙の指定する校内施設の一部を緊急避難所として使用することができる。

2 甲が乙の校内施設に緊急避難所を開設しようとする場合は、甲は、乙に対し、その旨を緊急避難所開設要請書（以下「要請書」という。）により通知する。ただし、緊急のときは、口頭、電話等で通知することができることとし、この場合は事後に要請書を提出する。

3 乙は、甲からの要請書を受理した場合は、すみやかに、緊急避難所開設応諾書（以下「応諾書」という。）により通知する。

4 甲の要請により乙は、応諾書に基づき校内施設の一部を地域住民に開放する。

5 緊急避難所の使用期間は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、使用期間の延長を行うことができる。

（緊急避難所の管理）

第5条 緊急避難所の管理運営は、甲がその責任において行う。

2 緊急避難所の管理運営について、乙は、可能な限りにおいて甲に協力する。

(緊急避難所の閉設)

第6条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該緊急避難所の早期閉設に努める。

2 甲は、緊急避難所を閉設する際は、乙に緊急避難所閉設届を提出するとともに、その校内施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡す。

(緊急避難所の費用負担)

第7条 甲は、緊急避難所の開設期間中の管理運営に係る費用をすべて負担する。

(備蓄物資の準備等)

第8条 甲は、緊急避難所に提供する備蓄物資をあらかじめ準備する。乙は、甲が備蓄物資を保管する倉庫設置のための土地を確保し、甲に無償で提供する。倉庫の設置は、甲の負担とする。

2 備蓄物資（乙が独自に計画した備蓄物資を除く。）の保管、取扱い等については、別途協議する。

(防災訓練)

第9条 甲が大規模災害に備えるための防災訓練を行う場合には、乙は、その訓練に可能な限りにおいて協力する。

(損害賠償)

第10条 緊急避難所として使用した乙の校内施設及びその備品が緊急避難所としての使用中に損壊又は損傷した場合は、その損害は、原則として甲が賠償するものとし、その損害額については、甲と乙が協議して定める。

(補償)

第11条 甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、その者の責めに帰することのできない理由により死亡又は負傷等した場合は、特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和41年東京都条例第84号）の定める要件の限度において補償する。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1か年とする。ただし、有効期間が満了する3か月前までに、甲及び乙のいずれからも意思表示がない場合は、自動的にその期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じた時は、甲及び乙が協議して定める。

甲及び乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年6月4日

甲 所在地 東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区
代表者 区長 花川 與惣太

乙 所在地 東京都北区赤羽台四丁目2番14号
学校法人 星美学園
代表者 理事長 鈴木 裕子

災害時における協力体制に関する協定書の実施細目

東京都北区（以下「甲」という。）と学校法人星美学園（以下「乙」という。）は、平成24年6月4日付で締結した「災害時における協力体制に関する協定書」（以下「協定」という。）の実施細目を次のように定める。

（指定職員）

第1条 協定第2条第1項に定める指定職員は、甲は危機管理室防災課長、乙は法人事務局総務課長とする。

（校内施設）

第2条 協定第4条第1項に定める乙の指定する校内施設は別表のとおりとし、その一部を緊急避難所として使用するものとする。

（開閉設）

第3条 協定第4条第2項に定める緊急避難所開設要請は、緊急避難所開設要請書（別記第1号様式）により行う。

2 協定第4条第3項に定める緊急避難所開設応諾は、緊急避難所開設応諾書（別記第2号様式）により行う。

3 協定第6条第2項に定める緊急避難所閉設届は、緊急避難所閉設届（別記第3号様式）により行う。

（協 議）

第4条 この細目に定めのない事項及びこの細目に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第5条 この細目の有効期間は、細目を締結した日から1か年とする。ただし、有効期間が満了する3か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がない場合は、自動的にその期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

甲と乙は、この細目を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成24年6月4日

甲 東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区
代表者 区 長 花 川 與 惣 太

乙 東京都北区赤羽台四丁目2番14号
学校法人星美学園
代表者 理事長 鈴木裕子

別 表

No.	施 設 名	場 所	面 積 (㎡)
1	教室 (1~2室)	幼稚園	約60~120㎡
2	体育館 (地下部分全面)	中高校	約740㎡
3	テニスコート (半分:西側)	短期大学	約600㎡

(別記第1号様式)

年 月 日

緊急避難所 開設要請書

学校法人星美学園
理事長 殿

東京都北区
区 長

災害時における協力体制に関する協定書第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり貴校を緊急避難所として開設することを要請します。

記

- 1 開設期間 平成 年 月 日から、同 年 月 日まで
- 2 校内施設

※ 使用期間の延長を行う場合は、協定第4条第5項に基づき別途協議します。

北区災害対策本部 担当：
TEL
Mail
FAX

緊急避難所 開設応諾書

東京都北区
区 長

殿

学校法人星美学園
理事長

災害時における協力体制に関する協定書第4条第3項の規定に基づき、下記のとおり緊急避難所を開設することを応諾します。

記

- 1 開設期間 平成 年 月 日から、同 年 月 日まで
- 2 校内施設

※ 使用期間の延長を行う場合は、協定第4条第5項に基づき別途協議すること。

学校法人星美学園 担当：
TEL 03-3906-7448
Mail
FAX 03-3906-0096

緊急避難所 閉設届

学校法人星美学園
理事長 殿

東京都北区
区 長

災害時における協力体制に関する協定書第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり緊急避難所を閉設します。

記

1 閉 設 日 平成 年 月 日

2 閉設施設

※ (原状回復)

緊急避難所として使用していた上記の施設については、協定書第6条第2項に基づき、原状に復した後、学校法人星美学園の確認を受け引き渡します。

北区災害対策本部 担当：

TEL

Mail

FAX

震災時多機能型深層無限水利（深井戸）の管理並びに活用に係る協定

東京消防庁王子消防署（以下「甲」という。）と東京都北区（以下「乙」という。）は、東京都北区十条台一丁目2番北区中央公園内（北側）に設置された震災時多機能型深層無限水利（以下「深井戸」という。）の管理並びに活用について、下記のとおり協定を締結するものである。

（趣 旨）

第 1 条 この協定は、東京消防庁が震災時の火災に対処するために消防水利として設置する深井戸に関し、消火用水としての活用及び生活用水等への転用、その他多目的な活用についての事項を定めるものである。

（深井戸の定義）

第 2 条 深井戸とは、東京消防庁が設置し、甲が管理する深井戸本体、水中モーターポンプ、自家用発電装置、採水口及びこれらに付属する構造物をいう。

（甲の責務）

第 3 条 甲は、震災時の消防水利として、その機能を最大限に発揮できるよう深井戸の整備及び管理に努めるものとする。

（消火用水としての活用）

第 4 条 震災時において、甲が行う消防活動に支障がないと認めた場合、甲乙協議のうえ、乙が行う消火活動に深井戸を活用できるものとする。ただし、災害状況の変化により、甲は乙の深井戸使用を制限することができる。

（消火用水以外への転用）

第 5 条 甲は、震災時において、消火用水として深井戸の活用が必要ないと認めた場合、乙と協議し、乙は深井戸を生活用水等に転用させることができる。ただし、乙の活動中に、新たな火災が発生する等深井戸の活用が必要となった場合は、甲は乙の深井戸使用を制限することができる。

（防火防災訓練等への活用）

第 6 条 乙から甲に対して、防火防災訓練等で深井戸活用の申し出があった場合は、甲乙協議のうえ、深井戸の活用を認めるものとする。

（費用負担）

第 7 条 深井戸の整備、管理及び災害活動についての費用負担並びに防火防災訓練等で活用する場合の自家用発電装置の燃料に係る費用負担は甲が行うものとする。また、生活用水等への転用を目的とする自家用発電装置の燃料については、乙が費用負担を行うものとする。

(協議による決定)

第 8 条 本協定の解釈に疑義が生じた場合、または協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

(適用期間等)

第 9 条 本協定は、平成 24 年 7 月 2 日から 3 年間適用し、期間満了 3 か月前までに甲乙いずれからも変更の意思表示がない場合は、自動的に同一の内容で更新するものとする。

上記協定の証として本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 24 年 7 月 2 日

東京都北区王子四丁目 2 8 番 1 号
甲 東京消防庁王子消防署
署長 阿部 寛三

東京都北区王子本町一丁目 1 5 番 2 2 号
乙 東京都北区
区長 花川 與惣太

災害時における協力体制に関する協定書

東京都北区（以下「甲」という。）と学校法人帝京大学（以下「乙」という。）とは、北区内の大規模災害発生時における、旧北区立富士見中学校跡地（北区上十条三丁目1番25号）の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震その他の大規模災害が発生した場合に、甲、乙が相互に連携して、地域住民、学生・教職員等の安全確保を図るため、両者の協力体制について必要な事項を定めることを目的とする。

（協力）

第2条 甲は、乙に協力を要請する場合は、あらかじめ甲及び乙がそれぞれ指定した双方の職員を通じて行うものとする。

2 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、次条に規定する協力内容に従って協力するものとする。

（協力内容）

第3条 前条に規定する乙の協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時の地域住民の避難所として、学校施設の一部を地域住民に開放すること。
- (2) 避難所用の備蓄スペースを確保すること。
- (3) 災害時に延焼火災が発生した場合は、グラウンドを避難場所として開放すること。
- (4) 学生・教職員等を災害状況に応じて、可能な限り医療（医師、看護師等の区指定避難所への派遣を含む。）・救護・援助等に当たらせること。
- (5) 防災に関する講座を開催するなど、可能な限り地域住民との協働による訓練・事業等を実施すること。
- (6) その他の協力要請事項

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時に、地域住民、学生・教職員等の安全確保のため、乙の施設を使用して避難施設を開設する必要がある場合、乙の指定する校内施設の一部を避難所として使用するものとする。ただし、避難所を開設する際、事前に乙に対し、その旨を避難所使用開設届により通知するものとする。

2 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、使用期間の延長を行うことができるものとする。

（避難所の管理）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(避難所の閉設)

第6条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期閉設に努めるものとする。

2 甲は避難所を閉設する際は、乙に避難所使用閉設届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(避難所の費用負担)

第7条 甲は、避難所の開設期間中の管理運営に係る費用を、すべて負担するものとする。

(備蓄等)

第8条 甲及び乙は、災害に備え、地域住民、学生・教職員等のために、食糧、飲料水、生活必需品等を備蓄するものとする。なお、備蓄物資の保管、取扱い等については、別途協議する。

(防災訓練)

第9条 乙は、大規模災害に備えるため、学生・教職員等を対象とした防災訓練を定期的
に実施するよう努めるものとする。

2 乙は、甲又は地域住民から防災訓練実施のため会場の提供要請等があった場合は、これに協力するものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の
うえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1箇年とする。ただし、有効期間
が満了する3箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がない場合は、自動的にその期
間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通
を保有するものとする。

平成24年12月17日

甲 所在地 東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区
代表者 区 長 花 川 與 惣 太

乙 所在地 東京都板橋区加賀二丁目11番1号
学校法人帝京大学
代表者 理事長 冲 永 佳 史

災害時における協力体制に関する協定の実施細目

東京都北区（以下「甲」という。）と学校法人帝京大学（以下「乙」という。）は、平成24年12月17日付で締結した「災害時における協力体制に関する協定」（以下「協定」という。）の実施細目を次のように定める。

（指定職員）

第1条 協定第2条第1項に定める指定職員は、甲は危機管理室防災課長、乙は本部総務課長とする。

（校内施設）

第2条 協定第4条第1項に定める乙の指定する校内施設は別表のとおりとし、その一部を避難所として使用するものとする。

（開閉設）

第3条 協定第4条第1項に定める避難所使用開設通知は、避難所使用開設届（別記第1号様式）により行う。ただし、緊急やむを得ない場合は口頭により行い、後日、文書をもって処理するものとする。

2 協定第6条第2項に定める避難所使用閉設届は、避難所使用閉設届（別記第2号様式）により行う。

（管理運営）

第4条 協定第5条第2項に定める避難所の管理運営は、北区災害対策本部から派遣された甲の職員、避難者の一部及び乙の職員からなる避難所管理運営委員会が行う。

（備蓄物資）

第5条 甲及び乙は、協定第8条に定める備蓄物資の充実に努めるものとする。

2 甲は、あらかじめ乙の敷地内に備蓄した物資に不足が生じた場合は、北区災害備蓄倉庫から必要な物資を補充するものとする。

（防災訓練）

第6条 甲は、乙の要請により協定第9条第1項に定める防災訓練に協力するものとする。

（協 議）

第7条 この細目に定めのない事項及びこの細目に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この細目の有効期間は、細目を締結した日から1箇年とする。ただし、有効期間が満了する3箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がない場合は、自動的にその期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

甲と乙は、この細目を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成24年12月17日

甲 東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区
代表者 区長 花川 與 惣 太

乙 東京都板橋区加賀二丁目11番1号
学校法人帝京大学
代表者 理事長 沖 永 佳 史

別 表

No.	施 設 名	面 積 (㎡)
1	体 育 館	1, 1 6 1
2	グラウンド	7, 5 4 4
3		
4		

(様式1)

年 月 日

避難所使用開設届

学校法人帝京大学
理事長 殿

東京都北区
北区長

災害時における協力体制に関する協定第4条第1項の規定に基づき、貴校を避難所として開設することを要請します。

記

- 1 所在地
- 2 名称
- 3 指定場所

北区災害対策本部 担当：

(様式2)

年 月 日

避難所使用閉設届

学校法人帝京大学
理事長 殿

東京都北区
北区長

災害時における協力体制に関する協定第6条第2項の規定に基づき、貴校の避難所を閉設します。

記

- 1 所在地
- 2 名称
- 3 指定場所

北区災害対策本部 担当：

災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定書

東京都北区（以下「甲」という。）と、社会福祉法人光照園（以下「乙」という。）は、東京都北区地域防災計画に基づく福祉避難所の設置及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、北区の地域において地震その他の大規模な災害が発生した場合（以下「大規模災害発生時」という。）において、甲が、乙の管理する施設の一部を福祉避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第2条 この協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 特別養護老人ホーム王子光照苑
所在地 東京都北区王子三丁目3番1号

（利用対象者）

第3条 前条に規定する施設（以下「施設」という。）を福祉避難所として利用する対象者は、原則として、大規模災害発生時に甲が設置した避難所に避難した被災者で避難所生活を続けることが困難となった介護を要する高齢者とする。

（開 設）

第4条 甲は、施設を使用して福祉避難所を開設する必要がある場合、施設の一部を福祉避難所として使用するものとする。

2 甲は、福祉避難所を開設する際、事前に乙に対し、その旨を福祉避難所使用開設届（別記第1号様式）により通知するものとする。ただし、福祉避難所の開設に緊急を要する場合等、これによりがたい事情がある場合は、この限りでない。

3 福祉避難所の開設期間は、災害発生日より7日以内とする。ただし、甲が必要と認めるときは、災害規模や被災状況に応じ、開設期間を延長することができる。延長期間については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（報 告）

第5条 乙は、甲から福祉避難所の開設の依頼を受けた場合は、速やかに受入体制を整えるとともに、受入可能な人員等を甲に報告するものとする。

2 乙は、施設が被災等により使用できなくなった場合又は施設の安全確保上、既に受け入れた人員以上の受入れができなくなった場合は、甲に速やかに報告するものとする。

（福祉避難所の管理）

第6条 福祉避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとする。

2 福祉避難所の管理運営について、甲は乙に協力するものとする。

(物資の調達)

第7条 甲は、福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食料等の物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、前項に定める物資の調達について、甲と連携のうえ可能な範囲で協力するものとする。

(利用対象者の移送)

第8条 福祉避難所への利用対象者の移送は、原則として、当該利用対象者の家族等の介助者又は支援者が行う。ただし、移送が困難な場合は、甲が行うものとする。

2 甲は、必要により、乙に対して移送の協力を要請することができる。

(費用負担)

第9条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に係る費用について、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関連法令等の定めるところによるほか、甲乙協議のうえ所要の実費を負担するものとする。

(閉 設)

第10条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

2 甲は、福祉避難所を閉設する際は、乙に対し、その旨を福祉避難所使用閉設届（別記第2号様式）により通知するものとする。

(個人情報保護)

第11条 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、業務上知り得た福祉避難所の利用者及びその家族等の情報を漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(関係機関等との連携)

第12条 甲及び乙は、この協定を円滑に履行するために、甲乙間及び関係機関との連携に努める。

(訓練への参加)

第13条 乙は、甲の実施する防災訓練への参加依頼があった場合には、協力するものとする。

(協 議)

第14条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。

なお、期間満了日の3カ月前までに、甲と乙のいずれからも申し出がないときは、この協定はさらに1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成25年2月28日

甲 東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区
代表者 東京都北区長 花川 與 惣 太

乙 東京都北区王子三丁目3番1号
社会福祉法人光照園
代表者 理事長 鈴 木 文 子

この他の区内施設についても、本件と同様に協定を締結している。

福祉避難所施設	協定締結日
特別養護老人ホーム西が丘園	平成25年2月28日
特別養護老人ホームみずべの苑	平成25年2月28日
特別養護老人ホームうきま幸朋苑	平成25年2月28日
特別養護老人ホーム飛鳥晴山苑	平成25年2月28日
東京都社会保険介護老人保健施設さくらの杜	平成25年2月28日
介護老人保健施設リハビリパーク滝野川	平成25年2月28日
介護老人保健施設太陽の都	平成25年3月11日

(別記第1号様式)

年 月 日

福祉避難所使用開設届

社会福祉法人光照園

理事長 殿

東京都北区

区長

災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定書第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり貴施設を福祉避難所として開設することを通知します。

記

1 所在地

2 名称

北区災害対策本部 担当：

TEL

Mail

FAX

(別記第2号様式)

年 月 日

福祉避難所使用閉設届

社会福祉法人光照園

理事長 殿

東京都北区

区長

災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定書第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり貴施設の福祉避難所を閉設することを通知します。

記

1 所在地

2 名称

北区災害対策本部 担当：

TEL

Mail

FAX

災害時における女性被災者等の相談窓口設置に伴う 業務等に関する協定書

東京都北区（以下「甲」という。）と有限会社東京フェミニストセラピセンター（以下「乙」という。）は、大規模な地震または風水害等（以下「災害」という。）が発生した際における女性被災者等の相談窓口（以下「相談窓口」という。）の設置等について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害時に甲が行う北区震災復興マニュアルに従い設置する「相談窓口」について、甲と乙の間において基本的事項を定め、もって迅速かつ的確・適切に相談体制の整備及び相談業務の開始を行うことを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害の発生により「相談窓口」を設置する際、必要と認めるときは、乙に対し、相談員の派遣の協力（以下「派遣協力」という。）を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の派遣協力の要請を受けた時は、可能な限り協力並びに助言等を行うものとする。

（相談窓口の設置場所）

第3条 相談窓口は、北区男女共同参画センター内に設置する。ただし、建物等の被災により設置が不可能と判断された場合は、甲乙協議の上、別途設置場所を決定する。

（相談業務内容）

第4条 相談員の携わる相談業務は次の各号のとおりとする。

- 一 避難生活等における女性特有の悩み事に関すること
- 二 被災による心の悩みに関すること
- 三 ドメスティック・バイオレンスに関すること
- 四 セクシャル・ハラスメントに関すること

2 前項の定めによりがたいときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（費用負担）

第5条 乙の相談員派遣に伴い発生する費用については、甲がこれを負担するものとする。費用負担に関する取決めは、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者をあらかじめ定めるものとする。

（情報の交換及び訓練）

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、逐次、必要な情報を相互に交換するものとするとともに、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1箇年とする。ただし、有効期間が満了する3箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がない場合は、自動的にその期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年3月18日

甲 住 所 東京都北区王子本町一丁目15番22号
氏 名 東京都北区
区長 花 川 與 惣 太

乙 住 所 東京都墨田区太平二丁目3番1号第3寺田ビル4F
氏 名 有限会社東京フェミニストセラピセンター
代表取締役 光 元 和 子

震災対策編

1. 地域危険度 条例及び公表の経緯

東京都震災対策条例第12条（地域危険度の測定）

- (1) 知事は、震災の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他震災に関する事項について、科学的、総合的に調査及び研究を行うとともに、防災科学技術の開発に努めなければならない。
- (2) （省略）
- (3) 知事は、第一項の調査、研究及び技術の開発の成果を、積極的に震災対策に反映させるとともに、都民に公表しなければならない。

東京都震災対策条例施行規則第5条（地域危険度の測定）

知事は、条例第12条第1項に規定する地震に関する地域の危険度の調査及び研究に係る測定については、おおむね5年ごとに実施しなければならない。

（公表の経緯）

第1回調査結果	昭和50年に区部、昭和55年に多摩地域を公表
第2回調査結果	昭和59年に区部、昭和62年に多摩地域を公表
第3回調査結果	平成5年1月に区部と多摩地域を同時に公表
第4回調査結果	平成10年3月に区部と多摩地域を同時に公表
第5回調査結果	平成14年12月に区部と多摩地域を同時に公表
第6回調査結果	平成20年2月に区部と多摩地域を同時に公表
第7回調査結果	平成25年9月に区部と多摩地域を同時に公表

2. 地域危険度 町丁目別危険度一覧表

(王子地区)

町丁目	建物倒壊 危険度	火災 危険度	総合 危険度	災害時活動困難度を考慮した 危険度		
				建物倒壊 危険度	火災 危険度	総合 危険度
王子1丁目	1	1	1	1	1	1
王子2丁目	3	3	3	3	3	3
王子3丁目	4	3	3	3	3	3
王子4丁目	4	3	3	3	2	3
王子5丁目	2	3	2	2	3	2
王子6丁目	1	1	1	1	1	1
豊島1丁目	4	2	3	2	1	2
豊島2丁目	3	3	3	4	3	3
豊島3丁目	4	4	4	4	4	4
豊島4丁目	3	4	4	4	4	4
豊島5丁目	1	1	1	1	1	1
豊島6丁目	4	4	4	5	4	4
豊島7丁目	4	4	4	4	4	4
豊島8丁目	4	3	4	4	3	4
堀船1丁目	3	4	4	4	4	4
堀船2丁目	3	3	3	3	3	3
堀船3丁目	4	4	4	4	4	4
堀船4丁目	3	3	3	3	3	3
東十条1丁目	3	2	2	2	2	2
東十条2丁目	3	2	3	2	2	2
東十条3丁目	3	2	2	2	2	2
東十条4丁目	3	3	3	3	3	3
東十条5丁目	3	4	4	3	3	3
東十条6丁目	3	2	3	2	2	2
王子本町1丁目	2	1	2	1	1	1
王子本町2丁目	3	3	3	2	3	3
王子本町3丁目	1	1	1	1	1	1
岸町1丁目	3	2	3	3	2	2
岸町2丁目	4	5	4	5	5	5
中十条1丁目	2	4	3	3	4	3
中十条2丁目	3	4	4	4	4	4
中十条3丁目	3	3	3	3	3	3
中十条4丁目	2	2	2	2	2	2
十条台1丁目	1	1	1	1	1	1
十条台2丁目	1	1	1	1	1	1
十条仲原1丁目	3	4	4	3	4	4
十条仲原2丁目	3	4	3	3	4	3
十条仲原3丁目	3	4	4	3	4	3
十条仲原4丁目	2	3	3	3	4	4
上十条1丁目	3	4	3	4	4	4
上十条2丁目	3	4	3	3	4	4

町丁目	建物倒壊 危険度	火災 危険度	総合 危険度	災害時活動困難度を考慮した 危険度		
				建物倒壊 危険度	火災 危険度	総合 危険度
上十条4丁目	3	4	3	3	3	3
上十条5丁目	3	4	3	4	5	5

(赤羽地区)

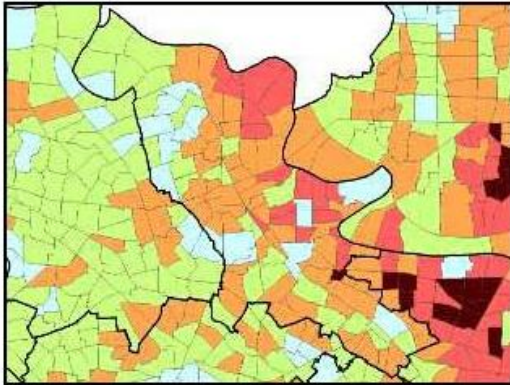
町丁目	建物倒壊 危険度	火災 危険度	総合 危険度	災害時活動困難度を考慮した 危険度		
				建物倒壊 危険度	火災 危険度	総合 危険度
神谷1丁目	4	4	4	3	4	4
神谷2丁目	3	3	4	3	3	3
神谷3丁目	3	3	3	3	3	3
赤羽1丁目	3	2	3	2	2	2
赤羽2丁目	3	2	3	2	2	2
赤羽3丁目	3	3	3	3	3	3
西が丘1丁目	2	2	2	1	1	1
西が丘2丁目	2	3	3	2	3	2
西が丘3丁目	1	1	1	1	1	1
赤羽西1丁目	3	3	3	3	3	3
赤羽西2丁目	3	3	3	3	4	3
赤羽西3丁目	3	3	3	3	4	3
赤羽西4丁目	3	4	4	3	4	3
赤羽西5丁目	1	1	1	1	1	1
赤羽西6丁目	2	2	2	1	2	2
志茂1丁目	4	5	4	4	4	4
志茂2丁目	4	5	5	4	5	4
志茂3丁目	3	4	4	4	4	4
志茂4丁目	4	5	5	5	5	5
志茂5丁目	4	5	4	5	5	5
岩淵町	4	4	4	4	4	4
赤羽台1丁目	1	1	1	1	1	1
赤羽台2丁目	1	1	1	1	1	1
赤羽台3丁目	2	3	2	3	3	3
赤羽台4丁目	1	2	1	1	2	2
赤羽南1丁目	3	3	3	2	3	3
赤羽南2丁目	2	2	2	2	2	2
赤羽北1丁目	3	3	3	3	3	3
赤羽北2丁目	2	2	2	2	2	2
赤羽北3丁目	2	1	1	1	1	1
浮間1丁目	2	2	2	2	2	2
浮間2丁目	2	2	2	2	2	2
浮間3丁目	2	2	2	2	2	2
浮間4丁目	2	1	2	2	2	2
浮間5丁目	1	1	1	1	1	1
桐ヶ丘1丁目	1	1	1	1	1	1
桐ヶ丘2丁目	1	1	1	1	1	1

(滝野川地区)

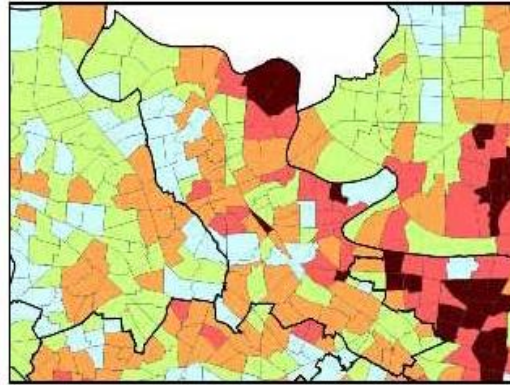
町丁目	建物倒壊 危険度	火災 危険度	総合 危険度	災害時活動困難度を考慮した 危険度		
				建物倒壊 危険度	火災 危険度	総合 危険度
滝野川1丁目	3	3	3	3	3	3
滝野川2丁目	2	3	3	3	3	3
滝野川3丁目	2	3	3	2	3	3
滝野川4丁目	3	3	3	3	3	3
滝野川5丁目	3	3	3	3	4	3
滝野川6丁目	3	4	3	3	4	4
滝野川7丁目	2	1	2	1	1	1
西ヶ原1丁目	2	3	3	3	3	3
西ヶ原2丁目	2	2	2	2	2	2
西ヶ原3丁目	3	3	3	3	4	4
西ヶ原4丁目	3	3	3	3	4	4
栄町	3	4	4	4	4	4
上中里1丁目	3	4	3	3	4	4
上中里2丁目	3	3	3	3	3	3
上中里3丁目	5	4	5	5	4	5
中里1丁目	3	2	2	2	2	2
中里2丁目	3	2	2	2	2	2
中里3丁目	2	3	3	3	3	3
昭和町1丁目	3	2	3	2	1	1
昭和町2丁目	3	2	2	1	1	1
昭和町3丁目	3	2	2	2	1	2
田端新町1丁目	3	2	2	2	2	2
田端新町2丁目	3	2	3	2	2	2
田端新町3丁目	3	2	3	2	2	2
東田端1丁目	2	1	1	2	1	2
東田端2丁目	1	1	1	2	1	1
田端1丁目	3	4	3	3	4	4
田端2丁目	3	3	3	3	3	3
田端3丁目	3	3	3	3	3	3
田端4丁目	3	2	3	2	2	2
田端5丁目	2	3	3	3	3	3
田端6丁目	2	2	2	2	2	2

3. 北区における地域危険度の分布

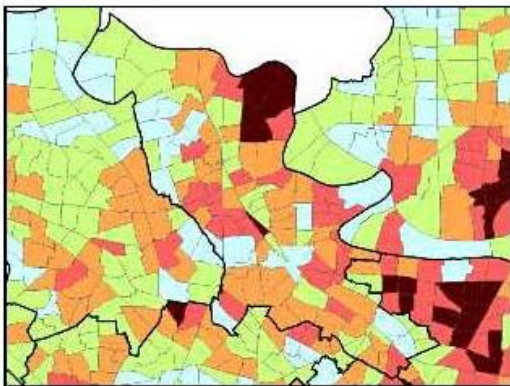
①建物倒壊危険度



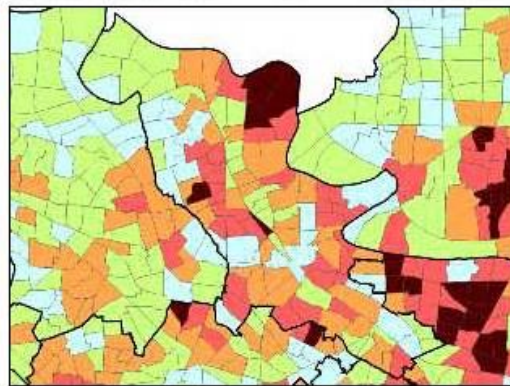
④災害時活動困難度を考慮した建物倒壊危険度



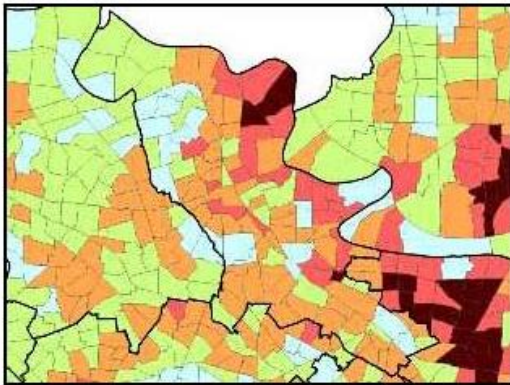
②火災危険度



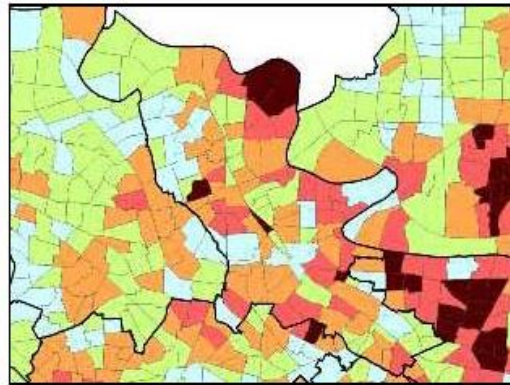
⑤災害時活動困難度を考慮した火災危険度



③総合危険度



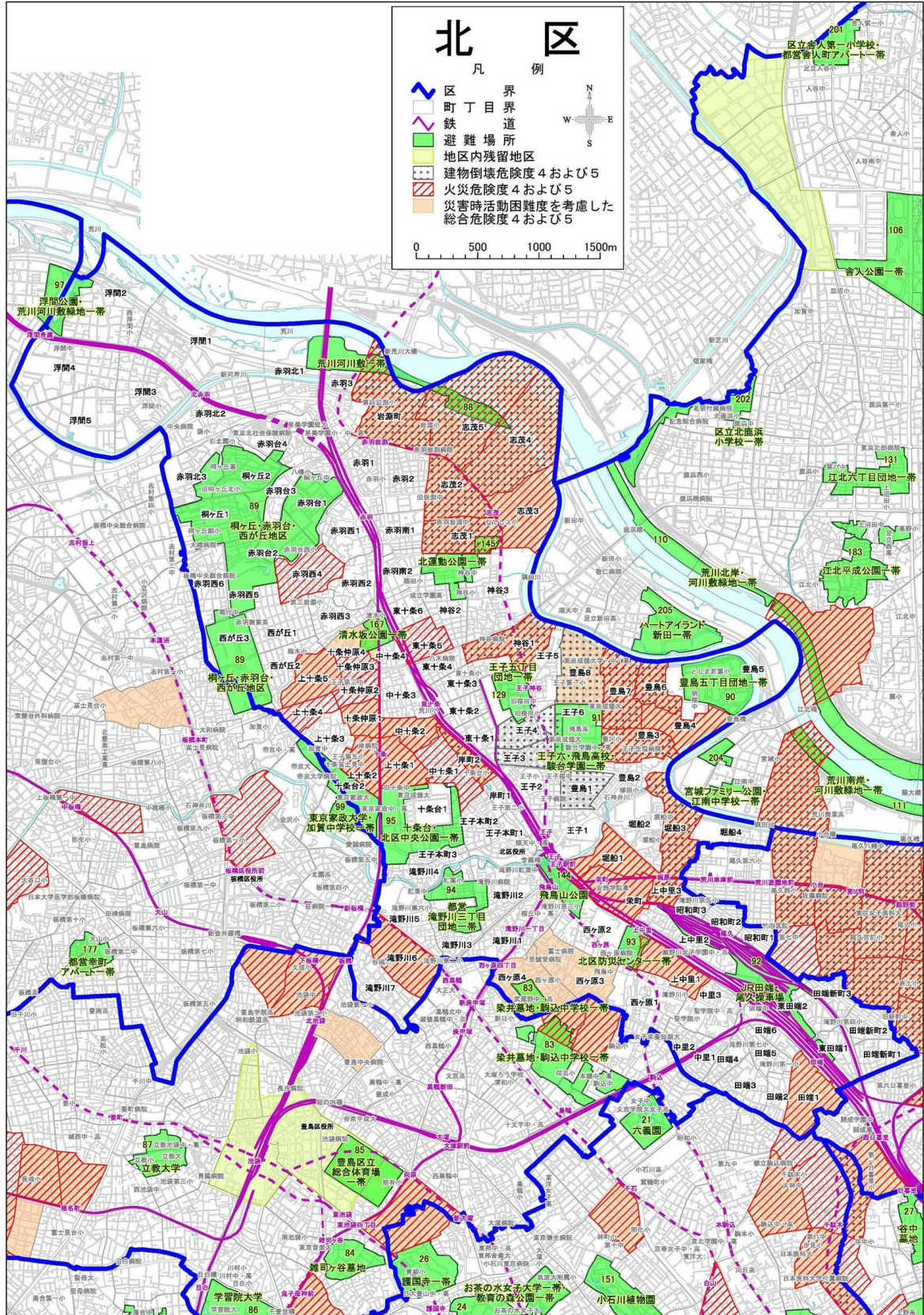
⑥災害時活動困難度を考慮した総合危険度



(出典：東京都都市整備局、「地震に関する地域危険度測定調査報告書(第7回)」、平成25年9月より一部抜粋)

4. 地域危険度マップ（北区）

「地震に関する地域危険度測定調査（第7回）」に基づき、東京23区において建物倒壊・火災危険度・災害時活動困難度を考慮した総合危険度が5段階中4、5にあたる地域を「危険度の高い地域」とし、色・パターン別に地図上に示したものの。



5. 軽可搬消防ポンプ配備状況

平成27年3月現在

	D1級	C級
王子地区	73	8
赤羽地区	79	11
滝野川地区	66	3
合計	218台	22台

6. 消防団の現勢

平成26年4月現在

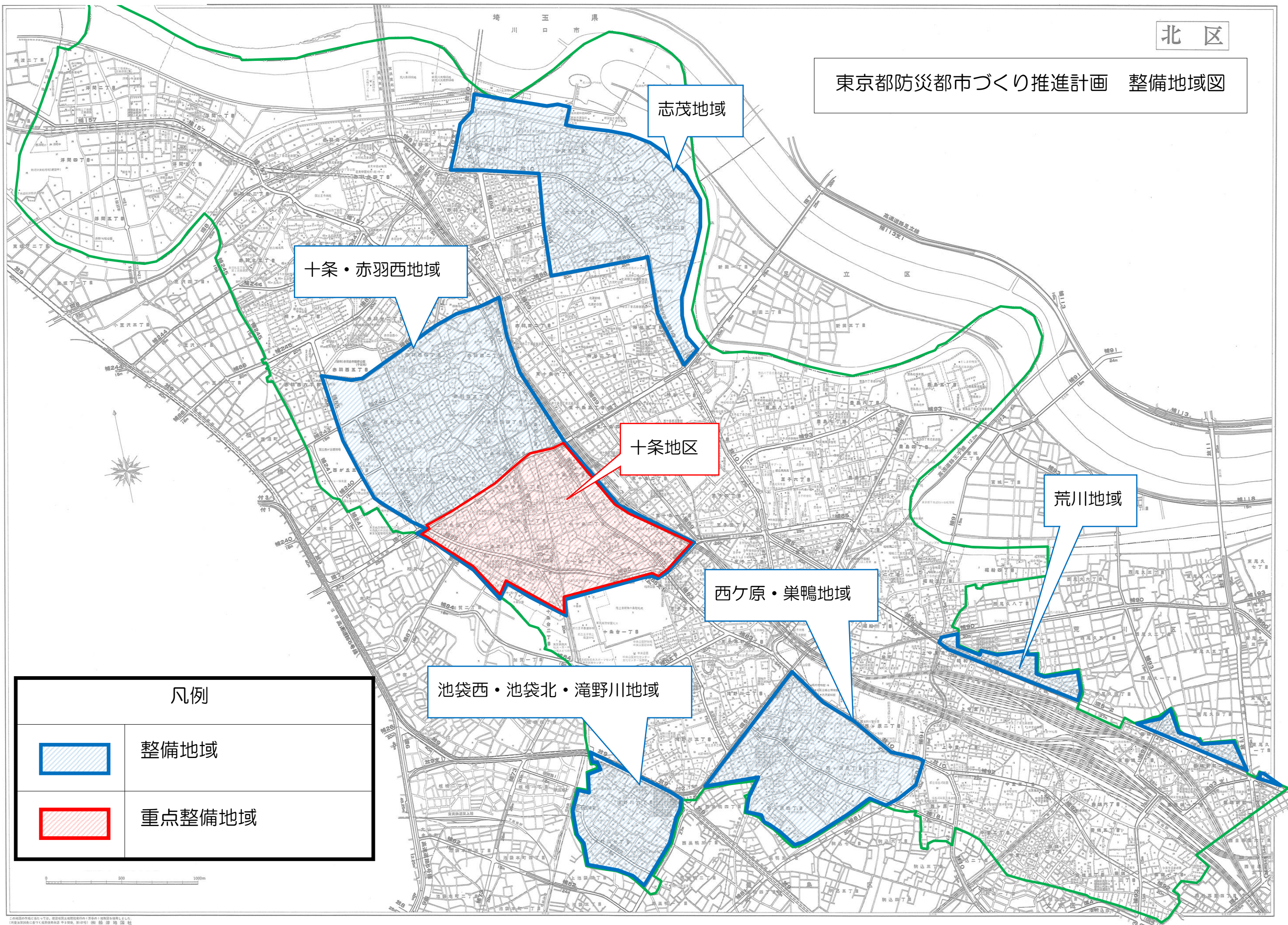
	定員	分団数	ポンプ台数
王子	200	8	16
赤羽	200	7	18
滝野川	210	8	17
合計	610	23	51

7. 分団本部所在地及び受持区域

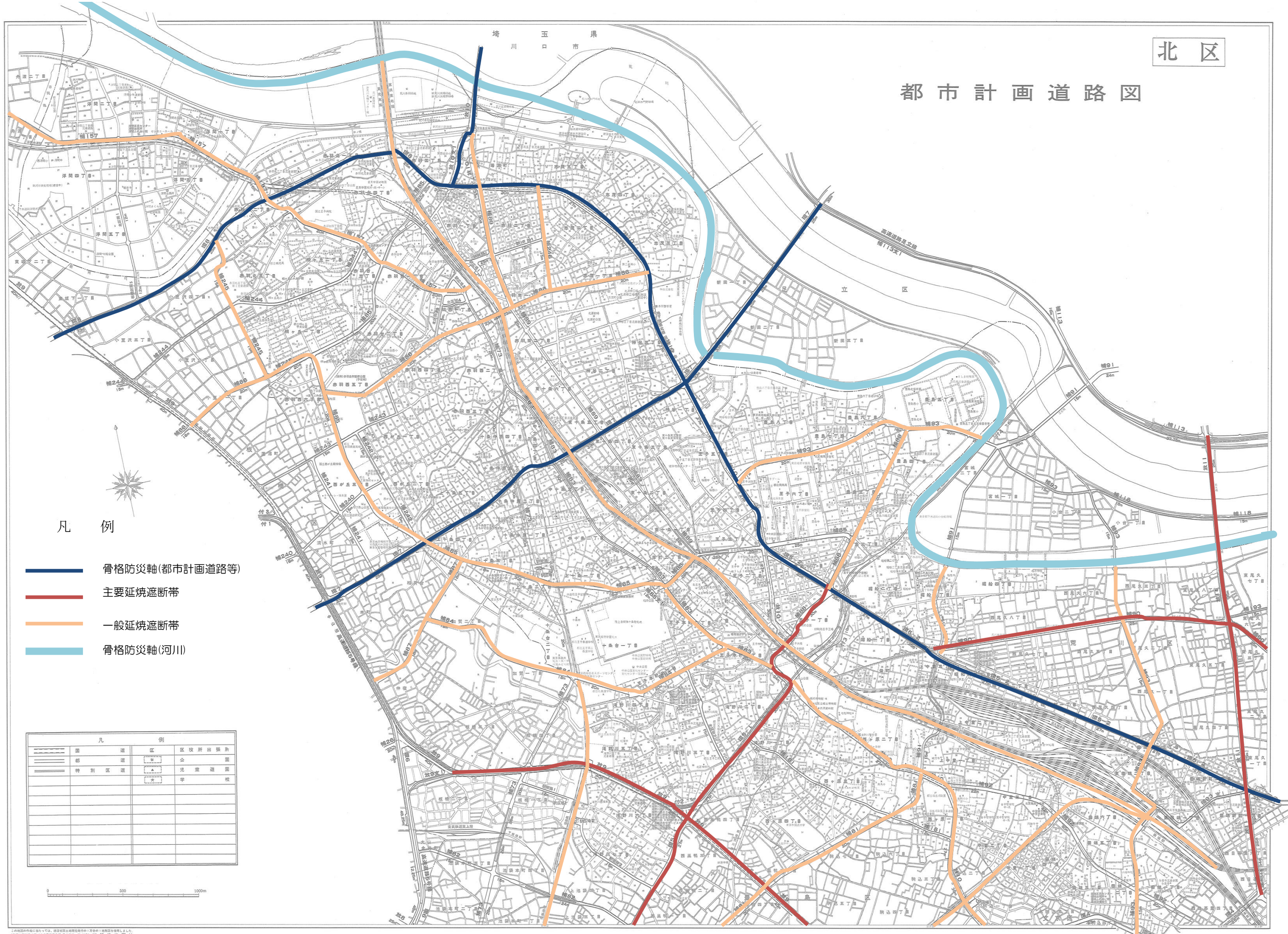
平成26年4月現在

消防団	分団名	分団本部の所在地	分団受持区域
王 子	1	堀船3-15-1	堀船1～4丁目
	2	豊島7-8	豊島3～8丁目
	3	王子4-18-1	王子3～6丁目
	4	東十条5-1	東十条1～6丁目
	5	中十条2-14-18	中十条1～4丁目、上十条1丁目
	6	上十条5-2-19	十条仲原1～4丁目、十条台2丁目、上十条2～5丁目
	7	岸町2-1	王子本町1～3丁目、岸町1・2丁目、十条台1丁目、飛鳥山公園
	8	王子1-11	豊島1・2丁目、王子1・2丁目(飛鳥山公園除く)
赤 羽	1	西が丘1-5-2	赤羽西2・3・5・6丁目、赤羽西1丁目の一部・4丁目の一部、西が丘1～3丁目
	2	神谷2-14-13	神谷1～3丁目
	3	志茂5-18-17	志茂1～5丁目
	4	赤羽1-24-6	赤羽1・3丁目、赤羽南1丁目の一部、赤羽南2丁目、赤羽西1丁目の一部・4丁目の一部、赤羽台1丁目・2丁目・赤羽台3丁目の一部
	5	赤羽1-54-3	岩淵町、赤羽1丁目の一部、赤羽2丁目、赤羽南1丁目の一部
	6	赤羽2-6	赤羽北1～3丁目、桐ヶ丘1・2丁目、赤羽台4丁目、赤羽台3丁目の一部、赤羽3丁目の一部
	7	浮間3-34-13	浮間1～5丁目
滝野川	1	滝野川6-19-6	滝野川4～7丁目
	2	滝野川1-23-14	滝野川1～3丁目
	3	西ヶ原1-18-1	西ヶ原1～4丁目
	4	中里1-12-2	中里1～3丁目
	5	田端5-4-1	田端1～6丁目
	6	東田端1-17-18	東田端1・2丁目、田端新町1～3丁目
	7	昭和町3-3-12	昭和町1～3丁目、上中里2・3丁目、栄町
	8	上中里1-27-7	上中里1丁目

8. 整備地域・重点整備地域



9. 延焼遮断帯の図



- 凡 例
- 骨格防災軸(都市計画道路等)
 - 主要延焼遮断帯
 - 一般延焼遮断帯
 - 骨格防災軸(河川)

凡 例	
	区 界
	市 界
	特別区 界
	学 校

0 500 1000m

この図は、国土交通省の委託により、国土院が作成したものである。図中の数値は、国土院の調査結果に基づき、概算値として示されている。詳細については、国土院のホームページを参照してください。

10. 道路の現況

平成26年4月現在

区分	合計A	舗装道路			その他	舗装率 B/A (%)	道路 構成比 (%)	道路率 (%)
		中高級	簡易	合計B				
国道	延長(m)	7,003	7,003	0	7,003	91.3	7.2	1.0
	面積(m ²)	208,178	167,988	22,103	190,091			
都道	延長(m)	25,770	25,770	0	25,770	90.1	19.0	2.7
	面積(m ²)	552,972	402,588	95,449	498,037			
区道	延長(m)	335,770	258,683	76,701	335,384	99.5	73.8	10.4
	面積(m ²)	2,145,793	1,676,659	458,745	2,135,404			
合計	延長(m)	368,543	291,456	76,701	368,157	97.1	100.0	14.1
	面積(m ²)	2,906,943	2,247,235	576,297	2,823,532			

【備考】

自動車交通不能道延長 : 区道5,076m

区道と鉄道との交差個所数 : 41か所

うち立体交差個所数 : 19か所

区道と都電との交差個所数 : 17か所

※道路率は以下の式で求めた。

$$\text{道路率} = \frac{\text{道路面積}}{\text{区総面積}} \times 100 (\%)$$

- ・ 延長・面積は橋梁延長・面積を含む。
- ・ 簡易舗装には歩道部分を含む。
- ・ 数値は実延長・面積である。
- ・ 国道・都道数値は、平成24年度東京都道路現況調査書による。

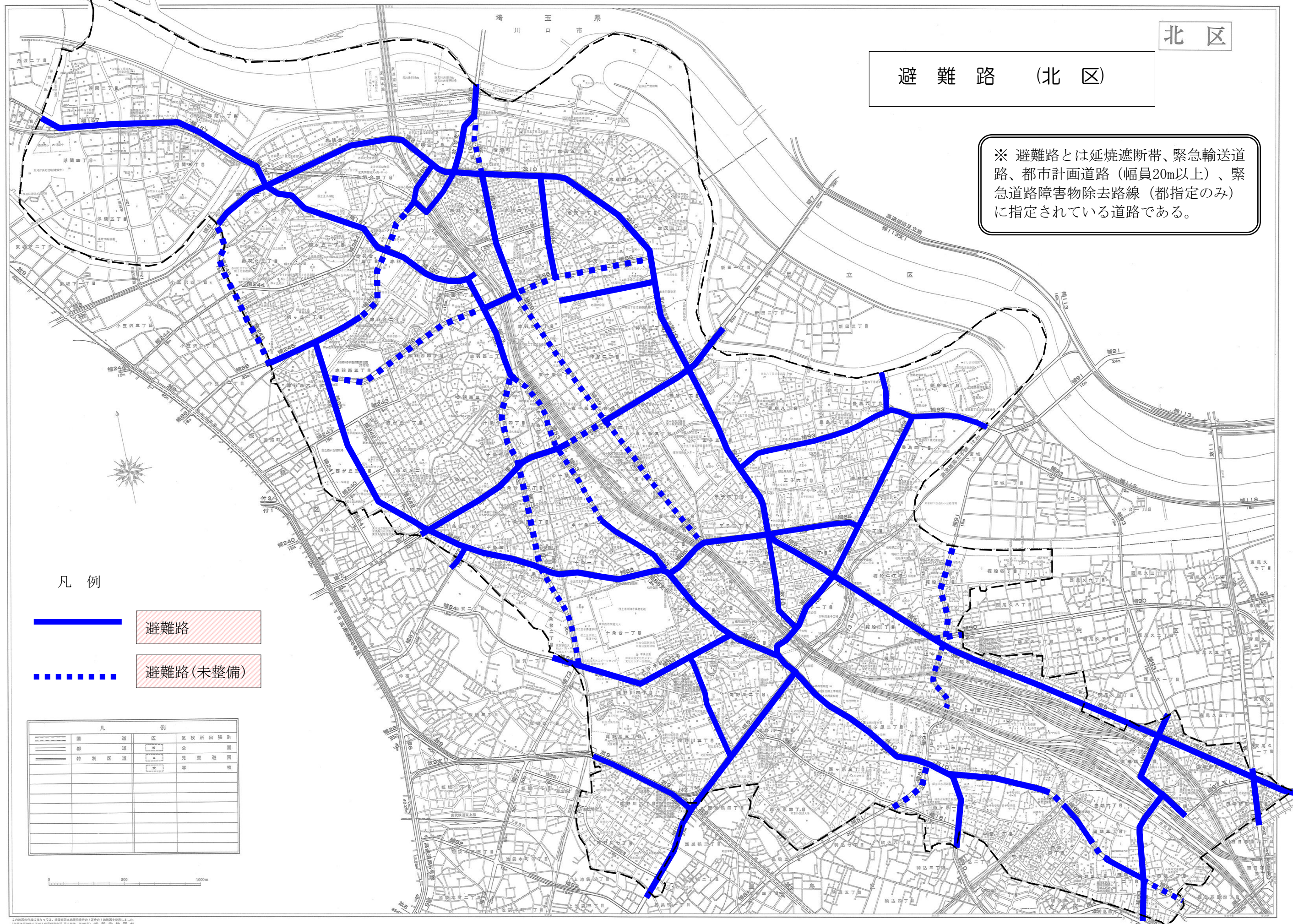
11. 都市計画道路一覧

平成26年4月現在

番号	路線名	起 点	終 点	都市計画決定 年 月 日	計 画		完 成		事業中 延長 (m)
					幅員(m)	延長 (m)	延長(m)	率 (%)	
1	放射 9 号線	滝野川 6-1	滝野川 6-77	昭 21. 3. 26	40	770	770	100. 0	-
2	放射 10 号線	西ヶ原 1-56	岩淵町 24	昭 21. 3. 26	22. 2~ 35. 0	6, 850	4, 140	60. 4	430
3	放射 10 号線支 線 1	岩淵町 24	岩淵町 38	昭 41. 7. 30	25	390	390	100. 0	-
4	放射 11 号線	田端新町 1-7	田端新町 2-26	昭 21. 3. 26	25	300	300	100. 0	-
5	環状 5-1 号線	滝野川 7-49	滝野川 2-1	昭 21. 3. 26	27~35	1, 120	990	88. 4	0
6	環状 5-2 号線	王子 2-22	田端新町 1-28	昭 21. 3. 26	27~40	3, 450	500	14. 5	350
7	環状 7 号線	西が丘 3-1	神谷 3-2	昭 21. 3. 26	25~33	2, 320	1, 670	72. 0	0
8	環状 8 号線	赤羽 2-21	岩淵町 34	昭 21. 3. 26	25~30	1, 930	1, 930	100. 0	-
幹線街路計						17, 130	10, 690	62. 4	780
9	補助 73 号線	十条台 2-1	赤羽台 3-7	昭 21. 4. 25	15~30	3, 150	645	20. 5	640
10	補助 81 号線	西ヶ原 3-66	西ヶ原 1-29	昭 21. 4. 25	20	380	0	0. 0	0
11	補助 83 号線	滝野川 2-4	赤羽西 3-1	昭 21. 4. 25	20~30	2, 600	935	36. 0	730
12	補助 84 号線	王子本町 1-14	十条台 1-1	昭 21. 4. 25	20	1, 090	1, 090	100. 0	-
13	補助 85 号線	豊島 2-8	赤羽 3-9	昭 21. 4. 25	18~30	6, 040	4, 115	68. 1	380
14	補助 85 号線支 線 1	中十条 1-8	岸町 2-4	昭 59. 7. 16	12	300	300	100. 0	-
15	補助 86 号線	赤羽西 5-2	志茂 1-35	昭 21. 4. 25	20~23	2, 320	305	13. 1	0
16	補助 87 号線	上十条 3-13	上十条 3-14	昭 39. 2. 7	18	74	0	0. 0	74
17	補助 88 号線	王子 1-9	豊島 6-2	昭 21. 4. 25	20~30	1, 590	810	50. 9	780
18	補助 89 号線	東十条 1-1	赤羽 1-52	昭 39. 2. 7	20~30	2, 860	800	28. 0	0
19	補助 90 号線	堀船 3-32	堀船 3-31	昭 21. 4. 25	30	160	0	0. 0	0
20	補助 91 号線	上中里 1-47	堀船 3-9	昭 21. 4. 25	15~27	1, 520	0	0. 0	0
21	補助 92 号線	西ヶ原 1-25	田端 1-11	昭 21. 4. 25	20~22	1, 830	870	47. 5	400
22	補助 93 号線	田端 1-4	王子 5-5	昭 21. 4. 25	15~28	3, 130	3, 108	99. 3	22
23	補助 93 号線支 線 1	東田端 1-16	田端新町 2-8	昭 57. 3. 23	11	690	690	100. 0	-
24	補助 157 号線	赤羽西 1-7	浮間 2 - 32	昭 37. 7. 26	16~27	3, 060	3, 060	100. 0	-
25	補助 181 号線	西ヶ原 1-54	滝野川 1-71	昭 39. 2. 7	12	1, 530	1, 451	94. 8	79. 5

26	補助 240 号線	西が丘 3-9	西が丘 3-12	昭 41. 7. 30	15	350	350	100. 0	-
27	補助 241 号線	西が丘 3-9	西が丘 3-17	昭 41. 7. 30	15	400	400	100. 0	-
28	補助 242 号線	西が丘 2-9	西が丘 1-45	昭 41. 7. 30	15	750	750	100. 0	-
29	補助 243 号線	西が丘 3-17	赤羽西 5-1	昭 41. 7. 30	15	910	465	51. 1	0
30	補助 244 号線	赤羽北 3-24	桐ヶ丘 2-1	昭 41. 7. 30	15	1, 020	785	77. 0	0
31	補助 245 号線	赤羽西 6-15	赤羽北 2-20	昭 41. 7. 30	15~20	1, 300	210	16. 2	140
32	補助 246 号線	志茂 1-17	赤羽 2-62	昭 41. 7. 30	15	645	645	100. 0	-
補助街路計						37, 699	21, 783. 5	57. 8	3, 245. 5
33	板橋駅付近街路 2 号線	滝野川 7-3	滝野川 7-49	昭 24. 5. 10	15	690	690	100. 0	-
駅街路計						690	690	100. 0	0
34	北区画街路 1 号線	浮間 5-4	浮間 4-1	昭 56. 2. 10	12	920	920	100. 0	-
35	北区画街路 2 号線	滝野川 3-1	滝野川 4-1	昭 56. 2. 10	15	680	680	100. 0	-
36	北区画街路 3 号線	赤羽西 1-6	赤羽西 4-25	昭 62. 4. 16	15	420	190	45. 2	270
37	北区画街路 4 号線	赤羽西 1-15	赤羽西 1-7	昭 62. 4. 16	12	160	160	100. 0	-
38	北区画街路 5 号線	豊島 6-10	豊島 6-15	平 13. 1. 15	18~22	240	240	100. 0	-
39	北区画街路 6 号線	赤羽 1-14	赤羽 2-7	平 14. 3. 15	12~25	460	460	100. 0	-
40	北区画街路 7 号線	上十条 1	上十条 2	平 24. 10. 2	20	40	0	0. 0	-
区画街路計						2, 920	2, 650	90. 8	270
道路計						58, 439	35, 813. 5	61. 3	4, 295. 5
41	都市高速王子線	滝野川 6-77	堀船 2-13	昭 61. 3. 17	9. 2×2~ 24. 6	3, 100	0	0. 0	3, 100
42	〃 付属街路 1	滝野川 5-1	滝野川 3-11	昭 61. 3. 17	7. 5	60	60	100. 0	-
43	〃 付属街路 2	滝野川 5-1	滝野川 3-11	昭 61. 3. 17	7. 5	210	210	100. 0	-
44	〃 付属街路 3	王子 1-14	堀船 1-1	昭 61. 3. 17	10	500	138	27. 6	362
45	〃 王子第一ランプ	堀船 1-12	堀船 1-14	昭 61. 3. 17	6~12	590	0	0. 0	590
46	〃 王子第二ランプ	堀船 2-20	豊島 1-15	昭 61. 3. 17	6~12	1, 370	0	0. 0	1, 370
47	〃 板橋ランプ	滝野川 6-77	滝野川 5-41	昭 61. 3. 17	6	70	0	0. 0	70
都市高速道路計						5, 900	408	6. 9	5, 492

12. 避難路の図



13. 橋りょうの現況

平成26年4月現在

(区管理橋)

(単位：m)

番号	橋名	所在地	建設年度 (改修年度)	道路名 河川名	構造	橋長	幅員		備考
							有効幅員	車道幅員	
1	十条跨線橋	中十条2-10 東十条2-16	昭2.	北 1010号 京浜東北線	鋼橋	45.3	9.6	6.6	
2	童橋	田端1-20 " 2-12	昭8.	北 624号 都道458号線	"	19.5	2.0	0	自転車・歩行者専用橋
3	田端ふれあい橋	田端1-21 東田端1-16	昭10 平4.5	北 2004号 京浜東北線	"	135.0	13.0	0	歩行者専用橋
4	中里橋	中里3-1 " 1-33	昭29.8	北 62号 山手貨物線	"	18.0	5.0	5.0	
5	新河岸橋	浮間4-24 板橋区東坂下2-7	昭35.6 平21.4	北 1290号 新河岸川	"	91.0	12.0	8.0	
6	新堀橋	堀船3-1 " 3-5	昭39.3	北 1067号 石神井川	R C 橋	23.1	3.6	3.6	
7	滝野川橋	滝野川4-8 " 3-78	昭36.8	北 26号 石神井川	鋼橋	20.0	15.0	6.8	
8	新田橋	豊島7-33 足立区新田3-2	昭36.4	北 1269号 隅田川	"	114.0	9.0	6.0	
9	豊石橋	豊島2-12 堀船3-4	昭39.3	北 1034号 石神井川	P C 橋	27.4	6.0	6.0	
10	新柳橋	豊島2-11 堀船2-28	昭39.3	北 1263号 石神井川	"	21.5	5.0	5.0	
11	富士見橋	田端6-9 " 5-16	昭42.2	北 63号 山手線	鋼橋	15.0	11.5	8.5	
12	観音橋	滝野川4-15 " 5-54	昭49.1	北 26号 石神井川	"	20.3	8.5	5.5	
13	鎗溝橋	王子1-4 堀船1-2	—	北 1032号 石神井川	"	20.1	3.6	3.6	首都高工事中仮橋
14	紅葉橋	滝野川2-60 " 4-1	昭53.8	北 68号 石神井川	"	21.6	15.0	7.0	
15	岩淵橋	志茂5-45 岩淵町23	昭56.3	北 1963号 新河岸川	"	65.4	5.0	0	避難橋
16	車坂跨線橋	上中里2-23 " 1-27	昭58.5	北 66号 京浜東北線	"	63.7	9.60	6.75	
17	中の橋	赤羽北1-21	昭62.3	北 1287号 新河岸川	"	60.0	5.0	0	避難橋
18	森の下橋	岸町1-1	昭63.4	北 1313号 石神井川	R C 橋	7.4	2.7～ 5.2	2.7～ 5.2	
19	十条台橋	十条台1-1 " 2-1	昭和63.3	北 1964号 埼京線	P C 橋	26.0	19.0	11.0	
20	新河岸大橋	浮間5-3 板橋区東坂下1-2	昭和63.5	北 1291号 新河岸川	鋼橋	100.4	11.5	7.0	
21	東台橋	田端1-21 " 5-1	平4.3	北 4号 都道458号線	"	22.0	12.0	7.0	
22	新豊橋	豊島6-15 足立区新田3-34	平19.3	北 2025号 隅田川	"	105.0	21.2	9.0	足立区管理

(都管理橋)

番号	橋名	所在地	道路・河川名等
1	新荒川大橋	岩淵町41 川口市舟戸町	一般国道122号線 荒川・新河岸川
2	王子大橋	王子1-4	一般国道122号線 石神井川
3	浮間橋	浮間1-1 赤羽北2-28	特例都道447号線 新河岸川
4	富士見橋	中十条3-32 十条仲原3-1	主要地方道318号線 JR
5	平和橋	中十条4-1 東十条4-15	主要地方道318号線 JR
6	新神谷橋	神谷3-2 足立区新田2-2	主要地方道318号線 隅田川
7	豊島橋	豊島5-5 足立区宮城2-4	主要地方道307号線 隅田川
8	溝田橋	王子1-30 堀船1-13	主要地方道306号線 石神井川
9	新田端大橋	田端6-1 東田端1-15	特例都道458号線 JR
10	東橋	東十条5-1 東十条4-14	主要地方道318号線 区道立体交差
11	松栄橋	東十条5-2 東十条4-13	主要地方道318号線 区道立体交差
12	音無橋	王子本町1-1 滝野川2-4	特例都道455号線 石神井川
13	神谷陸橋	神谷3-47 神谷1-7	主要地方道318号線 一般国道122号線
14	南大橋	王子3-1 岸町2-4	特例都道455号線 JR
15	姥ヶ橋陸橋	板橋区清水町 上十条4	主要地方道318号線 特例都道455号線

(橋りょう集計)

(単位：橋)

区分	都管理橋	区管理橋	計
道路と交差する橋	4	2	6
鉄道と交差する橋	4	6	10
川と交差する橋	7	14	21
合計	15	22	37

14. 歩道橋の現況

平成26年4月現在

(区管理歩道橋)

(単位：m)

番号	橋名	所在地	建設年次	道路名 河川名	幅員	橋長
1	稲田小学校前	赤羽南2-3、赤羽南2-23	昭46.3	北1272号	1.5	17.0
2	上中里	上中里2-23	昭47.3	北65号	1.5	18.6
3	新柳橋	堀船2-28、豊島2-12	昭47.3	北1186号 石神井川	1.5	26.9
4	新堀橋	堀船3-1、堀船3-4	昭47.8	北1067号 石神井川	1.5	27.1
5	赤羽台団地	赤羽台1-6	平3.7	北2006号	3.0	12.1

(区管理跨線人道橋)

(単位：m)

番号	橋名	所在地	建設年次	鉄道線名	幅員	橋長
1	稲荷前跨線人道橋	岸町1-17、王子2-3	昭42.3	東北本線 京浜東北線	2.25	43.2
2	御坊坂跨線人道橋	西ヶ原2-7、栄町34	昭43.7 (昭58.)	東北本線 京浜東北線	2.25 1.5	83.5
3	車坂跨線人道橋	上中里2-23、上中里1-47	昭59.6	京浜東北線	3.0 1.2	69.0
4	東十条北口跨線 人道橋	東十条4-1、中十条3-16	昭6. (46.12)	東北本線 京浜東北線	4.83 5.03	90.9
5	地蔵坂跨線人道橋	中十条2-10、東十条2-16	昭60.3	東北本線 京浜東北線	2.25 4.0	62.9
6	上中里さわやか橋	上中里3-1、上中里2-35	平10.8	東北本線	2.53	33.9

(区管理地下道)

(単位：m)

番号	地下道	所在地	建設年次	鉄道線名	幅員	橋長
1	稲荷前地下道	岸町1-10、王子2-1	不明	東北本線 京浜東北線	2.7	75.0
2	広町地下道	栄町8、栄町21	昭58.12	東北本線	2.5	53.0
3	井頭地下道	岸町2-7、東十条1-17	昭61.3	東北本線 京浜東北線	2.5	55.1
4	清水坂地下道	中十条4-15、東十条5-11	平7.3 (平11.3)	東北本線 京浜東北線	2.5 ~5.0	174.7

(公園橋等)

(単位:m)

番号	橋名	所在地	建設年次	道路名・河川名	幅員	橋長
1	赤羽緑道パークブリッジ	赤羽台3-21先	平6.4	北1922号	3.0	18.0
2	谷津橋	滝野川4-33先	昭61.3	石神井川	2.5	30.0
3	松橋	王子本町1-5先	昭46	石神井川	5.8	21.6

(都管理歩道橋)

番号	橋名	所在地	道路名
1	岩淵	岩淵町37-38	一般国道122号線
2	本宿	岩淵3, 赤羽2-64	〃
3	宮堀第二号	神谷3-1, 神谷3-44	〃
4	宮堀第一号	神谷1-5, 神谷1-10	〃
5	王子五丁目	王子5-4, 王子5-20	〃
6	王子四丁目	王子4-24, 王子4-26	〃
7	尾長橋	王子2-18, 王子3-12	〃
8	王子駅前	王子1-4, 王子1-10	〃
9	飛鳥山公園	滝野川1-59, 滝野川2-1	〃
10	滝野川会館前	西ヶ原1-23, 西ヶ原1-27	特例都道455号線
11	溝田	豊島2-1, 豊島1-6	主要地方道306号線
12	堀船	堀船1-28, 堀船2-10	〃
13	田端新町三丁目	田端新町3-12, 田端新町3-35	〃
14	田端新町一丁目	田端新町1-28, 田端新町1-29	〃
15	上十条第二	上十条4-5, 上十条5-8	主要地方道318号線
16	十条	上十条5-2, 十条仲原2-15	〃
17	馬坂	中十条3-34, 中十条4-1	〃
18	平和橋東	東十条4-13, 東十条5-4	〃
19	神谷	神谷1-33, 神谷2-2	〃
20	中十条二丁目	中十条2-14, 中十条2-12	特例都道460号線
21	中十条一丁目	中十条1-5, 中十条1-7	特例都道455号線
22	王子本町	王子本町1-28, 王子本町2-23	〃
23	桐ヶ丘赤羽台	桐ヶ丘1-1, 赤羽台2-2	特例都道445号線
24	島下公園前	赤羽西6-10	特例都道455号線
25	稲赤	西が丘3-14, 西が丘3-15	〃
26	西が丘三丁目	西が丘3-4, 清水町5	〃
27	姥ヶ橋	西が丘3-1, 西が丘2-8	〃
28	上十条	上十条2-19, 上十条3-29	〃
29	豊島二丁目	豊島2-8, 豊島2-9	主要地方道307号線
30	滝野川馬場ふれあい	滝野川1-65, 滝野川2-6	一般国道122号線

(国管理歩道橋)

番号	橋名	所在地	道路名
1	滝野川6丁目	滝野川5-41 滝野川6-7	国道17号線

(JR管理跨線人道橋)

番号	橋名	所在地	鉄道線名
1	飛鳥山下	王子1-1	東北本線

(JR管理地下道)

番号	地下道	所在地	鉄道線名
1	尾久駅構内架道橋	昭和町1-7 上中里2-5	東北本線

(歩道橋集計(地下道及び公園橋等は除く))

	区管理 歩道橋	区管理 跨線人道橋	都管理 歩道橋	JR管理 跨線人道橋	計
道路と交差 する歩道橋	3	0	30	0	33
鉄道と交差 する歩道橋	0	6	0	1	7
川と交差 する歩道橋	2	0	0	0	2
計	5	6	30	1	42

15. 急傾斜地崩壊危険箇所一覽

町名等		町名等	
赤羽台	1-1	赤羽台	4-2
滝野川	2-59	赤羽台	3-13
赤羽台	1-7	赤羽台	3-14
滝野川	4-29	赤羽台	1-1
赤羽北	3-27	赤羽台	1-4
赤羽北	2-2	赤羽西	1-19
赤羽北	1-5	赤羽西	1-24
桐ヶ丘	2-11	赤羽西	1-23
赤羽台	3-21	赤羽西	4-4
赤羽西	2-13	赤羽西	3-10
赤羽西	2-25	十条仲原	4-2
赤羽西	2-22	十条仲原	4-6
赤羽西	3-25	十条仲原	4-20
赤羽西	3-19	赤羽西	3-18
十条仲原	4-11	中十条	3-35
西が丘	2-26	中十条	3-36
中十条	4-15	岸町	1-7
中十条	4-8	赤羽西	2-8
中十条	1-26	上十条	5-28
田端	6-4	西ヶ原	2-6
田端	1-18	西ヶ原	3-22
赤羽西	4-20	西ヶ原	2-2
岸町	1-15	上中里	1-37
岸町	2-6	上中里	1-8
十条仲原	4-16	田端	4-17
岸町	2-2	田端	1-21
中十条	4-4	田端	1-25
中十条	4-5	西が丘	2-2
西ヶ原	2-7	上十条	5-48

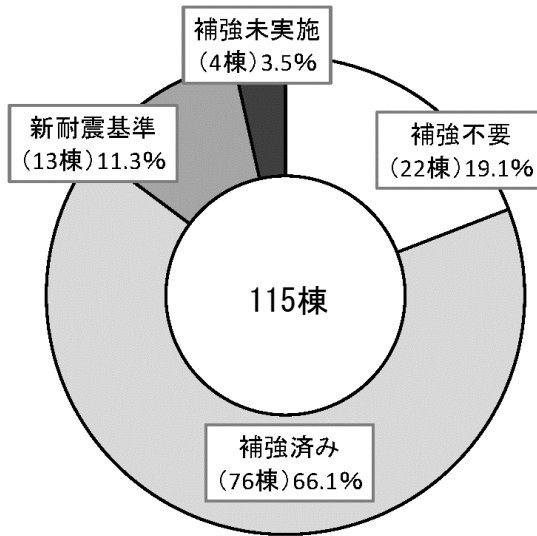
※平成24年度修正 東京都地域防災計画 震災編[別冊資料] 資料第36 急傾斜地崩壊危険箇所による

16. 急傾斜地崩壊危険区域一覽

平成26年3月末現在

地区名	所在地	指定面積	指定年月日
北区赤羽西二丁目地区	北区赤羽西二丁目地内	0.25ha	昭57.3.31
北区赤羽西三丁目地区	北区赤羽西三丁目地内	0.308ha	昭59.5.15
北区赤羽西四丁目地区	北区赤羽西四丁目地内	0.21ha	昭62.10.27
北区岸町二丁目地区	北区岸町二丁目、中十条一丁目地内	0.226ha	平元.2.17
北区赤羽西二丁目(2)地区	北区赤羽西二丁目地内	0.585ha	平3.3.26

17. 学校施設の耐震化状況



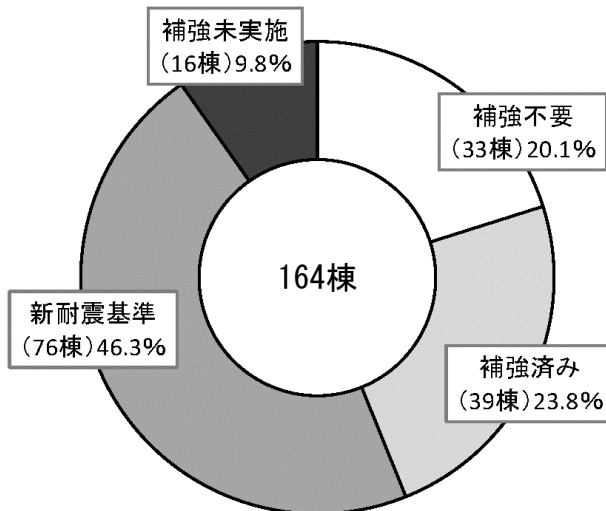
平成26年4月1日現在

(棟単位)[耐震化率 96.5%]

※閉校施設を含む

※校舎と体育館をそれぞれ1棟としてカウント(改築校については校舎と体育館をあわせて1棟としてカウントしている)

18. 庁舎等施設の耐震化状況



平成26年4月1日現在

(棟単位)[耐震化率 90.2%]

19. 住宅の耐震化の現状

平成20年度末の推計

住宅	構造	昭和56年 以前の住宅 (戸)	昭和57年 以降の住宅 (戸)	住宅合計 (戸)	耐震性を 満たす住宅 (戸)	耐震性が不 十分な住宅 (戸)	耐震化率 (平成18年度末)
		A	B	A+B=C	D		D/C
	木造	31,030	28,050	59,080	34,320	24,760	58.1%
	非木造	44,890	60,480	105,370	81,140	24,230	77.0%
	合計	75,920	88,530	164,450	115,470	48,980	70.2%

平成26年度末の推計

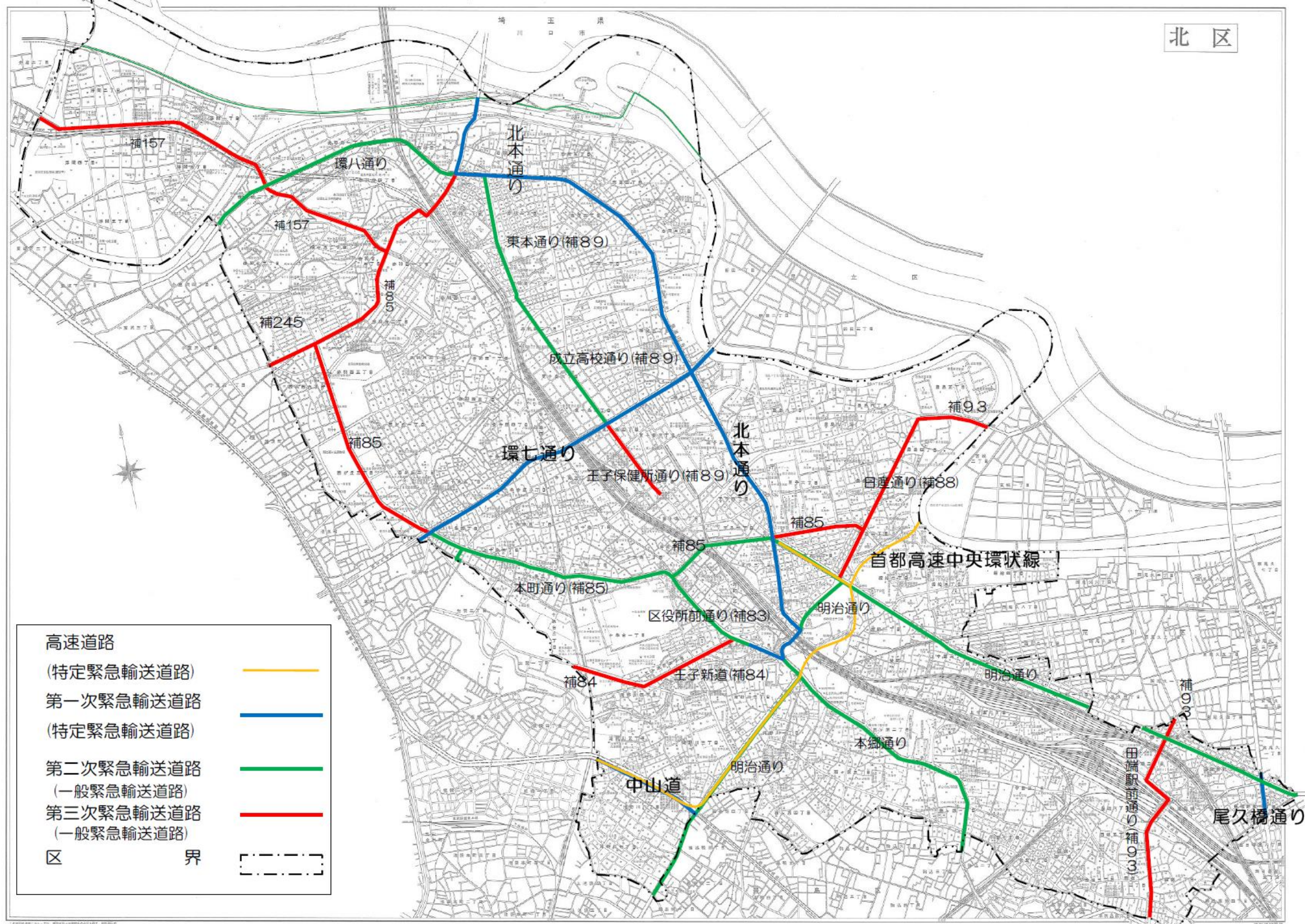
	住宅総数 A	耐震性を 満たす住宅 B	耐震性が 不十分な住宅	耐震化率 B/A
平成20年度末	164,450	115,470	48,980	70.2%
平成26年度末	176,030	137,760	38,270	78.3%

※平成20年度住宅・土地統計調査をもとに東京都の耐震化率の推計方法に準じて算定した推計値。

20. 民間特定建築物の耐震化の現状

種別	昭和56年 以前の 建築物 (棟)	昭和57年 以降の 建築物 (棟)	民間特定 建築物 合計 (棟)	耐震性を 満たす 建築物 (棟)	耐震性が 不十分な 建築物 (棟)	耐震化率 (平成18年度末)
	A	B	A+B=C	D		D/C
地震時に防災活動 の拠点となる建築物 (学校、病院等)	37	34	71	55	16	77.5%
要配慮者 が利用する建築物 (社会福祉施設等)	29	40	69	53	16	76.8%
不特定多数の者 が利用する建築物 (百貨店、ホテル、 劇場等)	30	70	100	84	16	84.0%
その他の建築物 (事務所、工場等)	331	712	1043	920	123	88.2%
合計	427	856	1,283	1,112	171	84.7%

21. 緊急輸送道路沿道図



22. 文化財一覽

平成26年4月現在

(国指定文化財一覽)

1	名称	区分		数	指定年月日	摘要
		史跡	—			
1	西ヶ原一里塚	史跡	—	—	T11.3.8	西ヶ原2-13-4先 国(文部科学省)・東京都所有
2	奥山峰石(喜蔵)	重要無形 文化財	工芸 技術	—	H7.5.31	
3	中里貝塚	史跡	—	—	H12.9.6	上中里2-2-19外 4,433.7m ² 北区所 有
4	旧渋沢家飛鳥山邸 (晩香廬・青淵文庫)	重要文化財	建造物	2	H17.12.27	西ヶ原2-16-1 財団法人渋沢栄一 記 念財団所有
5	旧古河氏庭園	名勝	—	—	H18.1.16	西ヶ原1-27-2・3 30,780.86m ² 国(財務省)所有 東京都(建設局) 財団法人大谷美術館(一部建物)管理 東京書籍株式会社所有
6	近代教科書関係資料 (教科書類・掛図・版木・ 版画)	重要文化財	歴史資 料	76,420	H21.7.10	

(国認定重要美術品)

1	名称	区分		数	指定年月日	摘要
		認定重要美術品	絵画			
1	額面著色鬼女図	認定重要美術品	絵画	1	S9.9	1

(国選定保存技術保持者)

1	名称	区分		数	選定年月日	摘要
		選定保存技術	甲冑修理			
1	小澤正実	選定保存技術	甲冑修理	—	H10.6.8	

(東京都指定文化財一覧)

	名 称	区 分		数	指定年月日	摘 要
1	西ヶ原貝塚	史跡	—	—	H11. 3. 3	西ヶ原3-5-12 (区立飛鳥中学校内) 5,733.94㎡ 北区所有 ○出土遺物の一部 王子1-1-3 (区立飛鳥山博物館) 北区所有
2	飛鳥山碑	有形文化財	古文書	—	H8. 3. 18	王子1-1-3 (区立飛鳥山公園内) 北区所有
3	多紀家墓所 附 金保氏墓5基	史跡	—	—	H23. 6. 9	上中里1-42-8 城官寺墓地内 宗教法人 城官寺所有 (土地) 個人所有 (墓石)
4	王子神社のイチョウ	天然記念物	—	—	S 14. 3	王子本町1-1-12 王子神社境内 宗教法人 王子神社所有
5	稲付城跡	旧跡	—	—	S 36. 1. 31	赤羽西1-21-17 静勝寺内 宗教法人 静勝寺所有
6	中里遺跡出土丸木舟	有形文化財	考古資料	1	H16. 3. 10	王子1-1-3北区飛鳥山博物館 (常設展示)
7	田端不動坂遺跡第17地 点第8号土坑出土遺物	有形文化財	考古資料	151	H18. 3. 16	王子1-1-3北区飛鳥山博物館 (一部常設展示)

(北区指定文化財一覽(無形民俗文化財は除く))

名 称	区 分	数	指定年月日	摘 要
1 御殿前遺跡	史跡	—	S 62. 4. 1	西ヶ原2-3-18・19・20・22 上中里 1-47-12 15,564.08㎡ 北区所有
2 紙本著色『若一王子縁起』絵巻(模本)	有形文化財	歴史資料	3 S 62. 12. 17	王子1-1-3 区立飛鳥山公園内 財団法人 紙の博物館所有
3 豊嶋村武藤家文書 附 複写資料55点	有形文化財	古文書	31 S 63. 11. 14	十条台1-2-5中央図書館(H20～予定) 北区教育委員会 受託管理(個人所有)
4 木造太田道灌坐像 附 厨子一基	有形文化財	歴史資料	1 H1. 1. 25	赤羽西1-21-17 宗教法人静勝寺所有
5 赤羽台第3号古墳石室	有形文化財	考古資料	1 H1. 1. 25	十条台1-2-1 区立中央公園内 中央公園文化センター脇
6 岩井家生活用具	有形民俗 文化財	—	215 H2. 2. 13	王子1-1-3北区飛鳥山博物館 (一部常設展示)
7 紙本著色平塚明神并別当城官寺縁起絵巻	有形文化財	歴史資料	3 H3. 2. 22	王子1-1-3北区飛鳥山博物館 北区教育委員会受託管理 (宗教法人 平塚神社所有)
8 平塚神社文書	有形文化財	古文書	77 H3. 8. 29	十条台1-2-5中央図書館(H20～予定) 北区教育委員会受託管理 (宗教法人平塚神社所有)
9 十条富士塚	有形民俗 文化財	—	1 H3. 11. 11	中十条2-14-18 宗教法人十条富士神社 伊藤元講管理
10 浮間村黒田家文書	有形文化財	古文書	46 H4. 3. 11	十条台1-2-5中央図書館(H20～予定) 北 区教育委員会受託管理(個人所有)
11 瀧野川村芦川家文書	有形文化財	古文書	120 H5. 1. 12	個人所有
12 静勝寺除地検地絵図・ 古文書	有形文化財	古文書	68 H5. 10. 25	赤羽西1-21-17 宗教法人静勝寺所有
13 王子村真壁家文書	有形文化財	古文書	121 H6. 4. 12	十条台1-2-5中央図書館(H20～予定) 北区所有
14 木造豊島清光坐像	有形文化財	歴史資料	1 H6. 11. 22	豊島7-31-7 宗教法人 清光寺所有
15 西蓮寺板碑群	有形文化財	歴史資料	11 H7. 7. 24	志茂4-30-4 宗教法人 西蓮寺所有
16 阿弥陀三尊来迎画像夜 念仏供養板碑	有形文化財	歴史資料	1 H8. 9. 24	王子1-1-3 北区飛鳥山博物館 北区教育委員会受託管理(個人所有)
17 豊島馬場遺跡出土 ガラス小玉鋳型	有形文化財	考古資料	10 H9. 9. 2	王子1-1-3北区飛鳥山博物館(常設展示)
18 赤紙仁王 (石造金剛力士立像)	有形民俗 文化財	—	2 H10. 4. 28	田端2-7-3 宗教法人 東覚寺所有
19 東谷戸遺跡出土土偶	有形文化財	考古資料	2 H10. 10. 13	王子1-1-3北区飛鳥山博物館(常設展示)

	名 称	区 分	数	指定年月日	摘 要	
20	東京書籍株式会社附設 教科書図書館 東書文 庫	有形文化財	建造物	1	H11. 3. 9	栄町48-22 (東京書籍株式会社附設教 科書図書館 東書文庫)
21	旧松澤家住宅 附 倉屋	有形文化財	建造物	1	H11. 3. 31	赤羽西5-2-34 赤羽自然観察公園内北 区ふるさと農家体験館 北区所有
22	七社神社前遺跡出土鉄 釧	有形文化財	考古資料	1	H11. 10. 4	王子1-1-3北区飛鳥山博物館 (常設展示)
23	田端西台通遺跡出土鉄 剣及びガラス小玉	有形文化財	考古資料	1・10	H12. 2. 8	王子1-1-3北区飛鳥山博物館 (常設展示)
24	王子村大岡家文書 附 典籍・絵画	有形文化財	古文書	744	H12. 4. 11	十条台1-2-5中央図書館 (H20~予定) 北区教育委員会受託管理 (個人所有)
25	木造阿弥陀如来坐像	有形文化財	彫刻	1	H13. 4. 10	志茂4-30-4 宗教法人 西蓮寺所有
26	中里遺跡出土縄文 土器	有形文化財	考古資料	137	H13. 4. 10	王子1-1-3北区飛鳥山博物館収蔵 (一部常設展示)
27	御殿前遺跡祭祀遺構出 土土器	有形文化財	考古資料	5	H14. 4. 9	王子1-1-3北区飛鳥山博物館 (常設展示)
28	近藤勇と新選組隊士供 養塔	有形文化財	歴史資料	1	H15. 12. 10	滝野川7-8-1 寿徳寺境外墓地 宗教法人 寿徳寺管理
29	七社神社前遺跡土坑群 出土資料	有形文化財	考古資料	106	H15. 12. 10	王子1-1-3北区飛鳥山博物館
30	滝野川村榎本家文書 附 民俗資料	有形文化財	古文書	437 70	H18. 4. 11	個人所有
31	田端富士三峰講祭祀具 附 関係文書	有形民俗 文化財	-	182	H21. 12. 9	田端富士三峰講 (所有・管理)
32	高木助一郎日記	有形文化財	古文書	49	H22. 12. 8	十条台1-2-5 中央図書館 (北区所有)

建物被災状況簡易チェックシート

営繕課作成
平成25年12月

はじめに

このシートは、大地震が発生した直後で、応急危険度判定が実施される前に、区有施設等を緊急で使用する場合に使用します。

目的は、建物が当面使用できる状況か否かを、簡易な方法で一般職員が行える判定用シートとして構成しています。

そのため、建物の安全性を保証するものではなく、当面の使用に耐えるであろうと想定する状況の確認を行うためのものです。

専門職員による応急危険度判定で判断されるまでは、危険箇所等がある場合も考えられますので、常に安全確認を行ってください。

調査方法

1. 職員が2名以上で調査を行ってください。その際、相互に安全に留意した行動をお願いします。
2. 調査方法は目視で行います。該当箇所があれば1か所でもチェックシを入れます。
3. 調査範囲は建物の外部と内部があります。外部調査で「要注意」「危険」と判定が出た場合は、内部には入らないで調査を終了してください。
4. 内部調査は、足元と頭上を特に気をつけて行ってください。天井の落下、床の崩落等が見られた場合は、近づかないでください。
5. 危険と思われる場所には、貼り紙などで立入禁止や、注意喚起を行うようにしてください。
6. このシートで「要注意」、「危険」と判定がでたときは、危険性が高いので、建物を使用しないでください。緊急で止むを得ない場合は、専門職員による判定を待って、使用するようにしてください。

		質 問	該 当 項 目
全 景	1	外観による判定	<input type="checkbox"/> ① 一見して建物全体が倒壊している <input type="checkbox"/> ② 一見して建物の一部の階が全部倒壊している
	2	隣接する建物が傾き、区有施設の建物に倒れ込む危険性がありますか？	<input type="checkbox"/> ① いいえ <input type="checkbox"/> ② 傾いている感じがする <input type="checkbox"/> ③ 倒れ込みそうである
施 設 周 辺	3	建物周辺に地すべり、がけ崩れ、地割れ、噴砂、液状化、地盤沈下などが生じましたか？	<input type="checkbox"/> ① いいえ <input type="checkbox"/> ② 生じた <input type="checkbox"/> ③ ひどく生じた
	4	区有施設の建物が沈下しましたか？ 若しくは、建物周辺の地面が沈下しましたか？	<input type="checkbox"/> ① いいえ <input type="checkbox"/> ② 生じた <input type="checkbox"/> ③ ひどく生じた
施 設 外 部	5	建物が傾斜しましたか？	<input type="checkbox"/> ① いいえ <input type="checkbox"/> ② 傾斜している感じがする <input type="checkbox"/> ③ 明らかに傾斜した
	6	建物の外壁が壊れましたか？	<input type="checkbox"/> ① 壁面にわずかに割れ目が生じている、壊れていない場合も含む <input type="checkbox"/> ② わずかな落下や目地にすれが生じた <input type="checkbox"/> ③ 壊れて部分的あるいは大きく落下している壁面全体に亀裂が生じた
	7	建物外部の柱や壁にひび割れがありますか？	<input type="checkbox"/> ① ないか、髪の毛ほどのひび割れがある <input type="checkbox"/> ② 比較的大きなひび割れが入っている <input type="checkbox"/> ③ 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
	8	外壁タイルやモルタル等が落下しましたか？	<input type="checkbox"/> ① いいえ <input type="checkbox"/> ② 落下しかけている、落下している
	9	窓ガラスが破損しましたか？	<input type="checkbox"/> ① いいえ <input type="checkbox"/> ② ガラスの割れた窓がある <input type="checkbox"/> ③ ガラスが割れ、窓枠も曲がった窓がある

外部からの判定

①	②	③

ここまでの調査の判定結果を左の集計表に記入してください。
 判定に「②」又は「③」の該当項目があった場合は、施設内部に入ってチェックする必要はなく、質問10から15までの、施設内部についての点検は必要ありません。
 施設内部には入らず、総合判定に進んでください。

	質 問	該 当 項 目
施設内部	10 建物内部の床が壊れましたか？	<input type="checkbox"/> ① いいえ <input type="checkbox"/> ② 少し傾いている、下がっている <input type="checkbox"/> ③ 大きく傾いている、下がっている
	11 建物内部の柱、壁が壊れましたか？	<input type="checkbox"/> ① ないか、髪の毛ほどのひび割れがある <input type="checkbox"/> ② 比較的大きなひび割れが入っている <input type="checkbox"/> ③ 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
	12 建具やドアが壊れましたか？	<input type="checkbox"/> ① いいえ <input type="checkbox"/> ② 建具、ドアが動かない <input type="checkbox"/> ③ 建具、ドアが壊れた
	13 防火シャッターが閉じていますか？	<input type="checkbox"/> ① いいえ <input type="checkbox"/> ② シャッターは閉じているが、通ることはできる <input type="checkbox"/> ③ シャッターは閉じかつ壊れている、通ることはできない
	14 非常階段は通れますか？	<input type="checkbox"/> ① はい <input type="checkbox"/> ② 落下物が散乱しているが、通れる <input type="checkbox"/> ③ 落下物で通行できない
	15 天井、照明器具などが落下しましたか？	<input type="checkbox"/> ① いいえ <input type="checkbox"/> ② 落下しかけている <input type="checkbox"/> ③ 落下した

総合判定

①	②	③

- 「③」の答えが一つでもある場合は「危険」です。施設内部には立ち入らないでください。災害対策本部に連絡してください。
- 「②」の答えが一つでもある場合は「要注意」です。施設内部には立ち入るのは控えてください。災害対策本部に連絡してください。
- 「①」のみの場合でも、危険性のある個所等がある場合も考えられますので常に注意して施設を使用してください。

- 余震により被害が進んだと思われる場合は、再度簡易チェックシートで被災状況を点検してください。
- この簡易チェックシートによる判断は、あくまで臨時的なものであり、災害対策本部へ連絡し、できるだけ早く応急危険度判定員による判定を受けてください。

24. 消防水利の現況(北区内)

平成26年4月現在

区分	個数	区分	個数
公設消火栓	2989	防火水槽 (100 t 以上)	77
工業用消火栓	76	受水槽	117
私設消火栓	41	貯水池・河川	48
防火水槽 (40 t 未満)	23	プール	79
防火水槽 (40 t 以上)	616		

※なお、下水処理水も消防水利として活用されている。

25. 区内における「高圧ガス保安法」等に基づく事業者の現況

平成26年4月現在

高圧ガス保安法											液化石油ガスの保安等に対する法律 (販売所)		
第1種製造所			第2種製造所			販 売 所			貯蔵所	特定消費者		計	
一般	LPG	冷凍	一般	LPG	冷凍	一般	LPG	冷凍					
4	5	6	1	3	0	156	49	15	172	16	0	436	14

26. 毒物・劇物取扱い事業者

平成26年4月現在

業種	製造業	輸入業	販売業			業務上取扱者			合 計
			一般	農業用	特定	電気メッキ	金属熱処理	運送	
件数	11	12	147	3	7	12	1	2	195

27. 区内における「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づく放射線取扱い事業者の現況

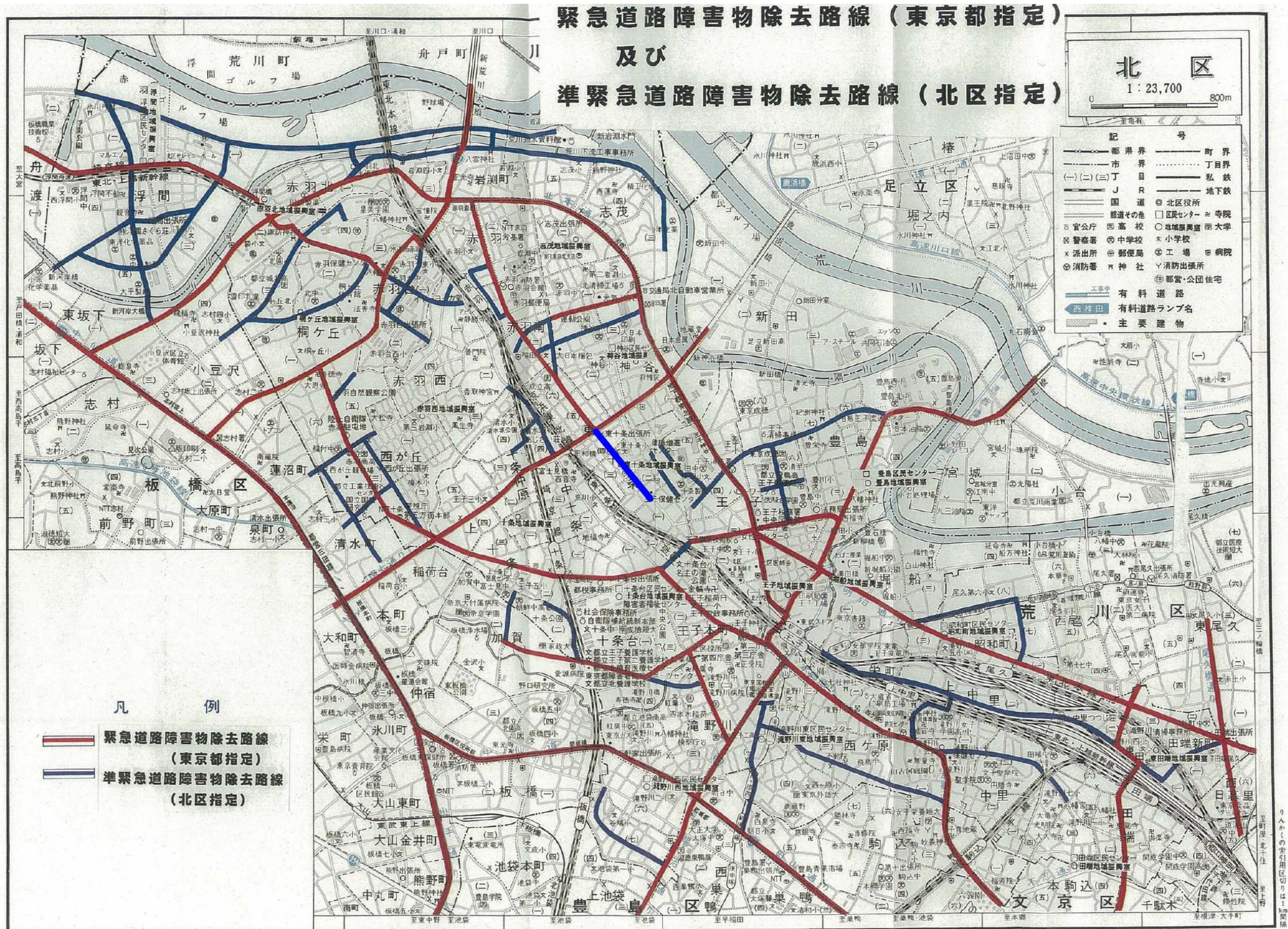
平成26年4月現在

分類	研究	医療	民間	その他	合 計
事業者数	1	1	12	2	16

28. 東日本旅客鉄道(株)施設・駅舎等の現況

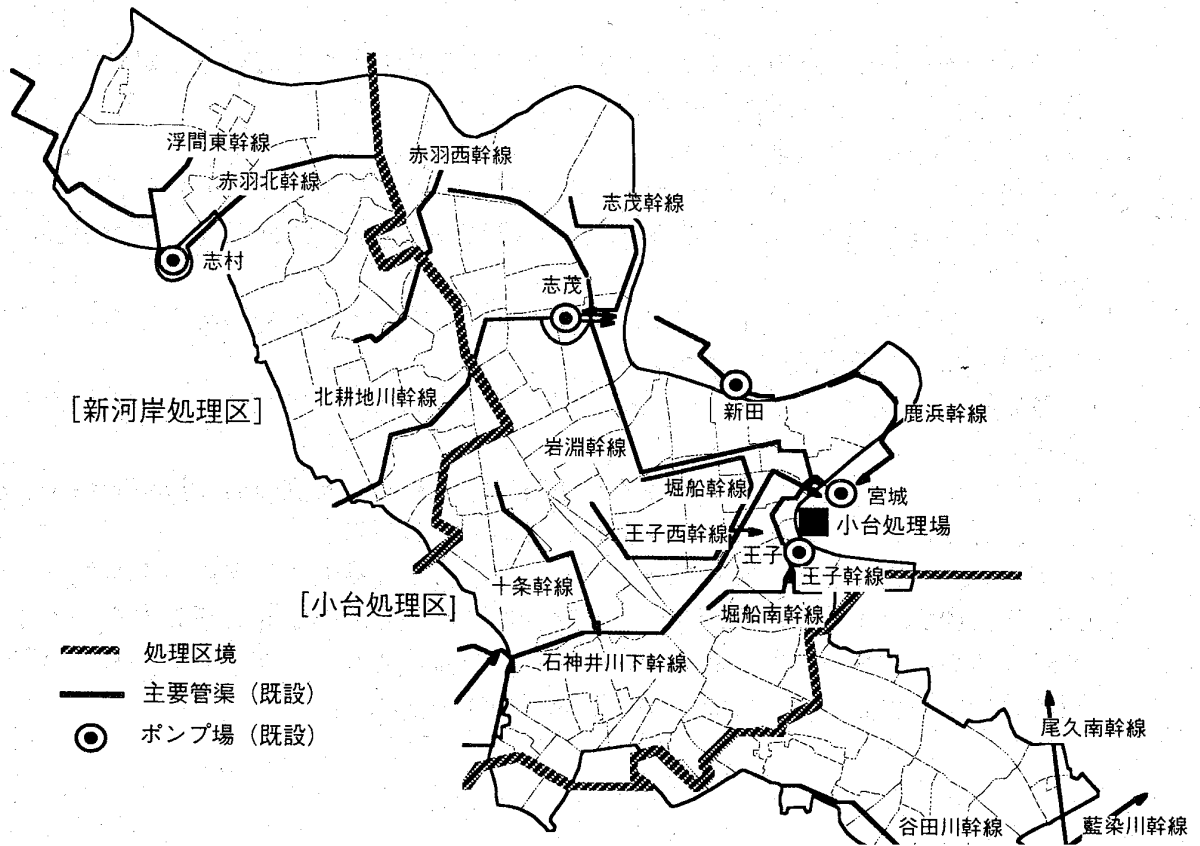
平成26年4月現在

駅名	構造	所在地
田端	鉄筋造3階建	北区東田端1-17-1
尾久	鉄骨造2階建	北区昭和町1-2-16
上中里	鉄骨造2階建	北区上中里1-47-32
王子	鉄骨造2階建	北区王子1-3-23
東十条	鉄骨造平屋	北区東十条3-18-51
赤羽	SRC構造	北区赤羽1-1-1
十条	鉄骨造平屋	北区上十条1-12-10
北赤羽	鉄筋コンクリート造平屋	北区赤羽北2-26-1
浮間舟渡	鉄筋コンクリート造平屋	北区浮間4-32-20



30. 対象処理施設配置図

平成26年4月現在



31. 災害時臨時離着陸場候補地

平成26年4月現在

名称	所在地	管理者	着陸展開面 (M) × (M)	確認	着陸可能 機種	避難場所 等の指定	備考
区立桐ヶ丘 中学校グラ ランド	北区桐ヶ丘 2-6-11	区	75×100	東京消防庁	全機種	避難所	
				陸上自衛隊	中型		
都立桐ヶ丘 高等学校グラ ランド	北区赤羽北 3-5-22	都	75×100	陸上自衛隊	中型		
中央公園グ ランド	北区十条台 1-2-1	区	100×50	東京消防庁	全機種	避難場所 物資集積 所予定地	
				警視庁	全機種		
				陸上自衛隊	中型		
区立十条富 士見中学校 グラランド	北区十条台 1-9-33	区	120×100	東京消防庁	全機種	避難所	
				警視庁	全機種		
				陸上自衛隊	中型		

32. ヘリコプター発着場基準および表示要領

区分	条件	標 準
発着基準	OH-6D (小型機)	
	UH-1H(J) (中型機)	
	UH-60J (中型機)	
	CH-47 (大型機)	
表示要領	<p>1 着 陸 点：着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径4m以上の円を描き、中央にHと記す。</p> <p>2 風向指示器：着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹き流し、又は旗を立てる</p> <p>(1)布製</p> <p>(2)風速25m/秒に耐えられる強度</p>	

※平成26年度修正 東京都地域防災計画 震災編[別冊資料] 資料第98 ヘリコプター発着場基準及び表示要領（自衛隊） による

33. ヘリサイン表示施設一覧

平成26年4月現在

	施設名	所在地	備考
1	十条富士見中学校	十条台1-9-33	
2	田端中学校	田端6-9-1	
3	滝野川紅葉中学校	滝野川5-55-8	
4	赤羽岩淵中学校	志茂1-19-14	

※今後、学校等の公共施設の改築改修にあわせ順次整備に取り組む。

34. 九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申し合わせ事項

九都県市は、構成する都県市が公共建築物の屋上等へ施設名の表示（以下「ヘリサイン」という。）に共同して取り組んでいくものとし、その利用上の利便性を高めるため、ヘリサインを表示する場合の表示方法等を以下のとおりとすることを申し合わせる。

1 目的

当該都県市が所管する公共建築物の屋上等にヘリサインを表示することにより、災害時にヘリコプターからの識別を容易にし、被害状況の把握や救助・救急活動、緊急輸送活動等の迅速化に資することを目的とする。

2 表示対象建築物

ヘリサイン表示の対象となる公共建築物は、当該都県市が所管する公立学校、災害時に医療活動の拠点となる公立病院等の公立施設の中から、表示スペースの有無及び災害対策上の有効性等を考慮して選定する。

3 表示方法

ヘリサインの表示方法は、原則として次のとおりとする。

なお、当該都県市の実情に応じて、仕様を付加することは防げない。

- (1) ヘリサインには、対象建築物の名称またはその略称を用いるものとする。
- (2) 表示場所は、対象建築物の屋上等とする。
- (3) 文字は、漢字、ひらがな、またはカタカナ等を使用し、横書きとする。
- (4) 一文字の大きさは、縦4メートル、横4メートル程度とし、文字の間隔は1メートル程度とする。

(5) 文字の色は、白色、オレンジ色または黄色等の明るい色を用いるものとする。

平成14年4月25日
七都縣市首脳会議防災対策委員会決定

追補

平成19年4月24日
八都縣市首脳会議防災・危機管理対策委員会決定

平成22年4月1日
九都縣市首脳会議防災・危機管理対策委員会決定

35. 自衛隊 部隊名称・住所(駐屯地名等)

平成26年4月現在

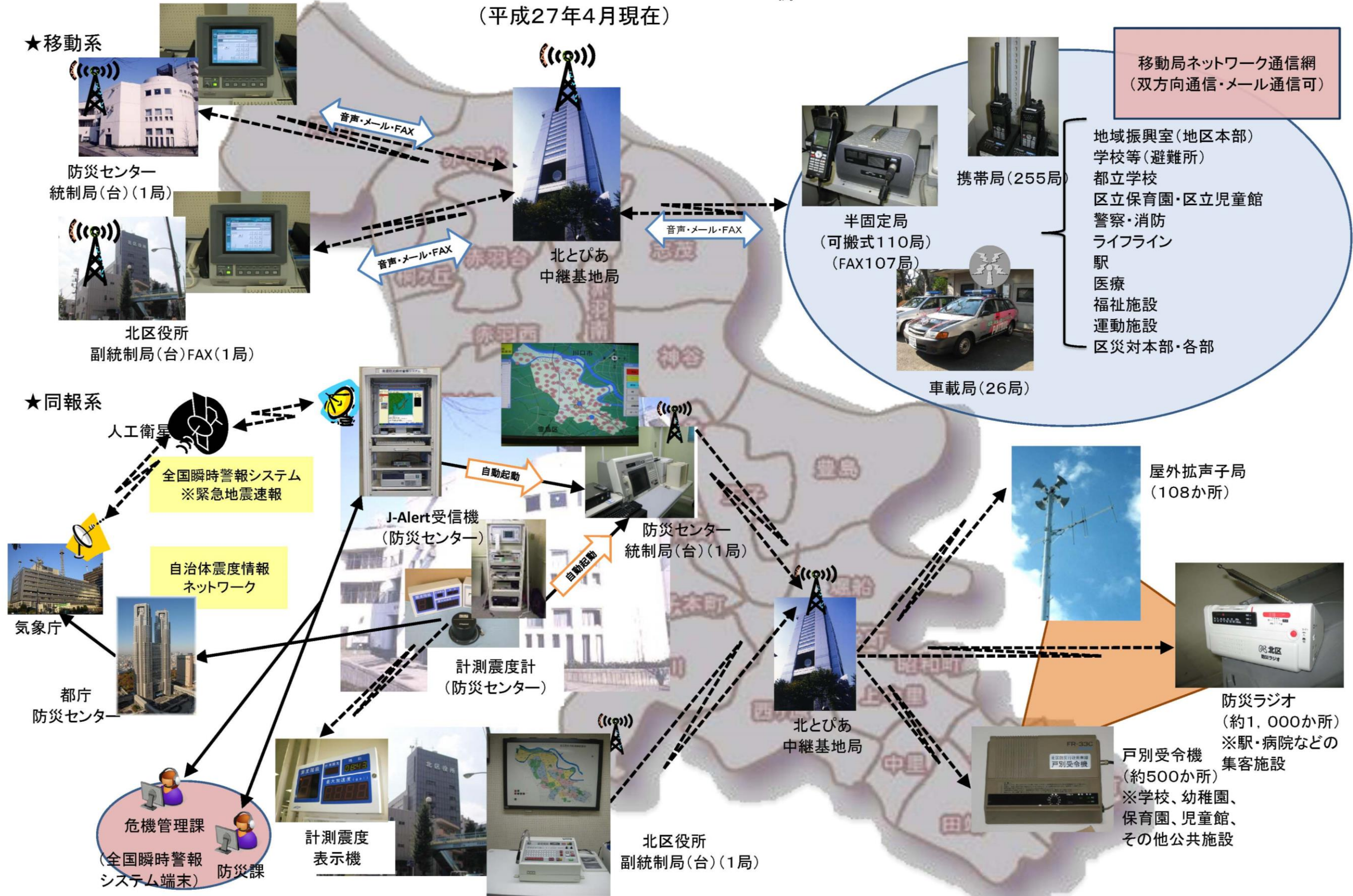
	連絡責任者	
	時間内	時間外
陸上自衛隊 第一師団司令部 〒179-8523 練馬区北町4-1-1	第3部長又は防衛班長 (3933)1161内線238~9	司令部当直長 (3933)1161 内線702・703
陸上自衛隊 補給統制本部 〒114-8564 北区十条台1-5-70	企画課防衛班 (3908)5121内線3726~8	駐屯地当直司令 (3908)5121 内線3302

(上記災害状況の通知先は、原則として第1師団司令部に対して行うが、通信途絶等の状況によっては補給統制本部に通報し、第1師団司令部への連絡を要請する。)

北区防災行政無線 総合防災情報通信システム 概略図

(平成27年4月現在)

凡例 ←---無線---> 無線 ・ →有線・LAN



37. 被害の認定基準

平成26年4月現在

人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。	
	負傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のある者。負傷者のうち、「重傷者」とは1ヵ月以上の治療の見込みの者、「軽傷者」とは、1ヵ月未満で治療できる見込みの者。	
住家等の被害			
住家	人が起居できる設備のある建物、または現に人が居住のために使用している建物をいう。なお、土蔵小屋等であっても現実に人が居住しているときは住家とみなす。		
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位。	
	棟	一つの独立した建物。	
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち住家全部が焼失、倒壊、流失、埋没したもの、または損壊が甚だしく、補修による再使用が困難で、具体的には、その損壊程度がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。	
	半壊 (大規模半壊)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通り再使用ができる程度で、具体的には、その損壊程度がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。また、半壊のうち住家の損害割合が40%以上50%未満で「構造耐力上主要な部分の補修」が必要な場合は大規模半壊とする。	
	一部損壊	住家の損壊度が、半壊に達しない程度のもの。	
	床上浸水	全壊または半壊には該当しないが、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。	
	床下浸水	住家が床上浸水に達しない程度のもの。	
非住家	官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等及び土蔵、倉庫、車庫、納屋等の住家以外の建物をいう。		
	非住家被害	非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたもの。	
その他の被害	道路	決壊	高速自動車道、一般国道、都道及び区道が決壊し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。
		一部損壊	道路の一部が損壊し、道路の決壊にいたらない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
	橋りょう	流失	区道以上の道路に架設した橋が一部または全部流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害を受けたもの。
		一部損壊	道路に架設した橋の一部が損壊し、橋りょうの流失に至らない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
	堤防	決壊	河川の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が、決壊した程度に被害を受けたもの。
		一部損壊	堤防決壊にいたらない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
	被害船舶	櫓(ろ)及び櫓(かい)のみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。	
り災者	り災者世帯	災害によって何等かの被害を受けた世帯。	
	り災者	り災世帯の構成員をいう。	

38. 東京都、北区の防災行政無線の詳細情報

平成27年4月現在

(北区地域防災行政無線 (同報系・多重))

区役所・防災センター・北とぴあの同報系無線システムを繋げているシステムです。

所属	識別信号	出力	周波数	設置先	通信内容
北区	ぼうさいきた だい2	0.0004w	40 GHz	区役所	3施設を繋げている
北区	ぼうさいきたく	0.0001w	12 GHz	防災センター	3施設を繋げている
北区	ぼうさい ほくとぴあ	0.0001w 0.0004w	12 GHz 40 GHz	北とぴあ	3施設を繋げている

(北区地域防災行政無線 (移動系・多重))

区役所・防災センター・北とぴあの移動系無線システムを繋げているシステムです。

所属	識別信号	出力	周波数	設置先	通信内容
北区	ぼうさいきたく やくしよ	0.005w	18 GHz	区役所	3施設を繋げている
北区	ぼうさいきたく ぼうさいせんた ー	0.005w	18 GHz	防災センター	3施設を繋げている
北区	ぼうさいきたく ほくとぴあ	0.005w	18 GHz	北とぴあ	3施設を繋げている

(北区地域防災行政無線 (同報系))

区内108ヶ所の拡声子局 (屋外スピーカー) による、同報系周知システムです (デジタル、アナログ併用)。

所属	識別信号 種別	周波数	設置先	通信範囲
北区	ぼうさいきたく 固定局	60MHz帯	北とぴあ	区内拡声子局 (屋外スピーカー)
北区	拡声子局 (107局)	60MHz	一覧表参照	—

(同報無線戸別受令機・防災ラジオ配置先)

同報系周知システムを補完する音声告知端末の配置状況です。

配備先	配備先
区立保育園・幼稚園・小・中学校	町会・自治会
私立保育園・幼稚園・中学校	地域振興室ほか区立施設
都立養護・療育施設	区議会議員
区内高齢者施設	その他区内防災関係機関 (警察・消防等)

(拡声子局 (屋外スピーカー) 設置場所 一覧表)

No	局名	住所	No	局名	住所
1	都立浮間公園	浮間 2-30	31	岩淵小学校	岩淵町 6-6
2	浮間中学校	浮間 4-29-32	32	志茂子ども交流館	志茂 5-18-3
3	浮間区民センター	浮間 2-10-2	33	志茂保育園	志茂 3-41-5
4	浮間北公園	浮間 1-11-11	34	赤羽小学校	赤羽 1-24-6
5	都営浮間一丁目団地	浮間 1-1-3	35	旧赤羽中学校	志茂 1-19-14
6	浮間小学校	浮間 3-4-27	36	志茂地域振興室	志茂 2-30-12
7	浮間つり堀公園	浮間 5-4-19	37	赤羽岩淵中学校	赤羽 2-6-18
8	赤羽北二丁目児童遊園	赤羽北 2-34-6	38	なでしこ小学校	志茂 1-34-17
9	旧赤羽北地域振興	赤羽北 1-20-2	39	志茂東公園	志茂 3-46-8
10	旧北園小学校	赤羽北 3-6-1	40	神谷三丁目児童遊園	神谷 3-16-18
11	赤羽台四丁目団地	赤羽台 4-16	41	神谷中学校	神谷 2-46-13
12	八幡小学校	赤羽台 3-18-5	42	稲田小学校	赤羽南 2-23-24
13	赤羽台つばみ保育園	赤羽台 1-1-13	43	東十条五丁目児童遊園	東十条 5-13-2
14	桐ヶ丘中学校	桐ヶ丘 2-6-11	44	神谷ホーム	神谷 2-3-8
15	袋町公園	赤羽北 3-11-10	45	十条仲原一丁目児童遊園	十条 仲原 1-21-10
16	桐ヶ丘郷小学校	桐ヶ丘 1-10-23	46	上十条児童館	上十条 3-24-8
17	稲付遊び場	赤羽西 1-24-24	47	王子第五小学校	上十条 2-18-17
18	赤羽台西小学校	赤羽台 2-1-34	48	荒川小学校	中十条 3-1-6
19	鶴ヶ丘児童遊園	赤羽西 4-6-5	49	十条富士見中学校	十条台 1-9-33
20	住宅局赤羽西六丁目公園	赤羽西 6-8-1	50	十条台小学校	中十条 1-5-6
21	稲付中学校	赤羽西 6-1-4	51	王子第二小学校	王子本町 2-2-5
22	第三岩淵小学校	西が丘 1-12-14	52	北区役所	王子本町 1-15-22
23	稲付公園	赤羽西 3-19-5	53	中央公園文化センター	十条台 1-2-1
24	清水小学校	十条 仲原 4-5-17	54	宮堀児童遊園	神谷 1-6-21 先
25	梅木小学校	西が丘 2-21-15	55	豊島八丁目児童遊園	豊島 8-33-11
26	稲付西山公園	西が丘 3-10-3	56	UR 豊島五丁目団地	豊島 5-5-6
27	北ノ台スポーツ多目的広場	上十条 5-14-4	57	東十条小学校	東十条 3-14-23
28	王子第三小学校	上十条 5-2-3	58	UR 王子五丁目団地	王子 5-2-6
29	新荒川大橋交差点	岩淵町 41-2	59	王子第一小学校	王子 5-14-18
30	第四岩淵小学校	赤羽 3-24-23	60	豊島保育園	豊島 7-17-8

(拡声子局 (屋外スピーカー) 設置場所 一覧表)

No	局名	住所	No	局名	住所
61	北区保健所	東十条 2-7-3	91	堀船二丁目 (路上)	堀船 2-18
62	旧清至中学校	王子 6-7-3	92	堀船小学校	堀船 2-11-9
63	豊島四丁目児童遊園	豊島 4-17-9	93	栄町児童館	栄町 33-3
64	豊島区民センター	豊島 3-27-22	94	栄町南児童公園	栄町 7-12
65	王子東児童館	王子 6-2-60	95	滝野川第五小学校	昭和町 3-3-12
66	王子桜中学校	王子 2-7-1	96	昭和町児童室	昭和町 2-7-2
67	柳田小学校	豊島 2-11-20	97	上中里二丁目児童遊園	上中里 2-13-15
68	柳田公園	王子 1-20-1	98	滝野川第四小学校	東田端 2-5-23
69	飛鳥山展望台	王子 1-1-3	99	旧新町中学校	田端新町 2-27-5
70	飛鳥山公園	王子 1-1-3	100	田端新町南むつみ公園	田端新町 1-5-13
71	滝野川第三小学校	滝野川 1-12-27	101	赤羽会館管理事務所	赤羽南 1-13-1
72	紅葉小学校	滝野川 3-72-1	102	滝野川信用金庫本店	田端新町 3-25-2
73	滝野川第六小学校	滝野川 5-44-15	103	浮間五丁目	浮間 5-6
74	滝野川馬場児童遊園	滝野川 2-30-29	104	星美学園	赤羽台 4-2-14
75	滝野川東区民センター	滝野川 1-46-7	105	田端区民センター	田端 3-16-2
76	滝野川第二小学校	滝野川 6-19-4	106	中里児童館	中里 3-11-18
77	谷端小学校	滝野川 7-12-17	107	堀船一丁目 (路上)	堀船 1-5
78	南谷端公園	滝野川 7-42-1	108	豊川小学校	豊島 3-10-23
79	西ヶ原小学校	西ヶ原 4-19-21			
80	飛鳥中学校	西ヶ原 3-5-12			
81	滝野川会館管理事務所	西ヶ原 1-23-3			
82	旧古河庭園児童遊園	西ヶ原 1-27-3			
83	西中里公園	中里 2-15-1			
84	田端中学校	田端 6-9-1			
85	東中里公園	中里 1-12-2			
86	田端小学校	田端 5-4-1			
87	区立童橋公園	田端 5-1-5			
88	堀船中学校	堀船 2-23-20			
89	白山堀公園	堀船 3-11-17			
90	堀船四丁目児童遊園	堀船 4-4-21			

39. 北区内の救急病院

平成26年4月現在

(王子消防署管内)

病院名	所在地	診療科目	病床数	電話番号
貴友会王子病院	王子2-14-13	内・外・整・脳・呼・循・消・放・皮ひ・婦・麻・眼・リハ・耳	—129床	3912-6611
岸病院	上十条2-21-1	外・整・脳・循・消	— 66床	3908-2103
王子生協病院	豊島3-4-15	内・外・整・小・皮・ひ・神内・呼・消・循・肛・歯・小歯・リハ	—158床	3912-2201

(赤羽消防署管内)

病院名	所在地	診療科目	病床数	電話番号
赤羽中央病院	赤羽南2-5-12	内・外・整・脳・循・小・放・皮・ひ・胃・リハ	—150床	3902-0348
神谷病院	神谷1-27-14	内・外・整・リハ・泌尿	— 60床 療 20床	3914-5535
浮間中央病院	赤羽北2-21-19	内・外・整・リハ	— 95床	3907-8711
北部セントラル病院	赤羽1-38-5	内・外・整・脳・リハ・神内	— 28床 療 45床	3902-2131
赤羽岩淵病院	赤羽2-64-13	内・循・外・整・耳	— 50床	3901-2221
東京北医療センター	赤羽台4-17-56	内・小児・外・整・脳・皮・泌尿・産・婦・眼・耳・リハ・放・麻・病理診断	—280床	5963-3311

(滝野川消防署管内)

病院名	所在地	診療科目	病床数	電話番号
花と森の東京病院	西ヶ原2-3-6	内・外・整・脳・麻・耳・眼・婦・泌尿・皮	—134床	3910-1151

※ 一；一般病床 療；療養病床

※ 二次救急医療機関 貴友会王子病院（内・外）、岸病院（内・外）、赤羽中央病院（内・外）、王子生協病院（内）、東京北医療センター（内・外・小・婦）

40. 「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」より 一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について

- 1 対象となる企業等
国、都、区市町村等の官公庁も含む全ての事業者
- 2 対象となる従業員等
雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員
- 3 3日分の備蓄量の目安
水については、1人当たり1日3リットル、計9リットルとする。
主食については、1人当たり1日3食、計9食とする。
毛布については、1人当たり1枚とする。
その他の品目については、物資ごとに必要量を算定する。
- 4 備蓄品目の例示
 - (1) 水 : ペットボトル入り飲料水
 - (2) 主食 : アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺
※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。
 - (3) その他の物資（特に必要性が高いもの）
 - ・毛布やそれに類する保温シート
 - ・簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）
 - ・敷物（ビニールシート等）
 - ・携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
 - ・救急医療薬品類

(備考)

- 1 上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味して、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。
(例) 非常用発電機、燃料、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図
- 2 企業等だけでなく、従業員自らも備蓄に努める。
(例) 非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

41. 「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」より一時滞在施設の考え方

(1) 背景

首都直下地震等発生時において、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がないことが想定されている。そのため、このような帰宅困難者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設をできるだけ多く確保するとともに、災害時における運営方法をあらかじめ明確にしていく必要がある。

(2) 用語の定義

ア 帰宅困難者

地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）

イ 一時滞在施設

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設

ウ 災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設

エ 避難所

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するため区市町村が開設する施設

オ 施設管理者

一時滞在施設として提供する施設を所有・管理する事業者等

カ 施設滞在者

一時滞在施設内に滞在している帰宅困難者等

(3) 対象施設

一時滞在施設の対象となる施設は、帰宅困難者等を一時的に受け入れることについて、都県や市区町村の指定を受けるか、協定を締結した施設とする。

例えば、集会場、庁舎やオフィスビルのエントランスホール、ホテルの宴会場、学校等が想定される。

一時滞在施設として使用する施設については、当該施設が発災時において担うべき役割、立地条件や施設ごとの特徴を踏まえるとともに、施設の安全性の観点から、昭和56年の新耐震基準を満たした建物（耐震改修により同基準を満たした建物を含む。）であることが必要である。

(4) 開設基準

ア 一時滞在施設は、受け入れた帰宅困難者が安全に帰宅開始できるまで、最長で発災後3日間の運営を標準とする。

イ 帰宅困難者の受入は、床面積当たり3.3 m²につき2人の収容を目安とする。

(5) 施設管理者の役割

施設管理者は、災害発生時の状況に応じて、可能な範囲で以下の支援を行う。

また、必要に応じて受入者へ施設運営の協力を要請する。

ア 施設の安全を確認した後、帰宅困難者を速やかに受け入れる。

イ 水や食料、ブランケットなどの支援物資を配布する。

ウ トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行う。

エ 周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況などの情報収集及び受入者に対する情報提供を行う。

(6) 要配慮者への対応

施設管理者は、区市町村や関係機関とも連携し、要配慮者に特に配慮する。

ア 高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、通学の小中学生等

待機スペースの一部を優先スペースにすることや具体的な避難誘導方法を検討する。あわせて、障害者については必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用やユニバーサルデザインの掲示物の活用などが考えられ、今後、関係機関とも連携しながら検討する。

イ 外国人

誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応なども実施する。

42. 「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」より一時滞在施設の運営

平常時

(1) 運営計画の作成

施設管理者は、帰宅困難者等の受入れに係る運営計画又は防災計画をあらかじめ作成しておく。

その際、可能であれば、他の一時滞在施設等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者対策の取組への参加等についても運営計画又は防災計画に明記する。

施設管理者は、運営計画又は防災計画を冊子等にまとめ、自らの従業員等に周知する。

テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合、施設管理者は他の事業者等と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

(2) 運営体制の取決め

施設管理者は、一時滞在施設が発災時に機能するよう、運営体制に係る次の点を運営計画又は防災計画に定めておくことが必要である。

ア 施設内における受入場所

イ 受入定員

約3.3㎡当たり2人を目安とする。ただし、実際の定員の算出に当たっては、施設の状況や特性を考慮する。また、通路として使用する部分等についても考慮する。

ウ 運営要員の確保

- ・施設管理者は、一時滞在施設の運営に係る要員の確保に努める。
- ・施設滞在者による運営補助やボランティアの活用等も検討する。

エ 関係機関との連絡の手順

施設管理者は、一時滞在施設の円滑な運営を図るため、行政機関や関係機関、地元の駅前滞留者対策協議会等への連絡手段の確保についてあらかじめ定めておく。

オ 一時滞在施設の受入者への情報提供の手順

カ 備蓄品の配布手順

キ 要配慮者への対応

ク セキュリティ・警備体制の構築

施設管理者は、施設内・事務所内にある商品・物品や重要情報を適切に管理する体制の整備を行う。

また、帰宅困難者を受け入れた際のトラブル防止（盗難等）の体制の整備もあわせて行う。

(3) 受入れのための環境整備

ア 平時からの施設の安全確保

一時滞在施設として確保された施設については、災害時に帰宅困難者等を受け入れられるよう日頃からオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内ガラス飛散防止対策等に努める。また、災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。

なお、従業員等で設備等の応急復旧に対応する場合には、工具類の備えについても検討する。また、停電時等の対応も含め、建物及び施設滞在者の安全確認の方針等を一時滞在施設の運営計画又は防災計画で定めておく。

イ 記録・帳票の整備

施設管理者は、事後に災害救助法による費用の支弁を地元自治体に求めることを考慮し、地元自治体における避難所運営基準等に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備し、保存しておくことが望ましい。具体的な書類・帳票等については、地元自治体や事業者が、それぞれの実情を踏まえて作成する。以下に必要と考えられる書類・帳票等を例示する。

- ・受入者名簿
- ・受入記録日計表
- ・物品受払簿
- ・一時滞在施設運営及び収容状況記録票
- ・一時滞在施設設置に要した物品受払証拠書類

ウ 情報入手手段及び帰宅困難者への情報提供体制の準備

- ・施設には、テレビ、ラジオ、インターネットと接続したパソコンを備えておく。また、その他の災害に強い通信手段の確保に努める。
- ・入手した情報を帰宅困難者に提供できるよう、ホワイトボードなどの掲示板や周辺の地図を準備しておくとともに、可能であれば、館内放送等で伝達する。

エ 安否確認のための体制整備（特設公衆電話、Wi-Fi など）

- ・帰宅困難者が家族等と安否確認を行えるよう、特設公衆電話やWi-Fi等の通信手段を整備しておく。
- ・災害用伝言板サービス等の使い方を説明できる体制を整えておく。

オ 備蓄品、非常用電源設備等の確保

- ・施設管理者は、受け入れた帰宅困難者等が発災後留まれるよう、必要な水、食料、ブランケットなどの物資の備蓄に努める。
- ・施設管理者は、施設内に必要な物資の備蓄が困難な場合においては、行政や関係機関との連携により災害時に利用可能な備蓄手段及び輸送手段等の確保について検討する。
- ・非常用電源設備や電池等の確保を行うなど、可能な範囲で災害時の停電時等に備えておくことが望ましい。

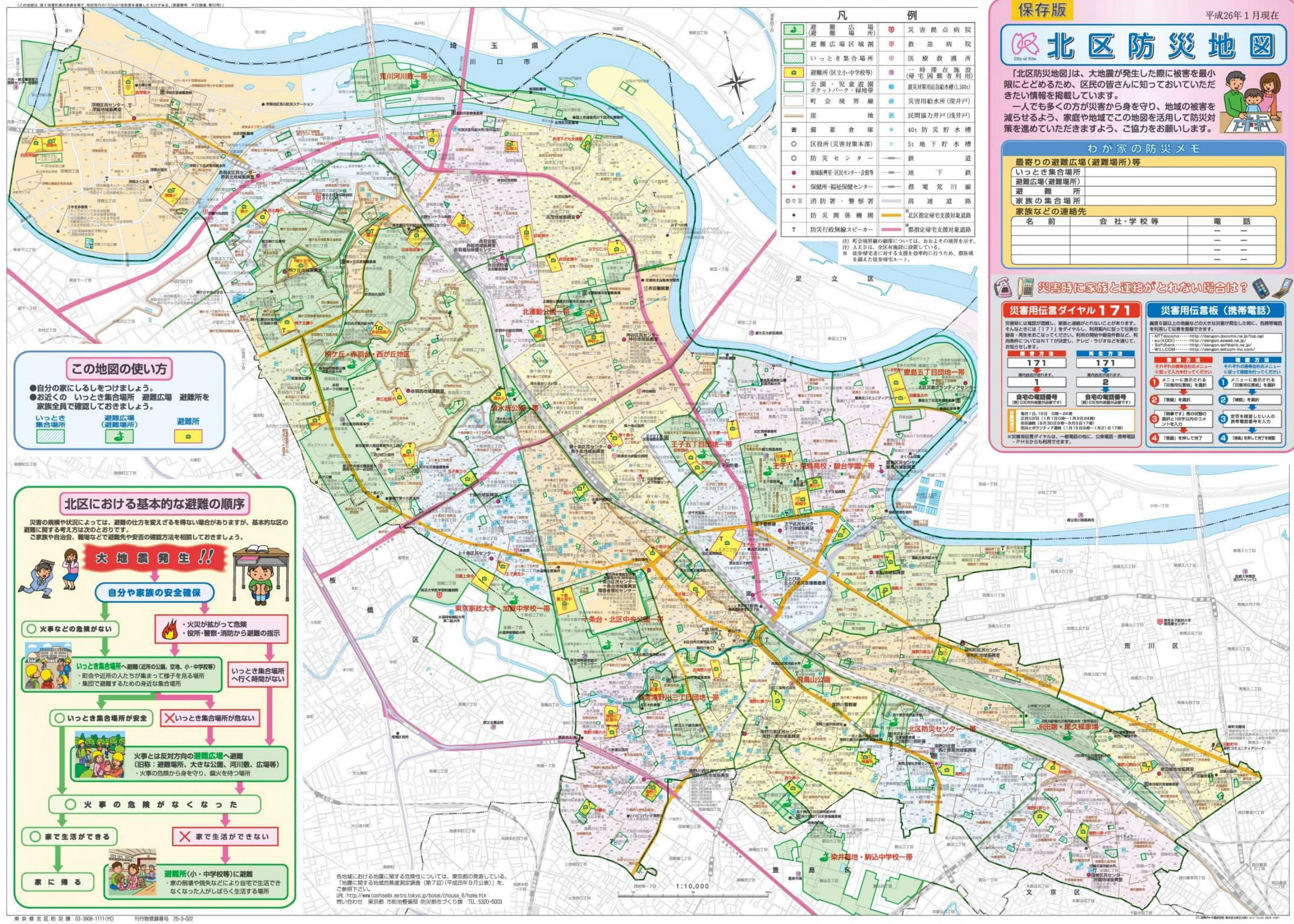
カ 防災関係者連絡体制の整備

施設管理者は、災害時の都県及び区市町村の連絡先を把握するほか、近隣の警察、消防及び他の一時滞在施設等の防災関係者連絡先一覧を事前に作成し、配備する。

(4) 訓練等における定期的な手順の確認

施設管理者は、地震を想定した自衛消防訓練等にあわせて、一時滞在施設の開設に関する訓練を年1回以上定期的に実施し、帰宅困難者等の受入の手順等について確認し、必要な場合は手順の改善を行う。

また、施設管理者は当該訓練の結果について検証し、必要に応じて計画等に反映させる。



44. いっとき集合場所一覧表

平成26年4月現在

(王子地区)

利用町会名	いっとき集合場所	所在地	避難場所
中十条二丁目町会	中十条二丁目児童遊園	中十条2-14-19	十条台・北区中央公園一帯
王子本町二丁目町会	王子本町公園	王子本町2-29	〃
岸町1、2丁目町会	名主の滝公園	岸町1-15-25	〃
中十条3丁目町会	荒川小学校	中十条3-1-6	清水坂公園一帯
十条仲原1丁目町会	雪峰院前路上	上十条3-25	東京家政大学・加賀中学校一帯
十条仲原2、4丁目町会	王子第三小学校	上十条5-2-3	清水坂公園一帯
上十条4丁目町会	旧北ノ台小学校	上十条5-14-2	東京家政大学・加賀中学校一帯
王子一丁目町会	柳田公園	王子1-20-1	王子六・飛鳥高校・駿台学園
王子四丁目町会	王子四丁目遊び場周辺	王子4-1	〃
王子五丁目町会	王子五丁目公園周辺	王子5-17-26	〃
堀船1丁目町会	東京書籍	堀船1-23-31	〃
堀船2丁目町会	堀船小学校 堀船公園	堀船2-11-9 堀船2-10-5	〃
堀船3丁目町会	堀船中学校	堀船2-23-20	〃
堀船4丁目町会	船方神社	堀船4-13-28	〃
豊島八丁目町会	豊島馬場遺跡公園	豊島8-27	〃
豊島二丁目町会	柳田小学校 豊島公園	豊島2-11-20 豊島2-26	〃
豊島3丁目町会	豊川小学校	豊島3-10-23	〃
豊島4丁目町会	日本出版敷地	豊島5-1	豊島5丁目団地一帯
豊島七丁目南町会	紀州神社周辺	豊島7-15-4	〃
豊島七丁目北栄会	紀州神社周辺	豊島7-15-4	〃
豊島町住宅自治会	紀州神社周辺	豊島7-15-4	〃
東十条5丁目町会	東十条五丁目児童遊園 周辺	東十条5-13	北運動公園一帯
東十条6丁目町会	成立高校	東十条6-9	〃

(赤羽地区)

利用町会名	いっとき集合場所	所在地	避難場所
神谷一丁目町会	神谷南公園	神谷1-32-4	王子5丁目団地一帯
神谷南町会	柏木神社境内	神谷3-55	北運動公園一帯
神谷三丁目町会	柏木神社境内	神谷3-55	〃
志茂一丁目自治会	志茂町公園	志茂1-5-1	〃
赤羽南自治会	赤羽公園	赤羽南1-14-17	〃
志茂四丁目町会	熊野児童遊園 旧志茂小学校	志茂4-19-2 志茂5-18-1	荒川河川敷・赤羽ゴルフ一帯
岩淵町自治会	八雲神社境内	岩淵町22	〃
赤羽自治会	赤羽東公園	赤羽1-43-1	〃
袋自治会	赤羽三丁目公園 印刷局宿舎広場	赤羽3-23-7 赤羽3-9	〃
赤羽北一丁目町会	赤羽北一丁目児童遊園	赤羽北1-10-8	〃
赤羽北二丁目十二自治会	都営住宅前広場	赤羽北2-36-3	〃
赤羽北二丁目都営第二アパート自治会	都営住宅前広場	赤羽北2-36-2	〃
赤羽北2丁目北二団地自治会	赤羽北二丁目児童遊園	赤羽北2-34-6	〃
赤羽北二丁目町会	袋小学校	赤羽北2-15-3	〃
赤羽台四丁目町会	赤羽台四丁目遊び場	赤羽台4-11	桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区
稲付自治会	静勝寺境内	赤羽西1-21	〃
鶴ヶ丘町会	鶴ヶ丘児童遊園 赤羽西4-10先三叉路路上	赤羽西4-6-5 赤羽西4-10	〃
赤羽西自治会	稲付公園	赤羽西3-19-5	〃

(滝野川地区)

利用町会名	いっとき集合場所	所在地	避難場所
宮元自治会法人	滝野川八幡神社	滝野川5-26-15	都営滝野川3丁目団地一帯
滝野川済美自治会	滝野川第二小学校	滝野川6-19-4	〃
滝野川新西自治会	滝野川第二小学校	滝野川6-19-4	〃
滝野川上町親和会	谷端小学校	滝野川7-12-7	〃
谷端親交会	北谷端公園	滝野川7-14-1	〃
永谷マンション親和会	永谷マンション前敷地	滝野川7-50-15	〃
飛鳥山自治会	滝野川第三小学校	滝野川1-12-27	飛鳥山公園
西ヶ原上町自治会	滝野川第三小学校	滝野川1-12-27	〃
東大原自治会	東武信用金庫前広場	滝野川1-48-1	〃
西ヶ原二本榎自治会	七社神社	西ヶ原2-11-1	〃
西ヶ原西谷戸自治会	西ヶ原小学校	西ヶ原4-19-21	染井墓地・駒込中学校一帯
西ヶ原南谷戸自治会	西ヶ原公園	西ヶ原4-18-1	〃
西ヶ原三和自治会	飛鳥中学校	西ヶ原3-5-12	北区防災センター一帯
西ヶ原東部自治会	第2古河マンション前広場	西ヶ原1-40-10	〃
西ヶ原中央自治会	滝野川小学校	西ヶ原1-18-10	〃
中里町自治会	中里自治会館前広場 JR中里アパート4号棟前	中里3-4-15 中里3-20-4	北区防災センター一帯
中里親和会	西中里公園	中里2-15-1	〃
中里協和会・親睦会	旧滝野川第七小学校	田端4-17-1	JR田端・尾久操車場
上田端親和町会	旧滝野川第七小学校	田端4-17-1	〃
田端西台自治会	補助92号線20m道路	田端5-10-4	〃
田端高台町会 田端町会 中田端自治会	田端一小学校	田端5-4-1	〃
本田端自治会	日枝神社前広場	田端3-20-2	〃
田端宮元自治会	東覚寺前広場	田端2-7-3	〃
田端東部自治会	与楽寺前広場 田端台公園	田端1-25-1 田端1-28-23	〃 〃
田端親和町会	与楽寺前公園	田端1-25-1	〃
東田端睦会	田端台公園 与楽寺前広場	田端1-28-23 田端1-25-1	〃
田端新町1丁目親交会	田端新町公園	田端新町1-22-18	〃
田端新町1丁目睦会	田端新町南むつみ公園	田端新町1-5-13	〃
田端新町2丁目自治会	東田端公園	東田端2-5-18	〃
昭和町自治会	滝野川第五小学校 JR尾久駅前広場	昭和町3-3-12 昭和町1-2-16	〃
上中里三丁目自治会	滝野川第五小学校	昭和町3-3-12	〃
栄町親和会	栄町ふれあい公園 都電敷地	栄町33-1 栄町16	〃
田端新町1丁目団地自治会	田端新町一丁目児童遊園	田端新町1-17-8	〃

45. 避難場所一覧

平成26年4月現在

番号	避難場所名	利用する町丁名	都指定避難場所番号	町丁数	有効面積 (総面積) (㎡)	避難 計画人口 (人)	一人 当たり 面積 (㎡)	地区最遠 地点からの 直線距離 (km)	現地本部の場所及 び担当部署	該当備蓄倉庫
1	染井墓地・駒込中学校 校一帯	西ヶ原4	83	1	115,000 (226,800)	北区 7,900 豊島区 62,400	1.64	1.5	駒込中学校校庭 災対健康福祉部	防災センター 災害備蓄倉庫
2	荒川河川敷・赤羽ゴ ルフ一帯	志茂2,3,4,5 赤羽1,2,3 岩淵町 赤羽北1,2 浮間1,2,3,4,5	88	15	482,500 (605,500)	55,000	8.77	1.3	赤羽荒川緑地内管 理棟内 災対健康福祉部	浮間災害備蓄 倉庫 岩淵災害備蓄 倉庫
3	桐ヶ丘・赤羽台・西 が丘地区	上十条5 西が丘1,2,3 赤羽台1,2,3,4 桐ヶ丘1,2 赤羽北 赤羽西 1,2,3,4,5,6	89	17	583,700 (1,152,500)	北 区 46,200 板橋区 103,300	3.90	2.4	桐ヶ丘中学校校庭 災対健康福祉部	桐ヶ丘災害備 蓄倉庫 西が丘災害備 蓄倉庫
4	豊島5丁目団地一帯	豊島4,5,6	90	3	127,100 (210,200)	15,000	8.47	0.4	旧豊島北中学校校庭 災対健康福祉部	豊島五丁目 災害備蓄倉庫
5	王子六・飛鳥高校・ 駿台学園 一帯	堀船1,2,3,4 豊島1,2,3,7,8 王子2,3,4,6 1,5の各一部	91	15	101,700 (200,300)	40,800	2.49	1.5	旧清至中学校校庭 災対健康福祉部	北とびあ 災害備蓄倉庫
6	JR田端・尾久操車場	上中里2,3 昭和町1,2,3 東田端1,2 中里1 栄町 田端新町1,2,3 田端1,2,3,4,5,6	92	18	93,100 (273,700)	32,700	1.58	1.3	上中里つつじ荘駐車場 災対健康福祉部	東田端災害備 蓄倉庫
7	北区防災センター 一帯	上中里1、中里2,3 西ヶ原1、2,3の各一部	93	6	27,100 (58,800)	16,800	1.61	0.9	滝野川体育館前広場 災対健康福祉部	防災センター 災害備蓄倉庫

番号	避難場所名	利用する町丁名	都指定 避難場 所番号	町 丁 数	有効面療 (総面積) (㎡)	避難 計画人口 (人)	一人 当たり 面積 (㎡)	地区最遠 地点からの 直線距離 (km)	現地本部の場所及 び担当部署	該当備蓄倉庫
8	都営滝野川三丁目 団地一帯	滝野川1の一部 滝野川2の一部 滝野川3, 4, 5, 6, 7	94	7	33,000 (124,800)	25,800	1.28	0.9	紅葉小学校校庭 災対健康福祉部	滝野川三丁目 災害備蓄倉庫
9	十条台・北区中央公 園一帯	中十条1, 2, 3 王子本町1, 2, 3 岸町1, 2 十条台1 上十条1	95	10	129,800 (244,100)	23,900	5.43	0.9	中央公園文化セン ター裏庭 災対健康福祉部	滝野川三丁目 災害備蓄倉庫
10	東京家政大学・加賀 中学校一帯	上十条2, 3, 4 十条台2 十条仲原1	99	5	75,200 (184,600)	北区 9,000 板橋区 48,400	1.31	1.3	旧富士見中学校校庭 災対健康福祉部	滝野川三丁目 災害備蓄倉庫
11	王子五丁目団地一 帯	王子5の一部 神谷1 東十条1, 2, 3, 4	129	6	43,800 (90,300)	17,000	2.58	0.6	旧桜田中学校校庭 災対健康福祉部	王子五丁目 災害備蓄倉庫
12	飛鳥山公園	西ヶ原2, 3及び 滝野川 1, 2の各一部、王子1の一 部	144	5	30,100 (71,600)	8,900	3.38	0.7	公園管理事務所前 災対健康福祉部	防災センター 災害備蓄倉庫
13	北運動公園一帯	東十条5, 6 神谷2, 3 赤羽南1, 2 志茂1	145	7	37,800 (122,000)	20,600	1.83	0.6	神谷中学校校庭 災対健康福祉部	岩淵災害備蓄 倉庫
14	清水坂公園一帯	中十条4 十条仲原2, 3, 4	167	4	7,800 (54,200)	5,100	1.53	0.4	公園管理事務所前 災対健康福祉部	西が丘災害備 蓄倉庫

46. 避難所一覧

平成26年4月現在

No	学校名	所在地	No	学校名	所在地
1	王子小	王子2-7-1	32	滝野川第五小	昭和町3-3-12
2	王子第一小	王子5-14-18	33	滝野川第六小	滝野川5-44-15
3	王子第二小	王子本町2-2-5	34	西ヶ原小	西ヶ原4-19-21
4	王子第三小	上十条5-2-3	35	谷端小	滝野川7-12-17
5	王子第五小	上十条2-18-17	36	紅葉小	滝野川3-72-1
6	荒川小	中十条3-1-6	37	田端小	田端5-4-1
7	豊川小	豊島3-10-23	38	旧桜田小	王子5-2-8
8	堀船小	堀船2-11-9	39	志茂子ども交流館	志茂5-18-3
9	柳田小	豊島2-11-20	40	旧北園小	赤羽北3-6-1
10	東十条小	東十条3-14-23	41	旧西浮間小	浮間4-29-30
11	十条台小	中十条1-5-6	42	旧赤羽台東小	赤羽台1-1-13
12	としま若葉小	豊島5-3-30	43	王子桜中	王子2-7-1
13	清水小	十条仲原4-5-17	44	十条富士見中	十条台1-9-33
14	赤羽小	赤羽1-24-6	45	明桜中	王子6-3-23
15	岩淵小	岩淵町6-6	46	堀船中	堀船2-23-20
16	なでしこ小	志茂1-34-17	47	稲付中	赤羽西6-1-4
17	第三岩淵小	西が丘1-12-14	48	赤羽岩淵中	赤羽2-6-18
18	第四岩淵小	赤羽3-24-23	49	桐ヶ丘中	桐ヶ丘2-6-1 1
19	梅木小	西が丘2-21-15	50	神谷中	神谷2-46-13
20	神谷小	神谷2-30-5	51	浮間中	浮間4-29-32
21	稲田小	赤羽南2-23-24	52	田端中	田端6-9-1
22	桐ヶ丘郷小	桐ヶ丘1-10-23	53	飛鳥中	西ヶ原3-5-12
23	袋小	赤羽北2-15-3	54	滝野川紅葉中	滝野川5-55-8
24	八幡小	赤羽台3-18-5	55	旧清至中	王子6-7-3
25	浮間小	浮間3-4-27	56	旧桜田中	王子5-2-7
26	西浮間小	浮間2-7- 1	57	旧新町中	田端新町2-27-5
27	赤羽台西小	赤羽台2-1-34	58	旧豊島北中	豊島5-3-35
28	滝野川小	西ヶ原1-18-10	59	旧富士見中	上十条3-1-25
29	滝野川第二小	滝野川6-19-4	60	旧滝野川第七小	田端4-17-1
30	滝野川第三小	滝野川1-12-27	61	旧赤羽中	志茂1-19-14
31	滝野川第四小	東田端2-5-23			

47. 災害備蓄倉庫の位置及び名称

平成26年4月現在

名称	場所	構造
桐ヶ丘災害備蓄倉庫	赤羽台3-21	鉄筋コンクリート平屋
豊島5丁目災害備蓄倉庫	豊島5-5	鉄筋コンクリート平屋
西が丘災害備蓄倉庫	西が丘2-4	鉄筋コンクリート平屋
王子5丁目災害備蓄倉庫	王子5-2-5	(公団5号棟1階ビロイ)
滝野川3丁目災害備蓄倉庫	滝野川3-80-1	鉄筋コンクリート2階建1階部分
防災センター災害備蓄倉庫	西ヶ原2-1-6	鉄筋コンクリート3階建3階部分
岩淵災害備蓄倉庫	岩淵町41	鉄筋コンクリート2階建
北とぴあ災害備蓄倉庫	王子1-11-1	(北とぴあ地下2階部分)
東田端災害備蓄倉庫	東田端1-16-16	鉄筋鉄骨コンクリート中2階建
浮間災害備蓄倉庫	浮間1-15-1	都営住宅1階
北運動場災害備蓄倉庫	神谷2-47-6	(北運動場観覧席下)
西ヶ原四丁目災害備蓄倉庫	西ヶ原4-51-62	(西ヶ原みんなの公園内)

48. 備蓄物資一覧

平成26年4月現在

品目		災害備蓄倉庫	備蓄室* 防災資機材倉庫	予備避難所	合計	単位都・区計
食料	クラッカー（区）	133,300	34,720	0	168,020	食
	クラッカー（都）	14,500	0	0	14,500	197,020
	アルファ米（区）	76,000	248,000	0	322,000	食
	アルファ米（都）	32,600	0	0	32,600	354,600
	おかゆ缶（区）	0	108,000	0	108,000	食
	おかゆ缶（都）	10,000	0	0	10,000	118,000
	ミネラルウォーター	12,000	57,600	0	69,600	本
	梅干し	33,600	74,400	0	2,550	kg
	塩	1,750	0	0	1,750	kg
生活必需品	ほ乳ビン	1,210	620	0	1,830	本
	ほ乳ビン温め用具		1,860		1,860	本
	毛布（区）	31,000	18,600	0	49,600	枚
	毛布（都）	9,700	0	0	9,700	59,300
	エアーマット		2,000		2,000	枚
	ビニールゴザ（区）	12,500	0	0	12,500	枚
	ビニールゴザ（都）	4,480	0	0	4,480	16,980
	カーペット（区）	14,090	0	0	14,090	枚
	カーペット（都）	600	0	0	600	14,690
	ローソク・マッチ	34,000	0	0	34,000	個
	肌着（区）	0	62,000	0	62,000	枚
	肌着（都）	7,000	0	0	7,000	71,000
	手拭い	31,950	0	0	31,950	枚
	紙おむつ（成人用）	10,080	22,320	0	33,120	組
	紙おむつ（乳児用）	12,048	26,040	0	38,928	組
	ビニールシート	2,180	1,240	0	3,460	枚
	トイレトペーパー	6,200	29,760	0	36,920	巻
	炊飯袋	50,000	0	0	50,000	袋
	生理用品	9,504	14,880	0	24,864	枚
	石鹼	10,000	0	0	10,000	個
ポリ袋	28,000	0	0	28,000	枚	
食器セット	0	62,000	0	64,000	組	
カセットコンロ	0	124	6	134	台	
カセットボンベ	0	372	9	393	本	
医療具	車椅子	0	64	3	67	台
	担架	110	64	0	174	台
	三角巾	2,900	0	0	2,900	枚
	サラシ布	2,700	0	0	2,700	反
	救急箱	85	128	0	213	箱

※備蓄室：改築校については、防災備蓄倉庫

49. 備蓄物資一覧(福祉避難所)

平成26年4月現在

	品目	数量	単位
食料	アルファ米 (区)	2,250	食
	おかゆ缶 (区)	7,550	食
	ミネラルウォーター	3,960	本
生活必需品	毛布 (区)	300	枚
	マット	300	枚
	肌着セット	600	組
	タオルセット	100	組
	トイレ	100	台
	生理用ナプキン	30	組
	尿漏れパッド	30	組
	ウエットティッシュ	300	組
	紙おむつ (成人用)	60	組
	紙おむつ (乳児用)	20	組
	おしりふき	60	組
	なべ	30	個
	カセットコンロ	78	台
	カセットボンベ	180	本
医療具等	車椅子	35	台
	担架	33	台
	救急箱	30	箱
	アルコール消毒薬	30	本

50. 給水拠点別給水計画

平成26年4月現在

給水拠点	避難場所		避難計画人口(人)
水道局板橋給水所 (板橋区加賀1-17) 容量 ; 26,600 t	94	都営滝野川三丁目団地一帯	25,800
	95	十条台・北区中央公園一帯	23,900
	99	東京家政大学・加賀中学校一帯	9,000
	小 計		58,700
滝野川公園内 震災対策用 応急給水槽 (北区西ヶ原2-1) 容量 ; 1,500 t	83	染井墓地・駒込中学校一帯	7,900
	92	JR田端・尾久操車場	32,700
	93	北区防災センター一帯	16,800
	144	飛鳥山公園	8,900
	小 計		66,300
北運動公園内 震災対策用 応急給水槽 (北区神谷2-47-6) 容量 ; 1,500 t	90	豊島五丁目団地一帯	15,000
	91	王子六・飛鳥高校・駿台学園一帯	40,800
	129	王子五丁目団地一帯	17,000
	145	北運動公園一帯	20,600
	167	清水坂公園一帯	5,100
	小 計		98,500
桐ヶ丘中央公園内 震災対策用 応急給水槽 (北区桐ヶ丘1-8) 容量 ; 1,500 t	88	荒川河川敷・赤羽ゴルフ一帯	55,000
	89	桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区	46,200
	小 計		101,200
合	計		324,700

51. 災害用給水所(深井戸)一覧表

平成26年4月現在

名称	所在地	設置年月日	深 度	揚水量	施設内容
田端 災害用給水所	田端3-16-2 (田端区民センター内)	S53. 3. 31	300m	30 t/h	自家発電装置
飛鳥山 災害用給水所	王子1-1 (飛鳥山公園内)	S54. 3. 31	130m	20.8 t/h	自家発電装置
赤羽台 災害用給水所	赤羽台2-3	S55. 3. 31	250m	21.0 t/h	自家発電装置
北区役所 災害用給水所	王子本町1-15-22 (区役所第1庁舎内)	S55. 3. 31	245m	30 t/h	自家発電装置
堀船 災害用給水所	堀船3-16	S60. 3. 30	221m	24 t/h	自家発電装置
西ヶ原 災害用給水所	西ヶ原2-1 (滝野川公園内)	S60. 12. 13	250m	24 t/h	自家発電装置
名主の滝 災害用給水所	王子本町2-7 (名主の滝公園内)	H 5. 3. 31	180m	70.8 t/h	自家発電装置
中央公園 災害用給水所	十条台1-2 (中央公園内)	H 8. 3. 29	250m	94.8 t/h	自家発電装置
赤羽自然観察公園 災害用給水所	赤羽西5-2(赤羽自然観察公園内)	H11 . 3. 8	207m	36.3 t/h	自家発電装置
浮間三丁目 災害用給水所	浮間3-1-10	H11. 3. 31	238m	12 t/h	自家発電装置
清水坂公園 災害用給水所	十条仲原4-2-1 (清水坂公園内)	H14. 3. 31	150m	20 t/h	自家発電装置
豊島馬場遺跡公園 災害用給水所	豊島8-27-1(豊島馬場遺跡公園内)	H15. 3. 31	150m	18 t/h	自家発電装置
尾久駅構内 災害用給水所	上中里2-1先 (JR所有)	S60. 12. 10 使用協定	187m	45 t/h	自家発電装置
西ヶ原四丁目 災害用給水所	西ヶ原4-51-62(西ヶ原みんなの公園内)	H22. 3. 31	200m	18 t/h	自家発電装置
岩淵 災害用給水所	岩淵町26-10 (小山酒造所有)	S62. 12. 1 使用協定	130m	6.1 t/h	自家発電装置
JR田端ビル 災害用給水所	東田端2-20-68 (JR所有)	H10. 2. 1 使用協定	200m	4.8 t/h	自家発電装置
震災時多機能型深層無限水利	十条台1-2 (東京消防庁所有)	H24. 7. 2 使用協定	250m	120 t/h	自家発電装置

52. 耐震性地下貯水槽一覧

5t貯水槽

平成26年4月現在

地域振興室管内	埋設場所	所在地	埋設年度
十条台地域振興室	岸町2丁目児童遊園	岸町2-5-16	昭和60年度
	中十条公園	中十条2-12-12	昭和61年度
	岸町1丁目町会事務所横	岸町1-14-10	昭和62年度
	都営王子本町アパート	王子本町3-1	平成8年度
王子地域振興室	王子3丁目公園	王子3-23-33	昭和58年度
	日本製紙総合開発(株)敷地内	王子1-4-1	昭和58年度
	豊島公園	王子6-3-45	昭和59年度
	王子5丁目公園	王子5-17-26	昭和62年度
豊島地域振興室	王子6丁目公園	王子6-2-60	昭和63年度
	豊島7丁目児童遊園	豊島7-31-1	昭和57年度
十条地域振興室	豊島8丁目児童遊園	豊島8-33-11	昭和57年度
	十条仲原1丁目児童遊園	十条仲原1-21-10	昭和60年度
神谷地域振興室	上三ふれあい広場	上十条3-8	平成10年度
	神谷公園	神谷2-33-6	昭和60年度
	神谷3丁目児童遊園	神谷3-16-18	昭和61年度
	都営神谷2丁目アパート	神谷2-49	昭和61年度
赤羽西地域振興室	神谷1丁目児童遊園	神谷1-5-11	平成13年度
	鶴ヶ丘町会事務所	赤羽西4-31-12	昭和57年度
	西が丘児童遊園	西が丘2-22-11	昭和59年度
	赤羽西6丁目児童遊園	赤羽西6-3-10	昭和59年度
志茂地域振興室	稲付公園	赤羽西3-19-5	昭和61年度
	志茂5丁目児童遊園	志茂5-39-3	昭和58年度
赤羽地域振興室	志茂4丁目児童遊園	志茂4-46-6	平成8年度
	八雲神社境内	岩淵町22	昭和57年度
赤羽北地域振興室	岩淵かっぱひろば	岩淵町28-11	平成10年度
	赤羽北2丁目児童遊園	赤羽北2-34-6	昭和57年度
	都営赤羽北2丁目第2アパート	赤羽北2-36-3	昭和62年度
滝野川西地域振興室	袋町公園	赤羽北3-11-10	昭和63年度
	滝野川3丁目児童遊園	滝野川3-80-3	昭和57年度
	音無こぶし緑地	滝野川4-29先	昭和58年度
滝野川東地域振興室	北谷端公園	滝野川7-14-1	昭和60年度
	西ヶ原2丁目児童遊園	西ヶ原2-19-11	昭和58年度
	大原児童遊園	滝野川1-78-8	昭和58年度
	西ヶ原公園	西ヶ原4-18-1	昭和60年度

地域振興室管内	埋設場所	所在地	埋設年度
西ヶ原東地域振興室	東中里公園	中里1-12-2	昭和60年度
	中里町自治会館前	中里3-4-12	昭和60年度
	西中里公園	中里2-15-1	昭和62年度
	中里3丁目児童遊園	中里3-22-9	平成8年度
昭和町地域振興室	上中里2丁目跨線橋下	上中里2-32	昭和57年度
	栄町南児童遊園	栄町7-12	昭和57年度
浮間地域振興室	浮間中央児童遊園	浮間3-34-21	昭和58年度
	浮間3丁目公園	浮間3-4-47	昭和61年度
	区営浮間3丁目第4アパート	浮間3-24	昭和61年度
	都営浮間1丁目第2アパート	浮間1-5	昭和61年度
	都営浮間2丁目アパート1号館	浮間2-26-1	昭和62年度
	都営浮間2丁目アパート3号館	浮間2-26-3	昭和62年度
	都営浮間3丁目第2アパート	浮間3-1	平成8年度
桐ヶ丘地域振興室	赤羽北3丁目児童遊園	赤羽北3-18-8	昭和59年度
	都営桐ヶ丘アパート東地区集会所横	桐ヶ丘1-4	昭和59年度
	〃 ふれあい広場	桐ヶ丘2-3	昭和59年度
	〃 45号棟横	桐ヶ丘1-19	昭和59年度
	〃 桐ヶ丘赤羽台アパート	赤羽台4-16	昭和59年度
	赤羽台公園	赤羽台3-16-1	昭和61年度
	都営赤羽西5丁目アパート	赤羽西5-7	昭和61年度
田端地域振興室			
東十条地域振興室	旧東十条出張所	東十条3-14	昭和61年度
	東十条5丁目新幹線高架下	東十条5-11	昭和63年度
堀船地域振興室	堀船第2公園	堀船2-27-17	昭和57年度
	堀船1丁目公園	堀船1-15-9	昭和58年度
	堀船2丁目児童遊園	堀船2-25-13	昭和59年度
	都営堀船3丁目第2アパート	堀船3-1	昭和59年度
	堀船3丁目町会事務所前	堀船3-40-15	昭和60年度
	船方児童遊園	堀船4-13-28	昭和63年度
東田端地域振興室	田端新町1丁目児童遊園	田端新町1-17-8	昭和58年度
	田端新町公園	田端新町1-22-18	昭和62年度

計64基

20t・40t貯水槽 一覽

平成26年4月現在

地域振興室管内	埋設場所	所在地	埋設年度
十条台地域振興室	王子本町公園	王子本町2-29-8	昭和47年度
	中央公園（北）	十条台1-2	昭和47年度
	中央公園（南）	十条台1-2-1	昭和49年度
	中十条公園	中十条2-12-12	昭和51年度
王子地域振興室	王子6丁目児童遊園	王子6-2-60	昭和47年度
	王子6丁目公園	王子6-2-60	昭和48年度
	飛鳥山公園	西ヶ原2-16	昭和49年度
	王子5丁目公園	王子5-17-26	昭和50年度
	柳田公園	王子1-20-1	昭和50年度
	旧桜田小学校	王子5-2-8	昭和51年度
	王子サハイツ（旧王子ふれあい館）	王子6-2-33	昭和56年度
豊島地域振興室	豊川児童遊園	豊島7-7-4	昭和48年度
	豊島八幡児童遊園	豊島2-19-15	昭和50年度
	豊島区民センター	豊島3-27-22	平成10年度
十条地域振興室	十条公園	十条台2-5-13	昭和48年度
	十条仲原1丁目児童遊園	十条仲原1-21-10	昭和49年度
	上四虹ひろば	上十条4-12-14	平成13年度
	上十条四丁目児童遊園	上十条4-17-4	平成14年度
	上三ふじ広場（20t）	上十条3-2-10	平成15年度
	上四みんなの広場	上十条4-14-14	平成22年度
神谷地域振興室	北運動公園	神谷2-47-6	昭和49年度
赤羽西地域振興室	稲付西山公園	西が丘3-10-3	昭和47年度
	鶴ヶ丘児童遊園	赤羽西4-6-5	昭和48年度
	島下公園	赤羽西6-10-12	昭和48年度
	西が丘三ツ和公園	西が丘2-4-1	昭和49年度
	区営赤羽西6丁目第2アパート	赤羽西6-8	昭和54年度
	〃 第3アパート	赤羽西6-38	昭和54年度
志茂地域振興室	志茂3丁目児童遊園	志茂3-18-3	昭和51年度
	志茂子ども交流館	志茂5-18-3	昭和51年度
	志茂東公園（20t）	志茂3-46-8	平成16年度
赤羽地域振興室	赤羽東公園	赤羽1-43-1	昭和50年度
	赤羽公園	赤羽南1-14-17	昭和51年度
	UR赤羽南1丁目団地	赤羽南1-16	昭和54年度
赤羽北地域振興室	赤羽台さくら並木公園	赤羽台4-17-5	昭和48年度
	袋町公園	赤羽北3-11-10	昭和50年度
	赤羽3丁目公園	赤羽3-23-19	昭和50年度
	UR赤羽北2丁目団地（東）	赤羽北2-15	昭和54年度
	〃 （西）	〃	昭和54年度
	都営赤羽北3丁目アパート	赤羽北3-7	昭和54年度

地域振興室管内	埋設場所	所在地	埋設年度
滝野川西地域振興室	四本木児童遊園	滝野川3-61-8	昭和47年度
	南谷端公園	滝野川7-42-1	昭和49年度
	藤和板橋コープ	滝野川7-2-4	昭和57年度
滝野川東地域振興室	滝野川馬場児童遊園	滝野川2-30-29	昭和48年度
	西ヶ原東保育園	西ヶ原3-19-11	昭和48年度
	西ヶ原みんなの公園	西ヶ原4-51-62	平成22年度
西ヶ原東地域振興室	西中里公園	中里2-15-1	昭和49年度
	東中里公園	中里1-12-2	昭和50年度
昭和町地域振興室	滝野川第五小学校	昭和町3-3-12	昭和50年度
	上中里2丁目児童遊園	上中里2-13-15	昭和51年度
浮間地域振興室	浮間北公園	浮間1-11-1	昭和47年度
	浮間つり堀公園	浮間5-4-19	昭和49年度
	UR浮間3丁目団地	浮間3-1-1	昭和54年度
桐ヶ丘地域振興室	桐ヶ丘中央公園（東）	赤羽台3-21	昭和47年度
	桐ヶ丘中央公園（西）	桐ヶ丘1-8	昭和47年度
田端地域振興室	田端台公園	田端1-28-23	昭和48年度
	田端公園	田端3-23-24	昭和51年度
	田端5丁目防災広場	田端5-7	昭和60年度
東十条地域振興室	東十条5丁目児童遊園	東十条5-13-2	昭和51年度
	東十条区民センター	東十条3-2-14	平成13年度
堀船地域振興室	堀船公園	堀船2-10-5	昭和49年度
	都宮堀船3丁目アパート	堀船3-16-11	昭和55年度
東田端地域振興室	東田端公園	東田端2-5-18	昭和47年度
	田端新町南むつみ公園	田端新町1-5-13	昭和50年度
	東田端2丁目児童遊園	東田端2-13-7	昭和57年度

計64基

53. 営業所保有の応急給水用資機材

平成26年4月現在

施設名	応急 給水栓	ホース			給水タンク		角形容器	
		20m	5 m	1 m	0.3 t	1 t	10 t	20 t
北営業所	4基	1本	2本	3本	2基	3基	86個	15個
計	4	1	2	3	2	3	86	15

54. 給水資機材等

平成26年4月現在

資機材	数量	保管場所
災害用動力ろ水機	13機	各備蓄倉庫・東十条小・稲田小
災害用手動式ろ水機	68機	各防災資機材倉庫（区立小・中学校） 桐ヶ丘・豊島5丁目・滝野川3丁目・東田端・浮間備蓄倉庫、東十条区民センター
給水タンク 1 t 用	161基	各備蓄倉庫・備蓄室（改築校については、防災備蓄倉庫）・福祉避難所
給水タンク 0.5 t 用	142基	各備蓄倉庫・備蓄室・予備避難所
ポリタンク 200 用	950基	各備蓄倉庫
ロンテナー 100 用 (折りたたみポリ容器)	4,800個	各備蓄倉庫
連続パック式自動給水分配装置 (ウォーターパッカー)	3基	桐ヶ丘・滝野川・北運動公園内震災対策用 応急給水施設（500cc3,000袋/時）
組立式給水架台	6台	飛鳥山・赤羽台・堀船・岩淵・浮間 JR尾久駅構内各災害用給水所

55. 激甚災害指定基準

平成26年4月現在

適用すべき諸措置	激甚とされる被害の程度
<p>激甚法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 （A基準）事業費査定見込額＜全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×概ね0.5%をこえる災害 （B基準）事業費査定見込額＜全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×概ね0.2%をこえる災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が一以上あること。 (1) 都道府県負担の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%をこえる (2) 一の都道府県の市町村負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%をこえる</p>
<p>激甚法第12条、第13条及び第15条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 （A基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率の推計額。以下同じ。）×おおむね0.2%を超える災害 （B基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×概ね0.06%を超える災害であり、かつ次の要件に該当する都道府県が一以上あるもの 一都道府県の当該災害に係る中小企業関係被害額＜当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×2% ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用の場合の中小企業関係被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合は、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
<p>激甚法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害について適用する。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>

適用すべき諸措置	激甚とされる被害の程度
激甚法第22条（罹災者 公営住宅建設等事業 に対する補助の特例）	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 滅失住宅戸数<被災地全域でおおむね4000戸以上</p> <p>(B基準) 次の要件のいずれかに該当する災害</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 滅失住宅戸数<被災地全域で概ね2000戸以上、かつ次の何れかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 一市町村の区域内で200戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の1割以上である災害 2 滅失住宅戸数<被災地全域で概ね1200戸以上、かつ次の何れかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 一市町村の区域内で400戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の2割以上である災害 <p>ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。</p>
激甚法第24条（小災害 債に係る元利償還金 の基準財政需要額へ の算入等）	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置は、激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置は激甚法第5条の措置が適用される災害
上記の以外の措置	災害の発生の都度、被害の実情に応じて個別に考慮する

56. 局地激甚災害指定基準

平成26年4月現在

局地激甚災害指定基準	適用すべき基準
<p>(公共施設災害関係)</p> <p>当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業)の査定事業費の額>当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村(当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く)が一以上ある災害</p> <p>ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第1項、第3項及び第4項の措置
<p>(中小企業施設災害関係)</p> <p>当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額>当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村(当該被害額が1,000万円未満は除外)が一以上ある災害</p> <p>ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る、法第12条、第13条及び第15条の措置</p>

57. 応急仮設住宅建設予定地一覧

平成26年4月現在

場所（施設名）	所在地	規模（㎡）	摘要	所有
都立浮間公園	浮間2-31	40,866.51	中央の池が区境になっており、北区側は樹木が多く、面積も少ない。板橋区側に平坦地が広がっている。	都
桐ヶ丘中央公園	桐ヶ丘 2-7-43	50,663.31	南、北、東公園に分かれるが、相当数の住宅が建設できる。また、応急給水槽が設置されている。現在桐ヶ丘団地の再生工事中である。	国都区
稲付西山公園	西が丘 3-10-3	8,265.19	樹木が多く、平坦地である。道路から奥まった所に広場がある。	国
北運動公園	神谷2-47-6	23,788.05	中心部が区立運動場で、空地部の確保は十分である。また、応急給水槽が設置されている。	区
清水坂公園	十 条 仲 原 4-2-1	20,647.33	二方向が傾斜地になっているが、中央に空地部がある。幹線道路から離れているため、車両進入に多少難あり。	区
中央公園	十条台1-2-1	64,008.13	内部に広い空地部がある。相当数の住宅が建設出来る。	国
東豊島公園	豊島5-5-15	13,211.28	豊島5丁目団地内に位置し、南東部が隅田川に面している。現在、この部分について、スーパー堤防並びに防災船着場整備に着手している。	区
飛鳥山公園	王子1-1-3	71,806.89	土地の起伏があり、樹木も多いため、敷地面積のわりには空地部が少ない。	JR 国・区
滝野川公園	西ヶ原 2-1-8	15,837.06	防災拠点として整備した公園で、隣接の農林水産省グラウンドと一体利用が可能。また、応急給水槽が設置されている。	国 区
		309,093.75		

58. り災証明の範囲

平成26年4月現在

認定対象	り災した不動産（住家・非住家）、動産その他これらに類するもの		
交付対象	住宅にあつては原則として一世帯に一通、事業所については、事業所に一通		
居住または事業に供する被害の建物の被害に関する認定事項			
種別	建物の種類	被害程度の判定	
住家	①住宅（住居専用一戸建家屋） ②木造共同住宅（アパート等） ③非木造共同住宅（マンション等） ④事業所併用建物の住居部分 ※その他（建物の規模、所有関係）	①全壊・全焼 ②半壊（大規模半壊） ③一部損壊	①流失 ②床上浸水等 ③床下浸水等
非住家	①事務所（非木造・木造） ②店舗（非木造・木造） ③工場 ④倉庫 ※その他（建築物以外の動産等）	①全壊・全焼 ②半壊・半焼 ③一部損壊	①流失 ②床上浸水等 ③床下浸水等 ④地下階浸水等
人的被害に関する認定事項			
人員	①り災した者の氏名、性別、生年月日、職業及び死亡、行方不明、負傷等の被害状況		
	②事業所にあつては、り災した就業者の氏名、性別、生年月日及び死亡、行方不明、負傷等の被害状況		

（証明事項）

証明書により記載する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

なお、証明書により記載する事項は、申請書に基づくり災状況であり、損害額を証明するものではない。

- (1) 申請者住所
- (2) 申請者氏名
- (3) り災者との関係
- (4) り災者住所
- (5) り災者氏名
- (6) り災世帯の構成員
- (7) り災場所等
- (8) り災程度
- (9) り災原因

59. 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

平成26年4月現在

	対象となる災害（自然災害）	支給対象者	支給金額	支給制限
災害弔慰金	1. 一つの区市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が5ある場合の災害。 2. 1に定める程度以上の災害に準ずる程度の災害として厚生労働大臣が定めるもの。	死亡者の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母）	死亡者1人につき主たる生計者の場合 500万	1. 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じた場合 2. 法律施行令第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合 3. 災害に際し区長の避難の指示に従わなかったこと等区長が不適当と認めた場合
災害障害見舞金		上記のいずれも存在しない場合は、死亡者の兄弟姉妹（死亡時そのものと同居し、又は生計を同じくしていた者に限る） 法別表に掲げる障害を受けた者	それ以外の場合 250万 障害者1人につき主たる生計者の場合 250万 それ以外の場合 125万	

支給に関する処理は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」、同施行規則による。日赤東京都支部では、災害救援品（見舞品）の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞品の配分を行う。

60. 見舞金・見舞品

平成26年4月現在

[区]

(見舞金)

災害の態様	世帯構成	
	普通世帯	単身世帯
火災による全焼・水害による全壊	40,000 円	20,000 円
火災による半焼・水害による半壊	30,000	15,000
消防活動による水損	20,000	10,000
水害による床上浸水	30,000	15,000
水害による床下浸水	15,000	10,000
区民が火災・水害により死亡	一人につき 50,000 円	
区民が火災・水害により負傷	一人につき 20,000 円	

※ 水害による床上浸水の場合は事業所に対しても15,000円を支給する。その他、一定の場合には、町会、自治会に対して30,000円の援助金を支給する。

(見舞品)

火災の場合、上記見舞金の他に災者1人につき、毛布1枚を支給する。ただし、東京都から毛布が支給された場合は除く。

[北区社会福祉協議会]

災害の態様	普通世帯	単身世帯
火災の場合（全焼・半焼・水損全て同様）	5,000 円	3,000 円
水害の場合（床上・床下全て同様）	5,000 円	3,000 円

※なお、死亡の場合は見舞金に代えて弔慰金として1世帯5,000円を支給する。

[東京都共同募金からの見舞品]

火災の場合、タオルを、単身・2人世帯の場合は1枚、3～5人世帯の場合は2枚支給する。生活保護を受給している被災世帯に見舞金1世帯につき1万円支給する。

[日本赤十字社東京都支部]

日赤東京都支部では、災害救援品（見舞品）の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞品の配分を行う。

災害の態様	見舞品
火災	被災者一人につき（全・半焼とも）、毛布・バスタオル 1枚
床上浸水	被災者一人につき、毛布・バスタオル 1枚 （毛布は寝具使用不可能世帯に準用）

※事業所の床上浸水は支給の対象外とする。

61. 被災者生活再建支援金支給額

平成26年4月現在

支給額は、以下の2つの支援金の合計となる。

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200（または100）万円

62. 災害援護資金貸付

平成26年4月現在

[国]

①貸付金額

	家財の1/3未満 の損害	家財の1/3以 上の損害	住居の半壊	住居の全壊
世帯主が1ヶ月 以上の負傷	150万円	250万円	270万円 〈350万円〉	350万円
世帯主の負傷なし	—	150万円	170万円 〈250万円〉	250万円 〈350万円〉

※ 〈 〉 内は、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合

※住居の全体が滅失又は流失した場合350万円

②所得制限

世帯人員	区市町村民税における前 年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万 円に30万円を加えた額

※ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1, 270万円とする。

③貸付利率 年3% (措置期間中は無利子)

④償還期間 措置期間経過後7年 (特別な事情がある場合は5年)

⑤措置期間 3年 (特別な事情がある場合は5年)

⑥償還方法 年賦又は半年賦

⑦経費負担 国 2/3

都 1/3

[都]

貸付金額 国の災害援護資金貸付金額を超えてなお貸付金を必要とする場合、150万円を限度に貸付。

63. 実費弁償

平成26年5月現在

(東京都災害救助法施行細則別表)

区分	範囲	職種	日当の限度額	超過勤務手当	旅費
実費弁償	災害救助法 施行令第10 条第1号か ら第4号ま でに規定す る者	医師	21,300円	勤務1時間当 たりの日当の 額(日当の額を 7.75で除し て得た額をい う。)を基礎と して職員の給 与に関する条 例(昭和26年東 京都条例第75 号)第15条第1 項及び第2項 の規定の例に より算出した 額	職員の旅費 に関する条 例(昭和26 年東京都条 例第76号) 第2条第2 項の規定に より1級の 職務にある 者に支給さ れる額相当 額
		歯科医師	20,500円		
		薬剤師	17,900円		
		保健師、助産師 及び看護師	16,400円		
		准看護師	13,200円		
		診療放射線技師、 臨床検査技師 及び臨床工学技師	14,500円		
		歯科衛生士	13,900円		
		救急救命士	16,900円		
		土木技術者 及び建築技術者	15,800円		
		大工	24,700円		
		左官	24,100円		
		とび職	23,800円		

64. 気象庁震度階級関連解説表

平成24年12月現在

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- (2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表ではある震度が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- (3) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- (4) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- (5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上などで実情と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

計測震度	震度階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況	木 造 建 物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0	人は揺れを感じない。						
	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
1.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
4.5								

計測震度	震度階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況	木 造 建 物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
4.5	5弱	多くの人が、身の安全を 図ろうとする。一部の人は 行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ 棚にある食器類、書棚の 本が落ちることがある座 りの悪い置物の多くが倒 れ、家具が移動すること がある。	窓ガラスが割れて落ち ることがある。電柱が揺 れるのがわかる。補強さ れていないブロック塀 が崩れることもある。道 路に被害が生じること がある。	耐震性の低い住宅で は、壁や柱が破損する ものがある。	耐震性の低い建物では、 壁などに亀裂が生じるも のがある。	安全装置が作動し、ガスが 遮断される家庭がある。 まれに水道管の被害が発 生し、断水することがあ る。[停電する家庭もあ る。]	軟弱な地盤で、亀裂が生 じることがある。山地で 落石、小さな崩壊が生じ ることがある。
5.0	5強	非常な恐怖を感じる。 多くの人が、行動に支障 を感じる。	棚にある食器類、書棚の 本の多くが落ちる。テレ ビが台から落ちることが ある。タンスなど重い家 具が倒れることがある。 変形によりドアが動か なくなる。一部の の戸が外れる。	補強されていないブロ ック塀の多くが崩れる。 据付けが不十分な自動 販売機が倒れることが ある。 多くの墓石が倒れる。自 動車の運転が困難とな り、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅で は、壁や柱がかなり破 損したり、傾くものが ある。	耐震性の低い建物では、 壁、梁、柱などに大きな 亀裂が生じるものがある。 耐震性の高い建物でも、 壁などに亀裂が生じるも のがある。	家庭などにガスを供給す るための導管、主要な水道 管に被害が発生するこ とがある。 [一部の地域でガス、水 道の供給が停止するこ とがある。]	
5.5	6弱	立っていることが困難に なる。	固定していない重い家具 の多くが移動、転倒する。 開かなくなるドアが多 い。	かなりの建物で、壁のタ イルや窓ガラスが破損、 落下する。	耐震性の低い住宅で は、倒壊するものがある。 耐震性の高い住宅 でも、壁や柱が破損す るものがある。	耐震性が低い建物では、 壁や柱が破壊するもの がある。耐震性の高い建 物でも壁、梁、柱などに 大きな亀裂が生じるもの がある。	家庭などにガスを供給す るための導管、主要な水道 管に被害が発生する。 [一部の地域でガス、水 道の供給が停止し、停電 することもある。]	地割れや山崩れなどが 発生することがある。
6.0	6強	立っていることができず、 はわないと動くことが できない。	固定していない重い家具 のほとんどが移動、転倒 する。戸が外れて飛ぶこ とがある。	多くの建物で、壁のタ イルや窓ガラスが破損、 落下する。補強されてい ないブロック塀のほと んどが崩れる。	耐震性の低い住宅で は、倒壊するものが多い。 耐震性の高い住宅 でも、壁や柱がかなり 破損するものがある。	耐震性の低い建物では、 倒壊するものがある。耐 震性の高い建物でも、壁 や柱が破壊するものが かなりある。	ガスを地域に送るための 導管、水道の配水施設に 被害が発生することがあ る。 [一部の地域で停電する。 広い地域でガス、水道の 供給が停止することがあ る。]	
6.5	7	揺れにほんろうされ、自分 の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく 移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁の タイルや窓ガラスが破 損、落下する。補強され ているブロック塀も破 損する。	耐震性の高い住宅で も、傾いたり、大きく 破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、 傾いたり、大きく破壊す るものがある。	[広い地域で電気、ガス、 水道の供給が停止する。]	大きな地割れ、地すべり や山崩れが発生し、地形 が変わることもある。

* ライフラインの□内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

* この震度階級関連解説表は平成8年10月から適用のものである。

65. 災害救助法の適用基準・適用手続き

北区における災害救助法適用基準

次のいずれかひとつに該当する場合、救助法の適用を申請する。

- 1 区の地域内の住家で、滅失した世帯数が150世帯以上であること。
- 2 都の区域内の住家のうち、滅失した世帯数が2,500世帯以上であって北区の区域内の住家のうち、滅失した世帯数が75世帯以上であること。
- 3 都の区域内で住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合、または災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害を被ったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- 4 多数の者が生命または身体の影響を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

被災世帯の算定基準

住家が半壊、または半焼する等、著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

住家の滅失等の認定

- 1 住家が滅失したもの
住家の損壊、焼失または流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
- 2 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの
住家の損壊または焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
- 3 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
前1、2に該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

世帯及び住家の単位

- 1 世帯：生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- 2 住家：現実に居住のために使用している建物をいう。
ただし耐火構造アパート等の居住の用に供している部屋が遮断、独立しており日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

災害救助法の適用手続き

◎ 災害に際し、災害救助法適用基準のいずれかに該当、または該当する見込みであるときは、区長はただちにその旨を知事に報告し、次に掲げる事項を明らかにし、災害救助法の適用を知事に要請する。

- 1 災害発生の日時及び場所
- 2 災害の原因及び被害の状況
- 3 適用を申請する理由
- 4 適用を必要とする期間
- 5 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- 6 その他必要な事項

災害報告

救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間経過に併せ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策資料となるため、区長は迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告するものとする。

救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、区長は知事に報告する。

【救助法に基づく救助の種類】

- 1 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- 2 炊き出しその他による食品の供給及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具、その他生活必需品の供給または貸与
- 4 医療及び助産
- 5 災害にかかった者の救出
- 6 災害にかかった住宅の応急修理
- 7 盛業に必要な資金、器具または資料の供給または貸与
- 8 学用品の供給
- 9 埋葬
- 10 死体の搜索及び処理
- 11 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

災害救助法による救助の程度・方法及び期間

災害救助法による救助の程度・方法及び期間は、災害救助法施行細則第2条別表第一に定めるところによる。

実費弁償

災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定するものに対する実費弁償のため支出できる費用（同条第5号から第10号までに規定する業者及びその従事者に対する実費弁償のため支出できる費用）は、業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその3/100の額も加算した額以内の額とする。

参考（災害救助法施行令第10条）

第10条 法第24条第1項及び第2項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、次のとおりとする。

1. 医師、歯科医師又は薬剤師
2. 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士
3. 土木技術者又は建築技術者
4. 大工、左官又はとび職
5. 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者
6. 鉄道事業者及びその従業者
7. 軌道経営者及びその従業者
8. 自動車運送事業者及びその従業者
9. 廃船運送業者及びその従業者
10. 港湾運送業者及びその従業者

66. 災害救助法施行細則 第2条

平成26年 5月現在

救助の程度及び方法			
救助の種類	対象及び方法	費用の種類及び限度額等	期 間
避難所及び 応急仮設住宅の 供与	<p>一 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。</p> <p>二 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難なときは野外に仮設小屋を設置し、又は天幕を設営して実施するものとする。</p>	<p>一 避難所設置のため支出できる費用は避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし一人一日当たり310円とする。</p> <p>二 高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費 を加算することができる。</p> <p>三 災害の発生日が冬季(十月から三月まで)である場合は、燃料費として別に定める額を加算することができる。</p>	<p>避難所を開設できる期間は、災害発生日から七日以内とする。</p>
	<p>応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものとする。</p>	<p>一 応急仮設住宅の一戸当たりの規模は、29.7㎡を基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,530,000円以内とする。</p> <p>二 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、前号の規定にかかわらず別に定めるところによる。</p> <p>三 高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を必要とする者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を、応急仮設住宅として設置できるものとする。</p> <p>四 応急仮設住宅の設置に代えて、民間賃貸住宅の借上げを行うことができるものとする。</p>	<p>一 応急仮設住宅の設置については、災害発生日から二十日以内に着工しなければならない。</p> <p>二 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第三項に規定する期限内とする。</p>

救助の程度及び方法			
種類	対象及び方法	費用の種類及び限度額等	期 間
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与 一 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行うものとする。 二 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行うものとする。	炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり1,040円以内とする。	炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に三日分以内を現物により支給する。
	飲料水の供給 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。	飲料水の供給を実施するため支出できる費用は水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	飲料水の供給を実施できる期間は災害発生の日から七日以内とする。

救助の程度及び方法																																													
種類	対象及び方法	費用の種類及び限度額等	期 間																																										
生活必需品の給与又は貸与 被服寝具その他	<p>一 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>二 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。</p> <p>(一) 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>(二) 日用品</p> <p>(三) 炊事用具及び食器</p> <p>(四) 光熱材料</p>	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり一又は二の表に掲げる額の範囲内とする。この場合において季別は、災害発生の日をもつて決定する。</p> <p>一 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>季別 夏季(4～9月まで)</th> <th>冬季(10～翌3月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>17,800円</td> <td>29,400円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>22,900円</td> <td>38,100円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>33,700円</td> <td>53,100円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>40,400円</td> <td>62,100円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>51,200円</td> <td>78,100円</td> </tr> <tr> <td>6人以上世帯</td> <td>51,200円に世帯人員が六人以上一人増すごとに7,500円を加算した額</td> <td>78,100円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに10,700円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 住家の半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)により被害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>季別夏季(4～9月まで)</th> <th>冬季(10～翌3月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>5,800円</td> <td>9,400円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>7,800円</td> <td>12,300円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>11,700円</td> <td>17,400円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>14,200円</td> <td>20,600円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>18,000円</td> <td>26,100円</td> </tr> <tr> <td>6人以上世帯</td> <td>18,000円に世帯人員が六人以上一人増すごとに2,500円を加算した額</td> <td>26,100円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに3,400円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>	世帯区分	季別 夏季(4～9月まで)	冬季(10～翌3月まで)	1人世帯	17,800円	29,400円	2人世帯	22,900円	38,100円	3人世帯	33,700円	53,100円	4人世帯	40,400円	62,100円	5人世帯	51,200円	78,100円	6人以上世帯	51,200円に世帯人員が六人以上一人増すごとに7,500円を加算した額	78,100円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに10,700円を加算した額	世帯区分	季別夏季(4～9月まで)	冬季(10～翌3月まで)	1人世帯	5,800円	9,400円	2人世帯	7,800円	12,300円	3人世帯	11,700円	17,400円	4人世帯	14,200円	20,600円	5人世帯	18,000円	26,100円	6人以上世帯	18,000円に世帯人員が六人以上一人増すごとに2,500円を加算した額	26,100円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに3,400円を加算した額	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施できる期間は、災害発生の日から十日以内とする。</p>
		世帯区分	季別 夏季(4～9月まで)	冬季(10～翌3月まで)																																									
		1人世帯	17,800円	29,400円																																									
		2人世帯	22,900円	38,100円																																									
		3人世帯	33,700円	53,100円																																									
		4人世帯	40,400円	62,100円																																									
		5人世帯	51,200円	78,100円																																									
		6人以上世帯	51,200円に世帯人員が六人以上一人増すごとに7,500円を加算した額	78,100円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに10,700円を加算した額																																									
		世帯区分	季別夏季(4～9月まで)	冬季(10～翌3月まで)																																									
		1人世帯	5,800円	9,400円																																									
2人世帯	7,800円	12,300円																																											
3人世帯	11,700円	17,400円																																											
4人世帯	14,200円	20,600円																																											
5人世帯	18,000円	26,100円																																											
6人以上世帯	18,000円に世帯人員が六人以上一人増すごとに2,500円を加算した額	26,100円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに3,400円を加算した額																																											

救助の程度及び方法			
種類	対象及び方法	費用の種類及び限度額等	期 間
医療及び助産	<p>一 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>二 医療は救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師 等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことのできるものとする。</p> <p>三 医療は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(一) 診療</p> <p>(二) 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>(三) 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>(四) 病院又は診療所への収容</p> <p>(五) 看護</p>	<p>医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする</p>	<p>医療を実施できる期間は、災害の発生の日から十四日以内とする。</p>
	助産	<p>一 助産は、災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。</p> <p>二 助産は次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(一) 分べんの介助</p> <p>(二) 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>(三) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p>	<p>助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産婦による場合は慣行料金の八割以内の額とする。</p>

救助の程度及び方法			
種類	対象及び方法	費用の種類及び限度額等	期 間
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索又は救出を行うものとする。	災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から三日以内とする。
被災した住宅の応急修理	住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者に対して行うものとする。	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり547,000円以内とする。	災害発生の日から一月以内に完了するものとする。
生業に必要な資金の貸与	生業に必要な資金の貸与については、別に定める。		
学用品の給与	<p>一 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)により学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中等部生徒を含む。以下同じ。)に対して行うものとする。</p> <p>二 学用品の給与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>(一)教科書 (二)文房具 (三)通学用品</p>	<p>学用品の給与のため支出できる費用は次の額の範囲内とする。</p> <p>一 教科書代 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費</p> <p>二 文房具及び通学用品 小学校児童一人につき4,100円 中学校生徒一人につき4,400円 高等学校等生徒一人につき4,800円</p>	学用品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内とする。

救助の程度及び方法			
種 類	対象及び方法	費用の種類及び限度額等	期 間
埋 葬	<p>一 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。</p> <p>二 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。</p> <p>(一)棺(附属品を含む。)</p> <p>(二)埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)</p> <p>(三)骨つぼ及び骨箱</p>	<p>埋葬のため支出できる費用は、一体当たり、大人206,000円以内、小人160,800円以内とする。</p>	<p>災害の発生の日から十日以内とする。</p>
死体の捜索	<p>死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p>	<p>死体の捜索のため、支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>災害発生の日から十日以内とする。</p>
死体の処理	<p>一 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。</p> <p>二 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(一)死体の洗浄、縫合、消毒等の処理</p> <p>(二)死体の一時保存</p> <p>(三)検案</p> <p>三 検案は、原則として救護班によつて行うものとする。</p>	<p>死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり3,300円以内の額とする。</p> <p>二 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は一体当たり5,000円以内の額とする。これらの場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>三 検案が救護班によることができない場合は当該地域の慣行料金の額以内とする。</p>	<p>災害発生の日から十日以内とする。</p>

救助の程度及び方法			
種類	対象及び方法	費用の種類及び限度額等	期 間
災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去	障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。	障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり134,200円以内の額とする。	災害発生の日から十日以内とする。
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費		<p>一 救助のために支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、次に掲げる事項に係るものとする。</p> <p>(一)被災者の避難 (二)医療及び助産 (三)災害にかかった者の救出 (四)飲料水の供給 (五)死体の搜索 (六)死体の処理 (七)救済用物資の整理配分</p> <p>二 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする</p>	救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

67. 災害様式

災害報告様式
NO. 1

被害概況速報

北区

災害の種類								
災害の発生地区								
災害発生年月日								
報告の時限								
報告責任者								
人的被害	死者							
	行方不明者							
	重傷者							
	軽傷者							
	計							
道路被害	道路損壊	箇所	河川被害	河川決壊	箇所	その他	がけ崩れ	箇所
	道路冠水	箇所		河川溢水	箇所			
	通行不能	箇所		下水溢水	箇所			
その他の特記事項								

NO. 2

被害状況調

北区

被害の状況		地区名	地区	地区	地区	地区	計	
人的被害	負傷	死者						
		行方不明						
		重傷						
		軽傷						
		計						
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流出						
		半壊又は半焼						
		一部破損						
		床上浸水						
		床下浸水						
	世帯及び人員	全壊・全焼 又は流出	世帯					
			人員					
		半壊又は 半焼	世帯					
			人員					
		一部損破損	世帯					
			人員					
		床上浸水	世帯					
			人員					
		床下浸水	世帯					
人員								
災害発生年月日			年 月 日					

NO. 3

世帯構成員別被害状況

年 月 日 時現在

世帯構成員別 被害別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人 世帯	7人 世帯	8人 世帯	9人 世帯	10人 世帯	計	小学生	中学生	高校生
全壊・全焼														
流出														
半壊・半焼														
床上浸水														

NO. 4

災害救助費概算額調

北区

種 目 別 区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
1 救 助 費		円	円	
(1) 収容施設供与費				
避難所施設費	延 人			
応急仮設住宅設置費	戸			
(2) 炊出しその他による食品給与費	延 人			
(3) 飲料水供給費	延 人			
(4) 被服寝具その他生活必需品給(貸)与費	世帯			員数内識別表のとおり
(5) 医療費及び助産費	延 人			
医療費	延 人			
助産費	延 人			
(6) 災害にかかった者の救出費	人			
(7) 住宅の応急修理費	世帯			
(8) 生業資金の貸与費	世帯			
(9) 学用品の給与費	人			員数内識別表のとおり
小学校児童	人			うち教科書 円
中学校生徒	人			うち教科書 円
高等学校等生徒	人			うち教科書 円
(10) 埋葬費	体			
大 人	体			
小 人	体			
(11) 遺体の搜索費	体			
(12) 遺体の処理費	体			
(13) 障害物の除去費	世帯			
(14) 輸送費				
(15) 人夫費				
2 実 費 弁 償 費	人			
3 扶 助 費	件			
4 損 失 補 償 費	件			
5 法第34条の補償費				(赤十字の支弁分)
6 法第35条の求償に対する支払費				(他府県が実施した救助費分)
合 計				

別表 世帯構成員別被害状況

世帯構成員別 被害別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人 世帯	7人 世帯	8人 世帯	9人 世帯	10人 世帯	計	小学生	中学生	高校生
	全壊(焼)流出											世帯	円	円
半壊(焼) 床上浸水														

災害救助法に基づく救助措置及び救助費報告

項目	救助措置				救助費	
避難所	ヶ所 ・ 人					
被服寝具生活必需品	全壊・流出()世帯 半壊・床上()世帯					
炊出し	ヶ所 ・ 人					
給水	人					
医療	医療	救護班()班 ・ 病院診療所()ヶ 所 診療人員()人				
	助産	ヶ所 ・ 人				
救出						
学用品	教科書	小学生	人	学用品	小学生	人
		中学生	人		中学生	人
埋葬	大人 体 ・ 小人 体					
遺体搜索						
遺体処理	洗淨()体 ・ 消毒()体 保存()体 ・ 検案()体					
障害物					戸	
輸送					人	
労働供給						
仮設住宅					戸	
応急修理					戸	
事務費						

救 助 日 報

その 1

報告機関				受信機関				
送信者				受信者				
報告期限		年 月 日 時現在		受信時間		年 月 日 時現在		
避難所開設	開設期間	開設日時	日 時	被服寝具生活必需品	都より受入又は前日より繰越量		点	
		閉鎖予定日	月 日		本日支給	全壊(焼)世帯数 流出世帯数	() 世帯点	
	既存建物	箇所数	箇所			半壊半焼世帯数 床上浸水世帯数	() 世帯点	
		収容人員	人		翌日への繰越量		点	
	野外仮設	箇所数	箇所					
		収容人員	人					
炊出給水	炊出期間	開始月日	月 日	医療助産	医療班出勤数		班	
		終了予定日	月 日		救助地区			
	炊出し箇所数		箇所		診察者数	医療	人	
	救出人員	朝	人			助産	人	
		昼	人		医療機関	医療	施設数	ヶ所
		夜	人				診察人員	人
		計	人		助産	施設数	ヶ所	
	供給人員		人		救助終了予定月日		月 日	
	供給水量		ℓ		救出地区			
	給水期間	開始月日	月 日		救出した人員			
		終了予定日	月 日		今後救出を要する人員			
	給水方法				救出終了予定月日			
救出の方法								

その 2

学用品	都より受入又は前日よりの繰越量				死亡別		建物倒壊	体
	小学生	全壊(焼)世帯	()	人点	遺体処理	遺体洗淨		体
		半壊(焼)世帯 床上浸水世帯	()	人点		遺体縫合		体
	中学生	全壊(焼)世帯	()	人点		遺体消毒		体
		半壊(焼)世帯 床上浸水世帯	()	人点	遺体保存	既存建物		カ所
	高校生	全壊(焼)世帯	()	人点		仮設建物		カ所
		半壊(焼)世帯 床上浸水世帯	()	人点	遺体処理機関			
	翌日への繰越量			点	今後処理を要する遺体			体
	前日までの埋葬			体	遺体処理終了予定月日		月	日
	埋葬	本日埋葬	大人		障害物除去	要障害物除去戸数		戸
小人				本日除去した戸数		戸		
計				今後除去する戸数		戸		
翌日以降の要埋葬数			体	除去終了予定月日		月	日	
埋葬終了予定月日			月	日	公用車使用		台	
埋葬終了予定月日			月	日	借上車使用		台	
遺体搜索	搜索地区			輸送	救助種別			
	遺体	搜索を要する遺体				体		
		本日発見遺体				体		
		今後の要搜索遺体		体				
	搜索方法			労働供給	人夫雇上げ数			
	搜索終了予定月日				月	日	従事作業	
仮設住宅	着工月日	戸	月		日			
	竣工月日	戸	月	日	その他			
応急修理	着工月日	戸	月	日	備考			
	竣工月日	戸	月	日				

68. 日毎の記録を整理するために必要な書類

災対各部用

日毎の記録を整理するために必要な書類

救助実施記録日計表

災害対策救助法による救助の実施は、迅速かつ正確な被害状況の把握から始まるが、救助の実施状況の記録は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に整理しておかなければならないため、各救助現場においては、日毎の整理のための「救助の実施記録日計表」を記録し報告するとともに、必要書類を管理すること。

救 助 の 実 施 記 録 日 計 表				
救助 の 種 類	避難所	学用品等	医療助産	障害物
	飲料水	炊き出し	被服寝具	仮設住宅
	遺体捜索	遺体処理	埋 葬	応急修理
	労働供給	救 出	輸 送	
北 区 (区市町村名) 責任者氏名 _____ 印 災対部 ()				
_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分				
NO. _____				
員数 (世帯)				
品目 (数量・金額)				
受 入 先				
払 出 先				
場 所				
方 法				
記 事				

※ 「記事」欄については、救助実施状況を記録すること。記録簿として保管すること。

引 渡 書

年 月 日

殿

引渡責任者 職氏名

印

下記物品を引き渡すので受領されたい。

- 1 引渡場所
- 2 引渡時間 年 月 日 時 分
- 3 引渡物品 下記のとおり

品 名 等	単位呼称	数 量	備 考

受 領 書

年 月 日

殿

受領責任者 職氏名

印

下記物品を確かに受領した。

- 1 受領場所
- 2 受領時間 年 月 日 時 分
- 3 受領物品 下記のとおり

品 名 等	単位呼称	数 量	備 考

東京都北区地域防災計画（震災対策編）
平成27年3月修正

刊行物番号 26-1-094

発行年月 平成27年（2015年）3月
発行 北区危機管理室地域防災計画担当
〒114-8508 北区王子本町1-15-22
電話 03-3908-8184